

令和4年第3回臨時会 目次

令和4年10月21日（金曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
開 議	4
議会報告 議会運営委員長報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
承第5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分 の承認を求めることについて	5
提案理由説明 …… 市長	5
質 疑	5
採 決	5
議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）	5
提案理由説明 …… 市長	5
予算特別委員会の設置について	6
議案付託表	7
（予算特別委員長報告）	
議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）	8
質 疑	8
採 決	8
市長挨拶	8
閉 会	9

令和4年第3回臨時会
予算特別委員会 目次

令和4年10月21日（金曜日）

出欠席委員氏名	11
説明のため出席した者の職氏名	12
事務局職員出席者	12
本日の会議に付した事件	13
開　　会	13
議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）	13
採　　決	22
閉　　会	22

令和4年12月定例会 目次

令和4年11月30日（水曜日）

議事日程第1号	27
本日の会議に付した事件	28
出欠席議員氏名	29
説明のため出席した者の職氏名	30
事務局職員出席者	30
会期日程表	31
開 会	32
開 議	32
議会報告 議会運営委員長報告	32
会議録署名議員の指名	33
会期の決定	33
諸般の報告	33
同意第8号 南陽市副市長の選任について	33
提案理由説明 市長	33
質 疑	33
採 決	35
議第51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結につ いて	35
提案理由説明 市長	35
質 疑	35
採 決	36
議第52号から議第58号まで計7件	36
提案理由説明 市長	36
総括質疑	37
議案付託表	38
（総務常任委員長報告）	
議第52号及び議第53号の計2件	39
質 疑	39
採 決	40
議案審査結果表	41
議第45号から議第50号まで計6件	42
提案理由説明 市長	42
予算特別委員会の設置について	43
議案付託表	44

(予算特別委員長報告)

議第45号から議第49号まで計5件	45
質 疑	45
採 決	45
議案審査結果表	46
散 会	47

令和4年12月5日(月曜日)

議事日程第2号	49
本日の会議に付した事件	49
出欠席議員氏名	50
説明のため出席した者の職氏名	51
事務局職員出席者	51
一般質問表	52
開 議	65
一般質問	65
山口裕昭議員	65
1. 大人の発達障害について	65
2. 障害者控除対象者認定書の交付について	66
伊藤英司議員	76
1. 子育て支援について	76
2. HPVワクチンについて	76
島津善衛門議員	83
1. 「地区長会の役割と改革」	84
2. 「2022全国一斉学力テスト」の結果	84
佐藤 明議員	91
1. 介護保険について	91
2. 来年度予算編成と重要施策について	92
散 会	100

令和4年12月6日(火曜日)

議事日程第3号	101
本日の会議に付した事件	101
出欠席議員氏名	102
説明のため出席した者の職氏名	103
事務局職員出席者	103
開 議	104
一般質問	104

板垣致江子議員	104
1. 子どもたちの健やかな成長のために	104
2. 生理用品の常備や配布について	105
高岡亮一議員	113
1. 食糧危機に備えるために	114
2. 新型コロナワクチン接種の副反応について	116
散 会	123

令和4年12月21日（水曜日）

議事日程第4号	125
本日の会議に付した事件	125
出欠席議員氏名	126
説明のため出席した者の職氏名	127
事務局職員出席者	127
開 議	128
議会報告 議会運営委員長報告	128
（総務常任委員長報告）	
議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設 定について	128
質 疑	129
採 決	129
（文教厚生常任委員長報告）	
議第55号及び議第56号の計2件	129
質 疑	130
採 決	130
（産業建設常任委員長報告）	
議第57号及び議第58号の計2件	130
質 疑	131
採 決	131
（予算特別副委員長報告）	
議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）	131
質 疑	132
採 決	132
委員会報告書	133
議案審査結果表	134
（追加議案）	
議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第11号）	135
提案理由説明	市長 135

議案付託表	136
(予算特別副委員長報告)	
議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)	137
質 疑	137
討 論	137
採 決	137
市長挨拶	137
閉 会	138

令和4年12月定例会
予算特別委員会 目次

令和4年11月30日（水曜日）

出欠席委員氏名	139
説明のため出席した者の職氏名	140
事務局職員出席者	140
本日の会議に付した事件	141
開　　会	141
議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第9号）	141
採　　決	141
議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	141
採　　決	142
議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）	142
採　　決	142
議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）	142
採　　決	143
議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）	143
採　　決	143
散　　会	143

令和4年12月15日（木曜日）

出欠席委員氏名	145
説明のため出席した者の職氏名	146
事務局職員出席者	146
本日の会議に付した事件	147
開　　議	147
議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）	147
採　　決	161
散　　会	161

令和4年12月21日（水曜日）

出欠席委員氏名	163
説明のため出席した者の職氏名	164
事務局職員出席者	164
本日の会議に付した事件	165
開　　議	165

議第 5 9 号	令和 4 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 1 号）	165
採 決		166
閉 会		167

令和4年第3回臨時会

南陽市議会会議録

(第406号)

南陽市議会事務局

令和4年10月21日（金曜日）

本 会 議

令和4年10月21日（金）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年10月21日（金）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承第 5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 議第 44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）

日程第 6 予算特別委員会の設置について

（予算特別委員長報告）

日程第 7 議第 44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る10月14日告示になりました令和4年南陽市議会第3回臨時会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、青木 勲代表監査委員は、都合により欠席する旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

### 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本臨時会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年第3回臨時会の運営について、去る10月18日午前10時より議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

初めに、会期について申し上げます。

本臨時会に提案されます議案は、承認案1件、

補正予算案1件の計2件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、協議いたしました結果、本臨時会の会期を本日1日とすることに決しました。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、承認案1件につきましては、提案理由の説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、補正予算案1件についてであります。提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

以上、本臨時会の運営について、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、4番島津善衛門議員、16番佐藤 明議員の両議員を指名いたしますので、よろしく御願申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本臨時会に説明のため、出席を求めた者の職、氏名は別紙のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 承第5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分の承認を求めることについて

○議長 日程第4 承第5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分の承認を求めることについてであります。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました承第5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分の承認を求めることについての承認案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、電力、ガス、食料品等の価格高騰を踏まえ、特に家計への影響が大きい、住民税非課税世帯や、家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費を新規追加するものであり、財源につきましては、国庫支出金で措置いたすものでございます。

以上、承認案1件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております承第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、承第5号は委員会付託を省略することに決定しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第5号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第7号)についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第5号は承認することに決しました。

~~~~~

日程第5 議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)

○議長 日程第5 議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第44号 令

和4年度南陽市一般会計補正予算（第8号）の補正予算案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の主な内容は、マイナンバーカード取得促進のための特設窓口の設置や、交付件数の増加に対応する交付管理システム導入費用などの追加。

保育施設の通園バスに、置き去り防止の安全装置を取り付けるための補助金等の追加。

燃料価格や物価高騰対策として、低所得世帯に対する灯油購入費等助成金の増額、稲作農家の燃料など、光熱動力費上昇分及び畜産農業者の配合飼料購入費上昇分の補助、土地改良区の水利施設電気料高騰に対する補助、全市民応援クーポン事業、道路貨物運送事業者をはじめとする市内事業者及び個人事業主の事業継続を支援するための給付金などを追加するものであり、財源につきましては、国県支出金のほか、基金繰入金で措置いたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

## 日程第6 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第6 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議第44号の補正予算議案を審査するため、議

長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第44号の補正予算議案は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

なお、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し審査願います。

○議長　ここで暫時休憩いたします。  
再開は予鈴にてお知らせいたします。  
午前10時10分　休　憩

午前11時04分　再　開

○議長　再開いたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第7　議第44号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)

○議長　日程第7　議第44号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)について予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長　殿岡和郎議員　登壇〕

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本臨時会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。これを審査するため、先ほど委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第44号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ござい

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第44号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第44号は予算特別委員長報告のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって本臨時会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市　長　挨拶**

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　第3回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御承認、御可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

今臨時会では、世界的な燃料費や物価の高騰を受けた生活支援と経済対策を提案いたしまし

たが、物価高騰の状況は、今後もしばらくは続くものと推測しております。

国や県の対策と併せながら、本市ができて効果の高い施策に取り組み、少しでも市民生活が安定する方向に進むよう事業を実施してまいります。

さて、政府は、世界的に入国規制などの水際対策が緩和されていることを踏まえ、訪日観光客の個人ツアーを解禁し、入国制限はほぼコロナ禍前に戻す政策を実施いたしました。

観光振興策である全国旅行支援がスタートしたことも併せ、裾野が広い観光業界の回復が望まれ、地域経済に波及することが期待されます。

本市におきましても、現在、南陽の菊まつりが開催され、宮内会場の入場者数が昨年を3,000人上回り2万人を超えるなど、市内外から多くのお客様がお見えになられております。17日からは花公園に会場を移し、伝統的な菊人形と菊花品評会が開催されております。

南陽の秋の風物詩であります南陽の菊まつりに多くの方が来場され、市内経済の活性化に結びつくよう祈念しております。

結びになります。議員の皆様におかれましては、朝夕の寒さが身に染みる季節となりましたので、御自愛をいただきながら、各般にわたってさらなる御活躍をされますよう御祈念申し上げます。臨時会の閉会に臨み、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会第3回臨時会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時10分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美
会議録署名議員 島 津 善 衛 門
同 佐 藤 明

令和4年第3回臨時会

10月21日(金曜日)

予算特別委員会

令和4年10月21日（金）午前10時11分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	す こ や か 子 育 て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長
安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

本日の会議に付した事件

議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第8号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) おはようございます。

これより予算特別委員会を開会いたします。  
ただいま出席されている委員は16名全員であります。

これより予算の審査に入ります。  
本委員会に付託されました案件は、令和4年度補正予算1件であります。

~~~~~

議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正
予算(第8号)

○委員長 それでは、議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和4年第3回臨時会 予算に関する説明書により 議第44号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。
補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入歳出全般及びその他・附属資料8ページ

から15ページまでについて質疑ございませんか。
16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 先だつての9月定例議会で臨時交付金について質問いたしました。

それで、新たに国は6,000億円を都道府県、あるいは地方自治体に配分しますと、こういうふうなことであったわけですが、当時の課長の説明によりますと、まだはっきりしたことは分からないと、どれくらい来るかも分からないと。大体、来て1億3,000万円から1億円でしょうと、こういう報告があったわけですが、南陽市、どの程度来たのか、その辺どうでしょうか。

それから、2点目であります。都道府県の配分は、3,000億円のうち山形県は約50億と、市町村の配分は35億7,400万円、約ね、こういう配分で来ていると、こういうことですが、さっき私申しましたように、当時の当局は1億3,000万円から1億円というふうなことでありますが、その根拠について、算定の基準というのですか、そういうものはどういうふうに見ておられるのか。南陽市の配分の査定はどうだったかという、その辺どうでしょう。

○委員長 高橋財政課長。
○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

このたびの臨時交付金につきましては、総額で6,000億円、うち都道府県が3,300億円、市町村分が2,700億円ということで配分されてございます。

南陽市の配分額につきましては、1億1,043万円の交付を受けているところでございます。

また、今回の積算の根拠につきましては、物価指数、地方税収の状況、中小企業の割合、ワクチンの接種率、こういったことで算定をされておりまして、これまでの算定ともまた違った形で、現状に即した形で算定を受けているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 山形県の市町村分は35億7,400万円、こういう配分ですね、県は50億円と。そうした場合、今課長がおっしゃった1億1,000万円南陽に配分されていると、こういうことになるわけですが。

これ、いろいろ課長がおっしゃったように、物価の問題とかワクチンの接種率とかいろいろな加味して配分をしたというようなお話ですが、南陽市の場合、配分率として私少ないのではないのかなと思うんですが、その辺どのように認識されておりますか。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

確かに、臨時交付金につきましては、自由度の高いものでございますので、多いにこしたことはございませんが、国のほうの資料を拝見させていただきますと、ある程度必要な数値を用いて、公平に配分をされたのかなというように考えているところであります。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私、いろいろ資料を見てみますと、都道府県の配分についてはまず分かるんですけれども、このいろいろ人口とか加味してみますと、非常にアンバランスがあるんでないのかなと、このように私思うんですけれども。人口比で割れば一番いいんでしょうけれども、そうはなっていないというところに問題があると言わざるを得ないんですけれども。

これ、市長は、この1億1,000万円の配分については、市長としてどのように認識されているか、これどうですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 山形県の人口が約100万人、そして南陽市の人口が先日3万人は割りましたが、約3万人、ほぼ3%でありまして、そこから計算すると著しく人口比率から乖離してはいないとい

うふうに認識しています。

また、高齢者の割合ですとか、年少人口割合なども加味しているというふうに伺っているところです。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 さっき課長がおっしゃったワクチン接種率ですか。南陽市は結構県内でもいいほうなわけですね。そういった状況から見れば、いろいろ試算がいろいろな場面で違うということは分かるんですけれども、総じて言えば私は低いと言わざるを得ないです。

さっき市長は人口比率で言ったわけですが、3%、これはぴったりなんですよ。35億7,000万円ですか、これ比率ぴったりなんだよ。

しかし、それだけでは計算できないわけであってね。やはりこれは8つのメニューあるわけですよ。生活者支援と事業者支援と4項目ずつ分けられているわけですよ。そういった点からも私は少ないのではないのかなと、このように指摘をしておきたいと、このように思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 10ページの通園バスの安全装置のことでお伺いをしたいと思います。

本当に悲惨な事故が発生を、今回だけでなく、静岡の事件だけでなく発生をして、いわゆるヒューマンエラーだけではなくて、安全装置というふうな形で、今回は全国的にこれを予算化して、対策を取るというふうなことの一案なわけですが。

お聞きしたいのは、まず、どのような機能を持ち、そしてどのような種類が、例えば何種類かあってそのうちの1種類なのか、最初からその種類しかないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお

答え申し上げます。

安全装置の種類というところでございますけれども、いろいろな種類がありまして、1つにはブザー方式ということで、エンジンを止めるとブザーが鳴り始めまして、後部のほうまで行ってボタンを押さないとブザーが止まらないということで、それで確認を図っていく装置ですとか、あと、もう少し先進的なものになりますと、カメラにAIがくっついていまして、人影を認識して取り残しがいないかということを知り、警報を鳴らすといったものまで様々あるようでございます。

ただ、市販まで行っているものというのがまだ少ない状況ということで、また併せて、このたび国土交通省のほうで、安全装置の仕様というものを検討していくということがございますので、なかなかそちらに合わせた開発ということにもなってくるかということで、ちょっとまだ分からないところがありますが、現在想定しているところとしては、そういったものを取り付けるというようなことで考えているところがございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと今の具体的な説明でちょっと分からなかったんですが、確認ですけれども、今回の予算については、いわゆるブザーが鳴るといふような方式ですか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

金額のところ、1台当たり20万というところでございますので、想定はそのブザー方式ということをご想定したものではございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 一番はやはりソフト面で、ヒューマンエラーのないような形での指導の徹底がまずあって、そして最終的には機械にも頼っ

ていくというふうなことだと思っておりますけれども。

そのソフト面に関して、ソフト面というかわゆる指導、ヒューマンエラーをチェックしていくダブル、トリプルチェックしなきゃならないと思っておりますけれども、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

このたびの事故が起きて以降といいますか、直ちに各施設のほうに通知という形ではございますけれども、安全点検の確認ということ、あとそれから、具体的に子供のほう自体が、安全対応を取れるようにというふうな訓練もしてほしいというようなことも、併せて通知等お願いはしたところではございますけれども、なかなかそういうのは難しいところもあるということで、このたび国のこういうふうな動きがあったということで、そのような安全装置を含めた取組ということで、させていただきたいと思っております。

現状として、各施設への通知という段階にはなっておりまして、あとどのような対応取っていくかまでは確認はちょっと取れていないところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 本当に痛ましいですし、これはまさしく人災なわけですね。人災をやはり未然に防ぐというようなことは、私たち大人の本当の責務であるし、あつてはならないことだと思っております。

したがって、通知一遍でなくて、やはりそれは確認していく。当然やっていると申しますよ、事業所では当然やっていると申しますが、そこを含めてやはり確認をしていくというのが、やはり私たちの行政のまず責務だろうというふうに思っておりますね。

市長、そこについてどのようにお考えですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 まさしく委員おっしゃるとおりでありまして、あの事故を受けて、こうした悲惨な事故は二度と起こしてはならないし、大人ができる限りの、100%は難しくとも、できる限りの手を尽くすんだということは必要だと思いました。

国のほうでは、まだこの安全装置の補助メニューについて、詳細は決まっておりませんが1台当たり20万円と、こういうことが出ましたので、具体的な内容は決まっていなくとも、とにかく直ちに手を打とうということで、担当課と相談して、各園にも通知するとともに、我々もできることをやっていこうというふうに思っています。

ぜひ、足りないところなどは委員からも御指導いただきながら、そういった事故を防ぐべく、当局、そして議会一体となって取り組んでいければというふうに思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そのようにお願いしたいんですけれども、1つ、先ほど通知はしていたけれども、現状は確認していないというふうな話が課長からありました。

そこはちょっと、私はもう早急にするべきだというふうに、聞くべきだというふうに思うんですけれども、そこについてはどうですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 今日中に確認するよう指示しておきます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 11ページの7款商工費の中のコロナ対応商店街販売促進支援事業費補助金について、これに関連してお伺いしたいと思います。

9月定例会で出したり引っ込めたり、出した

りといろんな混乱があったわけで、今回こういう形で、とにかく1つの商店街の判断が他に迷惑を及ぼすことを、非常に私も気にしていたわけですが、こういった形で、全部ではなくても復活したということは、私なりに非常に評価して、よかったなと思っています。

この問題、遡りますと結局コロナ対策ということでのワクチン接種の問題に絡んでいくわけです。というのは、1つの商店街がコロナ対策の広告を出すに当たって、とにかくコロナに対する対策としての一番は、基本は、免疫力をつけることだと、それはかねがねずっと主張していたところでありまして、ところが、免疫力をつけるというふうなことを前面に打ち出したチラシでは県を通らないと。そういった判断がありまして、それでやむなくそれを取り下げて、ただぎりぎりのところでそのチラシに、子供たちへのワクチン接種は何とかやめてほしいというふうなことが、それが今度はこれもまた県の方針に反するというふうなことで、問責決議というふうなところまで行ったというのが、一番の根本の問題だったわけです。

それ以降、それが3月議会だったわけですが、それから半年が経過しまして、どうもコロナワクチンというものが何かおかしいぞと。そういったふうな雰囲気全体に広がる、市長自身、ワクチン3回打ったにもかかわらずコロナを体験された。また、我々の仲間の同僚議員もワクチンの推進の急先鋒であったにもかかわらず、コロナを体験された。

そういったふうな事態になりまして、これは我が南陽市だけでなく、全国的にどうもコロナワクチン接種に対する不信感というのが広がり始めているところです。

最近、10月11日だったですかね、ヨーロッパの公式な議会で、欧州議会というところだったようですけれども、そこでファイザーの幹部役員を招聘しての公聴会が開かれた。そこで、ど

ういったふうな議論がなされたかという、コロナワクチンを市場に出すに当たって、その感染予防効果についての実験を行ったかどうか、それをオランダの議員が聞いたそうです。

それに対するファイザーの答えは、そんな暇はなかった、とにかく早く出さなければならぬということで、実験まではしなかったということをはっきり認めたことが大きな問題になっております。

それについて私なりにちょっと書いたんですけども、コロナワクチンが新型コロナ感染予防に効くか効かぬか分からぬままに市場に出さざるを得なかったということを、ファイザー社が正式に認めました。初めからワクチンは試験中ということが分かっていたはずで、ファイザー社がうそをついていたわけではありません。勝手に世の中がワクチンを打たねばならないと思ひ込んで、世界中の何十億人もの人が打ったのです。

本市のように、ワクチン推進急先鋒の市長や議員がコロナに感染してしまうのは不思議でも何でも無い、ワクチンを作った側が効くか効かぬか分からぬままに、せかされて世の中に出さざるを得なかったというのですから、とんでもない茶番だったということが、欧州議会という公式の場で白日の下にさらされました。

○委員長 高岡委員、もう少しまとめてお願いします。

○高岡亮一委員 はい、分かりました。

それでお聞きします。モデルナ社のワクチンが、大分全国的に使用されないということで廃棄されていたようですけれども、南陽市において廃棄の事実があったかどうか、それをお伺いします。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

モデルナ社のワクチンにつきましては、まだ

使用期限が来ていないので、まだ廃棄をしたという実績はございません。

これから使用する見込みというのも、今のところ従来株のワクチンについてはないということになるわけですが、ただ、1回目、2回目、まだ未接種の方については使える可能性も残っているということもございますので、現在廃棄しているというものはございません。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 有効期限は最初6か月だったはずですが、現在どういうふうな形になっていますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 モデルナ社のワクチンの有効期限ということによろしいですね。

モデルナ社のほうは9か月になっておりまして、ファイザーのほうも期限が伸びまして、正確な月数、今ちょっと資料持ってこなかったもので大変申し訳ございませんが、15か月だと思っております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 普通ね、食料品等ある消費期限とかというのは、そんな簡単に延ばせるものかどうかあれなんですけれども、何かかなりいいかげんに、どんどん使われなからということで延ばしているような実態のようですね。

最初、マイナス75度以下の冷凍保存というふうなことで、我々聞いていたわけですが、現状はどうなっていますか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ファイザー社のワクチンにつきましては、マイナス70度、モデルナ社のワクチンにつきましては、マイナス20度の冷凍庫のほうで保管をし

ております。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 あと、世界的にもうワクチンは考え直そうと。ワクチンのデメリットについて議論をするのが世界の一つの流れになっているわけです。

ところが、日本はほかの国よりも値段を高く設定したところで売りつけられて、しかもほかで売れ残ったものをどんどん日本に来て、日本が最終処分場になっている。既にワクチンの購入費が2兆4,000億円に達しているというようなこともあるわけです。

そういった中で、果たしてそのワクチンが本当に効くんならいいんだけど、実は非常にびっくりするデータが、この間18日に国会の議員が中心になって、ワクチン接種に関する大議論会というのがあって、それが今ネットで見る事ができるんですけども。

その中で、山形県が日本一になっていたと。何で日本一になったかと、100万人当たりの新規感染者が……

○委員長 高岡委員、今発言中ですけども、議案あるわけですから、議案に関連にしては少しオーバーになっているので、まとめて。

○高岡亮一委員 はい、分かりました。

9月議会であえて俺何も言わなかったけれども、その分いろいろ今、次々あって、あれも言わなきゃ、これも言わなきゃっていっぱい出てきて申し訳ないですけども、最終的に何を聞きたいか、何を言いたいかと言いますと、市長自身、やはりこうした今ワクチンに対する不信感というのが現実に非常に広がっている。

今、私、この手元にあるのが、ある女性週刊誌の最新号です。血税のワクチンがほぼ全て捨てられているという大きな見出しで、女性週刊誌がそういうような形で今報道されている。

そういった中で、ワクチンに対する不信感、

2兆4,000億円もの金がつぎこまれたワクチン、そのほかにもいろんな形で、それは本当にワクチンそのものの値段で、それだけで2兆4,000億円。それ以外のいろんな費用がいっぱいかかっているわけで、それをこのまま、ワクチンを今度は、生まれたばかりの6か月の子供にまでワクチンをしなければならない、そういったふうになっている。

さっき話止められて大事なことを言い忘れた。その山形県がワクチン接種の一番高い、1位が秋田県で2番が山形県で、その秋田と山形が新規感染者が一番多い。そのデータが国会での大議論会の中で明らかにされており、非常に私もショックを受けたところでした。

そういった中で、市長自身、今までワクチン何とか打たねばならないということで、その最先鋒で頑張ってこられたわけですけども、南陽市の場合は6歳から12歳が、山形県が全国2位で44%ぐらいのさらに超えて五十何%。そういった中で、大したもんだと思っているのかもしれないけれども、どうも我々の周り身近なところで、がんが増えている、体調が悪い、本当にそういう話がどんどん入ってくる。そういったことを聞くにつけても、思いたくないけれどもワクチンのせいでねえべね、そうつい思ってしまうざるを得ない、そういった今現状になっているわけで、そういったもろもろの市長自身のコロナ体験も含めながら、そういったことも考えて……

○委員長 高岡委員。

○高岡亮一委員 はい、今、大事なこと言う。

○委員長 議案を逸脱しているので、別な機会に御質問を。

○高岡亮一委員 今、市長にこれを聞くためにしゃべってきたんだ。

○委員長 簡潔に願います。

○高岡亮一委員 はい、分かりました。

市長、お尋ねします。これまでの考えを変え

るつもりは……変えなくてもいい、考え直してみるつもりはありませんか。

○委員長 白岩市長。

○市長 予算と直接関係のないことで答弁するのは非常に不本意ですが……

○委員長 静粛に。

○市長 この件に関してお答えしますと、地方自治体として、国や様々な関係機関の公的な信頼のおけるデータに基づいて、必要な地方自治事務を行っていくという姿勢は変わりございません。

ワクチンについては、実際に接種の実績が進んできて、重症化予防効果、入院予防効果等は、もうデータでそれが上昇するということは明らかになっているというふうに認識しています。

特に子供の感染が多く、山形県や東北においては、3世代同居率が高いことから、家庭内感染によって感染が広がっているとも認識しており、今回、乳幼児の接種について努力義務が国の分科会において示されているところですが、そういったことに従って、希望する方が速やかに接種できるように、今後とも努めてまいります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 予算に関連ないということだったんですけれども、今回のこの補正のこの予算に、根本をたどるとこの問題になりますよということで私もこの質問をしたわけで、いろいろ声を荒げたりもしましたけれども、非常にこれ大事な問題なんで、市長自身、今は変えるつもりはないというようなお考えのようなんですけれども、これからの世の中の一つの流れを見ながら、おかしいと思ったらやはり変える、柔軟な気持ちを持って今後も見守り、また市政を運営していただきたいということを強く要望して質問を終わります。長い間ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 9ページのマイナポイント、マイナンバーカードについてお伺いをしたいと思います。

まず、現状のいわゆるマイナポイント取得率に関しては、50%になったのかどうかなんですけれども、これ、12月まで延びて、いわゆる取得率が交付率の算定基礎になるとかというふうな報道がされていますけれども。ということは、非常にかなり前向きに取り組まなければ、市としても損する、損するという表現はあれですね、というようなことかなというふうに思っております。

なので、これについてどのような形で、今までも一生懸命やっているわけですがけれども、それにしてもあまり伸びない。どのような形でこれから取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

今までも市民課としましては、交付の窓口の機会を多数設けてきているところではございますけれども、引き続きスーパー等での出張申請、また休日、平日の夜間の窓口、また11月、12月につきましては、市民課、市役所の1階ロビーに特設の窓口を設けるなどして、市民の方への交付の機会を多く設けていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 質問の仕方を変えます。

そういった形でやられてもなかなか上がらない。これは南陽、本市だけではなくて。というのは、要するに、例えば私は高齢者の方についてどういうふうに対応するかということが問題だと思うんですよ。

例えばいわゆる後期高齢者以上の方、もう俺

は要らねえわと、別に必要ねえというふうな方たちがいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。その方に対してどういうふうアプローチをして、いや、そうじゃなくてマイナポイントつくからもらってくださいよとかね、例えばですよ。そういうふうな形でより分かりやすく、高齢者対策というんですかね、表現としては。そういったものをしていかないと、やはり伸びないと思うんですよ。いわゆる現役世代だけの相手だとなかなか難しいんじゃないかなと思うんで、その割合というのは多分15%ぐらいあると思うんですね。

そういうふうなことを考えていった場合に、そこに照準を当ててやるべきだというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

ただいまの委員のおっしゃるとおりではございますけれども、先日、保険証がマイナンバーカードと一体化するというような、河野大臣の発言がなされていたようでございます。

それを受けまして、高齢者等に関しましても、マイナンバーカードを持ていただく必要がございますので、今後は市役所に来るのを待つだけではなく、そういった足がなくて来られないような方については、こちらから出向くなどして、より一層交付をしていただくような機会とか、また広報等にも努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そのような形でちょっと方策を練っていただいて、実は私も母親が90過ぎていますので、別に要らねえなというふうに思っているんですよね。だけれども、考えてみればそういうふうな人を連れてきてしなきゃならないかなというふうな、私のことも含めてちょっと疑問に思ったもんですから、ぜひ、高齢者対

策ということの一つのキーワードにして、進めていただきたいなというふうに思います。要望です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 1点だけ、簡潔にお尋ねいたします。

商工観光課長、物価高騰対策事業費というふうなことで、以前売上高基準だったものが、原価の上昇、それから粗利の減少というふうなことで増えたと、項目が、これは非常によかったなというふうに思います。

それで、今後申請という形になると思うんですが、例えば市の様式、県の様式に沿って申請書を作成すると。そのときに何らかの証拠資料が必要になってくるのかなというふうに思っています。

最近の新聞報道等によりますと、会計検査院による各補助金、助成金の、これは要らないのではないかなというふうな記事も出ているようなこともあります。しっかりした裏づけの下に支出すべきだろうなというふうに思うのですが、現在、例えば試算表とか総勘定元帳とか、証憑書類まで考えていらっしゃるのか、どの辺までの添付資料を考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

この補助金につきましては、山形県のほうが9月議会のときに既に可決になった補助金なんですけれども、山形県が30%以上が対象、南陽市が20%から30%未満が対象になっております。

昨日なんですけれども、山形県のほうから様式等について、このようにしたいということで示されました。それで、市のほうでも昨日の夕方から、そちらのほうの内容を確認しながら、今日から来週にかけて申請書の書類、そして添付書類等について、これからちょっと検討する

ことになりますけれども、提出書類については山形県のほうと同様に考えたいなというふうに考えております。

先ほど出た書類等について、そこまで求めるのか、確定申告書、または収支内訳書、さらには月別の例えば電気料、光熱水費が分からない場合については、1年間を割る12で計算しているというふうなことも、山形県のほうからは示されたようでございますので、詳細な資料についてはこれから検討していく予定でございます。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 分かりました。

全ての対象事業者が、きちっとそこまで資料整備がなされているというふうには限りませんので、その辺できるだけ間違いのない支出ということを確認できれば、速やかな交付をできるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 一般的なことをお聞きしたいと思います。

今回の補正額1億6,300万円ですけれども、それで、その臨時交付金の現在の残額というのは幾らになっていますか。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

今回の補正予算後の残額でございますが、5,693万6,000円、おおよそ5,700万円という状況でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 市長にお伺いします。

5,700万円、まだ余裕があるというふうなことなんですけれども、それについてはどのような今後考えていくのか。

私は、今回3,000円のいわゆるクーポンについて、いいなと思っているんですけれども、例えば前回2,000円だった、当然、印刷製本費と

かいろいろかかるわけですよ。一括にまとめてやったほうが効果としても大なのかなというふうに思って、例えば今回3,000円のところを5,000円にしてもらいたかったなというふうには思っているんです。その残った部分についてどのような考え方でおられるのか、そこをお伺いをしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 私もできれば多くしたいというのは同じ気持ちなんですけれども、5,000円の場合、5,000円掛ける3万人で、それだけで1億5,000万円かかるということで、実際、5,700万残っていてもそれはできないということです。

そしてあと、併せて考えなければいけないのは、想定していないような非常な事態が発生した場合に、例えば医療的な面で支出が必要になるとか、あるいは経済的な面で支出が必要になるとか、そういったものへの備えは必要だなというふうに考えまして、この残額を確保したところであります。

したがって、これについては、そういった臨時的な、機動的な対応が必要だった場合に支出するというのを考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 コロナ対策関連も含めて、これは市長に専決権というようなことを、議会のほうでもすぐ専決権というか、すぐに対応してもらおうということには、みんな思っていると思います。

ただ、やはり補正予算の中で審査をしてやっていくというのが原則ですよ。だからその中で、例えば今の話ですと5,700万円あると。市長、1億5,000万円かかると、それは今既存予算で9,400万円ありますので、あと2,000万円ということであれば6,000万円なんですよ。あと6,000万円であれば5,000円になるということですよ。

なので、もうそういったことでやったほうがいいんじゃないかと私は思うんです。今回、

こういった予算提案ですから、そういうことも含めて、何ていうんですか機動的に、これから何かあった場合の突発的なことに対応するというようなことで考えていらっしゃるようですけども、それはそれで、そういったときにはまた別な予算が来るのかなというふうに私思うので、そういった予算の立て方として、ぜひちょっと思い切った予算の計上をして、それが逆に市民に、経済活性化につながっていくというふうに思いますので、そういったことを一つの私の考え方ですけども、ぜひその辺も御配慮いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第44号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和4年度補正予算1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午前11時03分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

議 案 等

(令和4年第3回臨時会)

令和4年12月定例会

南陽市議会会議録

(第407号)

南陽市議会事務局

令和4年11月30日（水曜日）

本 会 議

令和4年11月30日（水）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年11月30日（水）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第8号 南陽市副市長の選任について

日程第 5 議第 51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結について

日程第 6 議第 52号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 7 議第 53号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 8 議第 54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定に
ついて

日程第 9 議第 55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定
について

日程第 10 議第 56号 南陽市立漆山学童保育施設の指定管理者の指定について

日程第 11 議第 57号 赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について

日程第 12 議第 58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定について

(総務常任委員長報告)

日程第 13 議第 52号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 14 議第 53号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 15 議第 45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)

日程第 16 議第 46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 17 議第 47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 18 議第 48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 19 議第 49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 20 議第 50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第10号)

日程第 21 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 22 議第 45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)

日程第 23 議第 46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 24 議第 47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 25 議第 48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 26 議第 49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	15 番	遠 藤 榮 吉	議員
16 番	佐 藤 明	議員	17 番	殿 岡 和 郎	議員

◎欠席議員（1名）

14 番 高 橋 篤 議員

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	安 彦 好 樹	総合防災課長補佐
竹 田 啓 子	市 民 課 長	舩 山 康 弘	福 祉 課 長 補 佐
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワクチン接種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒河江 英 明	農村森林整備主幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選挙管理委員会 事 務 局 長	青 木 勲	代 表 監 査 委 員
細 川 英 二	監査委員事務局長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長

事務局職員出席者

太 田 徹	局 長 補 佐	江 口 美 和	庶 務 係 長
丸 川 勝 久	書 記		

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る11月22日告示になりました令和4年南陽市議会12月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は16名で定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨、通告のあった議員は、14番高橋 篤議員、1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、高野祐次総合防災課長、尾形久代福祉課長が都合により欠席する旨通知があり、代わりに安彦好樹総合防災課長補佐、船山康弘福祉課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

また、安部真由美議会事務局長が都合により欠席しており、代わりに太田 徹事務局長補佐兼議事係長が出席しておりますので、合わせて御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年12月定例会の運営について、去る11月25日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、同意案1件、条例案その他議案8件、補正予算案6件の計15件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から12月21日までの22日間と決定した次第であります。

この22日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、同意案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、議第51号の事件案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案その他議案7件については、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後に、所管の常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案6件については、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会付託の上、それぞれ御審査くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会に付託になります議案のうち、議第52号及び議第53号の条例案2件と、予算特別委員会に付託になります補正予算議案のうち、議第45号から議第49号までの5件につ

きましては、それぞれ本日の本会議の休憩中に委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

最後に、一般質問であります。通告議員は6名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、5番高岡亮一議員、17番殿岡和郎議員の両議員を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より12月21日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より12月21日までの22日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 同意第8号 南陽市副市長の選任について

○議長 日程第4 同意第8号 南陽市副市長の選任についてを議題といたします。

この際、大沼豊広副市長の退席を求めます。

〔大沼豊広副市長 退席〕

○議長 この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました同意第8号 南陽市副市長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、副市長大沼豊広氏が本年12月31日をもって、任期満了となりますので、議案書記載のとおり、同氏を適任と認め、再任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第8号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございません

か。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 この同意案に対して反対するものではないんですけれども、この機会に市長の考え方を伺いたいなということで質問したいと思います。

副市長、教育長はもとより、三役はもとより、幹部職員の登用に関して市長はどのような考え方をもちなのかなということで伺いをしたいと思います。

というのは、組織を持続可能にする方法として、よく言われていることは、一つにワンマンであることをなくすために、自分の反対意見を大事にするという、聞く耳を持つということはもちろん大事なんですけど、そのようなことで、例えば側近にしっかりと物申す人、意見を必要だというふうに言われています。

そのような中で、市長はそういった考え方、今回の人事案件に関しては、まさしく市長の考えとしては、余人をもって代え難いというふうなことでの同意案として載せたと思うんですが、一般的にそういうふうな考え方についてどのように思われるか、伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

一般論としてということでしたので、市長に対してしっかり是々非々で、それは駄目だと、それは直すべきだと、様々な意見を言っていた人が必要だというふうに私も思っています。

そうした意味では、これは一般論からはずれませんが、大沼副市長には様々な面でブレキであったり、修正であったり、そういったことも言っています。

そして、今回の人事で私考えましたのは、今年度総務課長も交代しておりまして、色々と組織が新しくなっている部分もありました。とい

うことで、全て新しくなってしまうと、色々と行政運営上のそごが生じるということも考えの一つにありました。

あと、必ず継続ということでもなく、様々な可能性を考えた上で、大沼さんの続投ということを提案させていただきました。これも様々なバランスの上でということでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。

そういった考え方であるということで安心しました。

もう一つ、今、話にあった中で、いわゆる新陳代謝ということも一つの重要なファクターだと思うんですね。そういった中でも今ちょっと触れられましたけれども、そこについてはもう一度、どのような形で人事に関して新陳代謝というのが必要だと、ただ専門職というものも必要だというようなこともあると思います。特に幹部の方については、色々な考え方があると思うんですけれども、そこをもう一度お願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 新陳代謝について、私も議会に席を置かせていただいて、一番年少でありまして、そういった自分のことを考えても、様々な年代の人がバランスよく組織に配置されているのが望ましいといなというふうに思っております。

そして、新陳代謝ということも今回の人事を考える上では当然考えた上で、様々な可能性を考えて一番バランスがいいかなというふうに思っております。あわせて、外部人材ということも考えました。

そういったことも考えて、一番現状で今の南陽市の課題を様々前に進めるのに望ましい体制ではないかということで提案させていただきました。

○議長 よろしいですか。ほかに質疑ございま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第8号は、討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第8号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第8号 南陽市副市長の選任については、これを同意したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第8号は同意することに決しました。

ここで、大沼豊広副市長の復席を求めます。

[大沼豊広副市長 復席]

○議長 ここで、副市長に同意されました大沼豊広副市長より登壇の上、御挨拶を願います。

[大沼豊広副市長 登壇]

○副市長 改めまして、おはようございます。

三たび、副市長選任、御同意いただきまして誠にありがとうございます。この8年間、議員皆様の貴重な御意見、誠にありがとうございます。今後も白岩市長を補佐し、市政発展と市民福祉の向上を願い、初心を忘れず、誠意を持って対処する所存でございます。

議員皆様の一層の御指導をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

日程第5 議第51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結について

○議長 日程第5 議第51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 ただいま上程されました議第51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本案は、市庁舎における災害時の防災拠点施設の機能を維持するとともに、平時の温室効果ガスの排出抑制に寄与する南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第51号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第51号は、委員会付託を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 お尋ねします。

この案件だけではないんですけれども、請負契約を締結する、契約約款の中に主任技術者、現場代理人の届出があります。その、市だけではなくて県、国、あるいは民間も含めて様々な請負をなさると思うのですが、それについてのチェックというのですか、ダブっては駄目だと、ある程度緩和されているとは聞きましたけ

れども、チェック機能というのはどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。
穀野総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

工事監督者、責任者等につきましては、システムがございまして、まず地方公共団体につきましては、工事についてはコリンズというシステム、業務委託については、テクリスというシステムがございまして、全国の請負工事のほうを集約して、そこで期間的な管理者の重複がないとか、そういったものをチェックする機能のほうに登録させていただいております。

今回の契約につきましても、本契約が決まり次第、そのような手続に移りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 ちょっと聞き取りにくかったんですが、請負契約のほうはコリンズですか。あとは、業務委託のほうは何と言われたのか、もう一度お願いしたいと思いますが、それと、3回で終わりのものですから、そのようなチェックをしたときに、システムの中ではじかれるというふうになった場合は、それはその時点で先方の業者に通知をして、この人では駄目ですというふうな形になるんですね。そこもお伺いします。

○議長 穀野総務課長。

○総務課長 コリンズが工事、テクリスというのが業務委託のチェックということになります。また、そういった重複があった場合はもちろん違法になりますので、それは通知させていただいて、何らかの対応を取ることになると思っております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 はい。分かりました。

そうしますと、あくまでも締結してからというふうな作業になるから、締結した段階でそういった登録についてチェックをするというふうなことで、それは問題ないというふうな理解をしましたので、そういうところでよろしいですね。はい。分かりました。

○議長 ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第51号 南陽市庁舎省エネルギー設備等導入改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第51号は、原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第 6 議第 5 2 号から

日程第 1 2 議第 5 8 号まで計 7 件

○議長 次に、日程第 6 議第 52 号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 12 議第 58 号 南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの議案 7 件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第 52 号

南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第58号

南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの議案7件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第52号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第53号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について提案理由を申し上げます。

本案2件は、いずれも人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく改正であり、特別職は、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであり、一般職の職員は給料表の改定と勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるとともに、再任用職員の勤勉手当について0.05月分引き上げるなどの所要の改正を行うものでございます。

次に、議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年6月に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年退職の年齢を引き上げるため、関係する条例を一括して改正するものでございます。

次に、議第55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議第58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定についてまでの4件について提案理由を申し上げます。

本案4件は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、施設の指定管理者を議案書記載のとおり指定いたしたいので御提案いたすものでございます。

以上、議案7件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案7件について総括して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案7件は、会議規則第37条第1項の規定により別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議第52号及び議第53号の議案2件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に総務常任委員会を開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。  
再開は、予鈴にてお知らせいたします。

午前10時26分　休　憩

午前10時44分　再　開

○議長　再開いたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

日程第13　議第52号及び

日程第14　議第53号の計2件

○議長　日程第13　議第52号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14　議第53号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　山口裕昭議員。

[総務常任委員長　山口裕昭議員　登壇]

○総務常任委員長　それでは、私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案3件のうち、議第52号及び議第53号について、本会議休憩中に議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第52号　南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

改正の内容について、当局からは、特別職の期末手当を0.05月引き上げ、年間の支給月数を現行の3.20月から3.25月に改定するものであり、6月と12月の支給月数をそれぞれ0.025月引き

上げるものであること。

ただし、本年分については、既に6月の手当を支給していることから、12月の手当を0.05月分引き上げる特例を設けるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決した次第であります。

次に、議第53号　南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

当局より、改正内容の1点目は、初任給及び若年層を重点に給料表の水準を引き上げるため給料表を改定するものであり、初級の初任給については4,000円、若年層を中心に1,800円から4,000円程度、係長・補佐級については100円を引き上げるものであること。

2点目は、一般職の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を現行の4.25月から4.35月に改定し、6月と12月の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げるものであること。また、再任用職員の勤勉手当も支給月数を0.05月引き上げ、年間の勤勉手当の支給月数を2.25月から2.3月に改定し、6月と12月の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げるものであること。

ただし、一般職、再任用職員とも本年分については既に6月の手当を支給していることから、12月の手当で調整する特例を設けるものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長報告に対し、質疑

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第52号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第53号 南陽市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第52号及び議第53号の議案2件については、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第15 議第45号から**

**日程第20 議第50号までの計6件**

○議長 日程第15 議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第9号）から日程第20 議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）までの補正予算議案6件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました、議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第9号）から、議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）までの補正予算案6件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う特別職、職員人件費及び特別会計への人件費繰出金の補正を行うものであります。

財源につきましては、財政調整基金繰入金で措置いたしますのでございます。

次に、議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定におきまして、給与条例の改正に伴う職員人件費の補正を行うものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金で措置いたしますのでございます。

次に、議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、給与条例の改正に伴う職員人

件費の補正を行うものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金で措置いたしますのでございます。

次に、議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の水道事業収益については、職員の人事異動に伴う児童手当給付に要する経費に対する補助金の補正を行い、水道事業費用については、給与改定などに伴う人件費の補正を行うものでございます。

資本的収支は、収入の増減はなく、支出については給与改定などに伴う人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支、資本的収支ともに収入の増減はなく、支出については、給与改定などに伴う人件費の補正を行うものでございます。

次に、議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

補正の主な内容は、通所施設に係る利用実績の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額、認定こども園及び小規模保育所等に係る施設型給付費の増額、各公共施設の電気料及び燃料費の増額、置広事務組合負担金の整理などであり、財源につきましては、国県支出金、諸収入等で措置いたしますのでございます。

また、年度内に完了することができない道路橋梁等維持補修事業費を明許繰越しするほか、債務負担行為の追加をいたしますのでございます。

以上、補正予算案6件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は、予算特別委員会

において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

日程第21 予算特別委員会の設置について

- 議長 日程第21 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第45号から議第50号までの補正予算議案6件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第45号から議第50号までの補正予算議案6件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

予算特別委員会は日程に従い委員会を開催し、審査願います。

なお、議第45号から議第49号までの補正予算議案5件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴にてお知らせいたします。

午前10時56分　休　憩

午前11時33分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第22 議第45号から

日程第26 議第49号まで計5件

○議長　日程第22 議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)から日程第26 議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、令和4年度各会計補正予算6件であります。

本日は、このうち補正予算5件について審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)

議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)

議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

以上、補正予算5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)から議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第45号から議第49号までの補正予算議案5件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方も願います。

どうも御苦勞さまでした。

午前11時39分 散 会

令和4年12月5日（月曜日）

本 会 議

令和4年12月5日（月）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和4年12月5日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は6名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。

朝の空気に冬の訪れを感じられる季節となつてまいりました。今年は、幸いまだ積雪もなく、穏やかな年末となっておりますが、遠く中東のカタールで行われているサッカーワールドカップでは、30度を超える気温の中で日本代表が熱い戦いをしています。強豪国にも臆せず戦う日

本代表の姿を見て勇気をいただき、私も臆せず強い気持ちで一般質問に挑みたいと思います。

と、ちょっと気合を入れたところで、いきます。まず最初に、大人の発達障害について質問いたします。

全国的にひきこもりが社会問題化している中、平成30年の内閣府調査では、15歳から64歳の生産人口における広義のひきこもりの出現率は1.45%であり、およそ61.3万人がひきこもりの状態にあると推計されるとの調査結果が公表されました。これを基に本市のひきこもり件数を試算した場合、約240の方がひきこもりの状態にあると推計され、これは人口減少に伴う生産人口の減少と、それに伴い加速する高齢化に悩む地方自治体にとって大きな問題であると考えます。

ひきこもりは、一般的に発達障害を起因とする現象であることは知られておりますが、現状、そのケアに関しては、対象者の心の問題といった側面もあることから、多くの場合、いまだ有効な対策がなされておらず、その家族にとっては大きな負担となっている場合が多いようです。

そんな中、この9月に、神奈川県大和市において大和市こもりびと支援条例が制定され、大人の発達障害によるひきこもりに対して支援を始めるとの報道がなされました。

本市においても喫緊の対策が必要であるとの観点から、次の質問を行います。

最初に、南陽市発達支援連絡協議会について。去る7月に、南陽市発達支援連絡協議会が発足し、第1回の会合が行われたと聞いております。このことについて、以下の質問を行います。

①協議会発足に先立ち、発達障害者の家庭向けにアンケート調査が実施されていたようですが、どのような調査に基づき該当者を特定されたのでしょうか。

②7月の協議会では、委員の紹介と南陽市の取組についての説明及び大枠での質疑が主な内

容だったようですけれども、今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

③行政として発達障害によるひきこもりの件数を何件と把握しているのでしょうか。

④そもそもこの協議会を発足させた目的はどこにあり、目標はどこにあるのか明確に教えていただきたいと思えます。

⑤本市の取組として、高校生までの支援はある程度充実しているが、それ以降の支援が手薄になっていると協議会で説明があったようですが、高校卒業以降の具体的な支援策とはどのような内容を指すのでしょうか。

次に、障害者控除対象者認定書の交付について伺います。

9月議会でこの問題について質問を行った際に、障害者の認定通知を行うには要介護認定の等級以外に、実際に窓口での状況確認などが必要であり、一概に通知を送付することはできないとの答弁をいただきました。しかし、実際に認定書を交付している自治体では、認定書の交付に際して窓口の聞き取りや確認などを行っている事例はなく、本市において実際に認定書の交付を受けた方についても、窓口において本人または家族に状況の確認を行った事例はないと聞いております。このことを踏まえて、次の質問を行います。

(1) 山形市の場合、要介護1と2の方は障害者、要介護3、4、5の方は特別障害者と自動的に振り分けされています。なぜ本市ではそのような自動的な振り分けができないのか。また、できない場合はその理由を教えてください。

(2) 今回から介護認定の通知の文書に障害者控除についての内容を付け加えていただいておりますが、その内容は介護認定の内容により所得税や市県民税が軽減される場合がありますとの内容で、この文面では、介護認定を受けていても障害者控除を受けられない場合があるよ

うな印象を受けます。介護認定を受けていながら障害者控除を受けられない場合とはどのような場合を指すのか、具体例を挙げて説明していただきたい。

(3) 山形市のホームページでは、障害者控除は所得税で27万円、住民税で26万円、特別障害者控除では同居以外で所得税40万円、住民税30万円、同居の場合、所得税が75万円、住民税では53万円の控除があると具体的な金額を明記してあります。なぜ本市ではホームページにも介護認定の通知書にも具体的な控除金額を明記することができないのか、教えてくださいと思えます。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願いたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、大人の発達障害についての1点目、南陽市発達支援連絡協議会発足に先立った発達障害者家庭向けのアンケートについてでございますが、協議会発足に当たり、発達障害者の家庭に向けたアンケート調査は行っておりませんが、今年1月に社会参加に困難を有する方等への支援に係るニーズ把握アンケートとして、いわゆるひきこもり等の実態調査のための全世帯アンケートを実施いたしました。

次に、2点目、協議会の今後のスケジュールについてでございますが、今年度7月に協議会を立ち上げ、第1回の会議を開催しておりますが、これまで連携の機会がなかった教育、商工、農業、保健・医療等の機関が一堂に会し、顔の見える関係づくりの第一歩とすることや、様々な機関、立場の方に、支援の必要な方への理解と南陽市の状況を知っていただく内容を協議し

ております。今後は、協議事項がある場合に、その都度協議会を開催するものでございます。

なお、来年度以降についても、適時開催を計画するものでございます。

次に、3点目、発達障害によるひきこもりの件数についてでございますが、市では今年1月に実施したアンケートにおいて、社会参加に困難を有する方等の数の把握は行いましたが、アンケートの項目に発達障害に係る項目がないため、それが起因となっているかどうかは把握できないものでございます。

しかしながら、その状態になったきっかけは様々であることが分かり、一人一人に寄り添った支援が必要と考えております。

ひきこもりについては、今年度から事業所に委託して休日のひきこもり相談会を実施しており、発達支援については公認心理師等の相談事業を実施し、それぞれ専門的に対応し、必要な支援につながるよう努めてまいります。

次に、4点目、協議会の目的と目標についてでございますが、本市における発達に不安のある方が円滑に社会生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、適切な支援につなげることを目的としております。そのため、協議会におけるネットワークがより実効性のあるものとなるよう、支援体制の構築と連携の強化を目標とし、1つでも多くの課題解決につながるよう努めてまいります。

次に、5点目、高校卒業後の具体的支援についてでございますが、今年1月から専門相談として公認心理師による相談を実施し、継続的な相談支援や、市内外の関係機関との連携した支援を実施しております。10月からは、専門相談に社会福祉士も加わり、より幅広い相談に対応できる体制を整えております。

次に、障害者控除対象者認定書の交付についての御質問の1点目、要介護度に応じた障害者控除対象者と特別障害者控除の振り分けについ

てでございますが、障害者控除等の対象となる障害者は、所得税法または地方税法の各施行令に限定列挙されております。当該施行令では、介護保険法の要介護認定を受けた方についての規定なされていないことから、介護保険法の要介護認定の介護度のみでは自動的に振り分けすることはできないものと考えております。

本市におきましては、平成14年8月1日付、厚生労働省老健局総務課からの事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」に基づきまして対応しているところでございます。

次に、2点目、介護認定を受けていながら障害者向上を受けられない場合についてでございますが、先ほど申し上げました厚生労働省老健局からの事務連絡に基づき、障害及び認知症の程度を56通りに分類する基準表を設けております。その基準におきまして、障害及び認知症の程度が軽度であり、日常生活の自立度が高いと判断される2通りに該当する方は、障害者控除対象者と認定できないため、控除の対象外となります。

次に、3点目、ホームページや介護認定の通知書に控除額を明記することについてでございますが、議員の御指摘をいただきまして、11月25日に市ホームページへ控除額を明記いたしました。今後も周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 まず最初にですけれども、発達障害とひきこもりの関係性についてという部分から、まずお話ししたいなと思います。

市長のほうから今御答弁いただいた内容だと、いろいろな原因があってひきこもりが起きているので、発達障害だけの問題ではないというような内容だったのかなと、要約すれば思うんですけれども、まず文献、知見ですけれども、福

島学院大学の大学院附属心理臨床相談センターの心療内科に星野先生という方がおられます。この方は、この内容について結構専門的にされている方なんですけれども、この先生によると、ひきこもり状態にある患者150名の小児期からの病理を探ると、その80%以上はADHD、LD、境界知能、高機能自閉症などの発達障害が背景に存在すると言っております。また、2007年から2009年までに厚生労働省の研究班が行った調査では、16歳から37歳のひきこもり相談者184名のうち149名、これ80.9%ですけれども、こちらに何らかの精神疾患が認められ、そのうち48名、32.2%が発達障害と診断されております。それで、これはひきこもり状態と発達障害に大きな起因性、関連性があるということを示すデータなのかなと私は思うんですけれども、市長はどうお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 通告いただいた質問の内容の中では、ひきこもりは発達障害を起因とする現象であることはよく知られていると。ちょっとこれは、もうちょっと丁寧な表現が必要かなと。我々行政がもしこのように言ってしまうと、100%そうであるという意味に一般的には捉えられますので、今の議員の引用なされた研究においても8割とか、100%ではないわけです。多くはそういう例があるという表現であれば妥当かなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 おっしゃるとおりです。そこはおっしゃるとおりだと思います。正直、私も昨日、うちの奥さんにこれを見せたときに、最初からこれを言うべきだったんじゃないのとは言われました。確かにそうだと思うんですけれども、実際こういうふうな知見があって、こういう人が多いよというのは間違いないわけですよね。

これ何で私が発達障害とひきこもりについて関連性を持って言っているかということ、やはりそういう方の中に、発達障害の本とかいろいろ読むと、社会的にいろいろな問題があって、例えば会社に行っても、会社でいろいろなことがあって会社に行かなくなったとか、その理由も様々で、その中でも例えば学生時代、非常に成績が優秀で、いい学校にも行って、それで社会に出て会社に勤めて、それで会社に勤めてみたならなかなか適応できないという中で、もう会社に行けなくなって家の中に引き籠っちゃうという方が非常に多いと。それで、今の前段の部分というのは、すごく発達障害という部分に出てくる部分なんですよね。その発達障害というのは、ひきこもりを引き起こす原因の一つとしてすごく大きなことなんじゃないかなと私は思っているわけですね。そこをまず分かっていたいただきたいんですよ。

その中でですけれども、今回、南陽市のほうで協議会のほうを発足させたわけですね。私、この協議会について何で言うかといいますと、その協議会に出席された方の中で、私のほうに話があったんですよね。何でこれやったのかよく分かんないんですけども。やって出席してみたけれども、期待していたものとは違ったという声があったわけですね。実際に。それで私はこの質問をしているわけです。

まずその方が言うのは、自分の家にやっぱりいる人がいるんですって、ひきこもりというかそういう方が。それで、それに対していろいろなアドバイスとか、いろいろな相談とか、あとはディスカッションを通してとか、そういう内容で話をする機会があるのかなと思ったと。今回の発達支援連絡協議会が発足したときに、高校生まではすごく南陽市の支援というのは充実しているんですけども、そこから先の支援がなかなか今まで不足していたんだよと。なので、これからその部分について支援を充実させて

いきたいという話だったという内容だったんですけれども、実際会議に出席してみたら、そういう部分の話というのはもうなくて、全体的な話に終始していて、質疑応答はあったにはあったんですけども、ぼわんとしていて、全体の中の印象としてぼわんとしていて、何聞いたか分かんなかったというようなお話を聞いたんです。それで、この質問の根底にあるのは、せっかくやるんだったら、もっと実のあるものにしたらいんじゃないのかというのが私の考え方なんですよね。その中でいろいろなことを聞いているわけです。

これから再質問の中でいろいろ聞こうと思ったんですけれども、今ちょっと市長に最初のところを言われて出ばなをくじかれたのもありまして、ちょっとあれっというのがあるって、ずっとこけているんですけれども、もっと今後に対するアドバイスとかいろいろあってもいいんじゃないのか。

やっぱりそういう家庭の方というのは孤独感があるんですよ。うちだけじゃないとは分かっているけども、ほかにどこにどういう人がいるか分かんないですから。だったら、本当だったら協議会という枠があって、その中で、じゃこういうディスカッションというのを、ディスカッションするようなワーキンググループみたいなものをつくれますよとか、そういうことをやって、いろいろな会をつくって、そこでそういう保護者とかそういう家庭の方を集めてディスカッションをして、みんなでその問題の共通化を図って、こちらの家庭ではこうやったらうまくいったよとか、こちらの家庭ではこうやったら失敗したよとか、そういう話をもっと建設的にやってほしいんですよ。

今のやり方だと、年に1回協議会をやって、あとは必要に応じてやりますよと。あともう1回協議会やるのは来年よと。間では、相談することは、相談会はやるけれどもというだけの話

じゃないですか。もうちょっと能動的にできないのかなと私は思ったので質問しているんです。市長、今のところは能動的にもうちょっと市のほうで行政として関わる方向はないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員のおっしゃっている実効性のあるものというのには、まさにそのとおりのふうに思います。今までそういった全体の関係する方が一堂に会する場がなくて、何もなかったと。何もないうって、個別の支援はあっても、この問題を南陽市全体として捉えるような場がなかったということや、あるいは義務教育期間は教育委員会の目が届いたりするわけですが、それ以降になると完全に手放し状態になっていると。何もないうような状況を放置することはできないという考えから、この発達支援の連絡協議会を立ち上げて、まず全員で問題意識を共有しようということをしたわけです。

第一歩ですので、そこについてはぜひ御理解をいただきたいということと、あと、先ほどの期待と違うと、もうちょっと個別の具体的なものを相談したかったというのは、まさしくこの全体の集まりをやったからこそ出てきたお話なのかなというふうに思います。それがなければ、そういったことすら分からなかったわけで、そういったものを関係機関で情報共有するためにも、そして解決に結びつけていくためにも、この協議会が役に立っていくように、運営については開催を重ねて改善していければいいなというふうに思っているところです。

そういった発達障害のある方、あるいはひきこもりの御家庭においては孤独感があるというのも、そのとおりのふうに思います。そういった家庭の方が情報を共有したり、連絡会などそういった場を設けたり、そういったことも視野に入れながら、今後のあるべき体制を考

えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ありがとうございます。

やっぱりさっきから何回も言っているんですけども、せっかくやるので、ぜひ実効性のあるものにしていただきたいなというのがまず一番なんです。

それで、その大和市のこもりびと支援条例の中では、ひきこもり状態にある人やその家族にとって周囲の理解がとても大切というのがあります。ひきこもりというのは、年齢や性別、性格や病気の有無にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得ると。本人やその家族の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはならない、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、さらに生きづらさを感じさせてしまうというようなこともうたってあるんですよね。南陽市においても同じような条例をつくってほしいとまでは言いませんけれども、ただそういう意識というのは共有していただきたいなと思うんです。

大人の発達障害、先ほども義務教育とか、高校までは教育委員会なり学校等ということがあったと思います。学校までは就職の支援とかもされているわけで、それが途中退職して家にずっといらっしゃる方については、今度は就労支援も必要になってくるわけです。

この間の協議会で、先ほど市長が言われたように、協議会をやったことによっていろいろな意見が出てきたというのも事実だと思うんですよね。だとすれば、協議会を今年やって顔を合わせたのであれば、次の段階のステップというのも当然考えてあってしかるべきだと思うんですよ。それで、相談の回数を増やしますよと。じゃ次来年ねじゃなくて、相談の回数増やします、それで、今ここで提案したいというか、例えば皆さんのほうでもしも必要であれば、そういう会合を持って、ディスカッションする場を設けたらいかがですかとか、そういう呼びかけ

とか、そういうものがあってもいいんじゃないのかなと。

何か漏れ聞くところだと、次いつやるんですかって、来年ですって、来年なんですか、いや、このメンバー集めるの大変なんですよというような話の内容がその場であったという話も漏れ聞いているんですよね。それで、人を集めるのが目的ではないと思うんですよ、実際。例えば、幸せにしたい。皆さんを幸せにしたいんですよという目的を語ったときに、いや、それ違うよねと言う人、誰もいないじゃないですか。幸せにしたいんだったら、その幸せにするために何をするかじゃないですか。協議会をつくって、みんなのその状態を何とか改善したいと、それが目的なんだ。それはすごくいいと思うんですよ。その先の目標が、何かもっとぼわんとしたものじゃなくて、じゃそれらの目標が、次に掲げる目標がここだとすれば、その途中にもまた、途中にももっと目的地というか目標があってもいいはずなんですよ、段階的な目標が。それで、次に、じゃこういう協議会があったんだたら、こういう会合を、ディスカッションを立ち上げましょうと、そこでみんなで話し合っただけよりよい方向を目指していきましょうとか、そういう段階的なものがあっていいはずなのに、最初に1個でっかい目標どんと立てて、その後は来年以降またやりますよとか、相談はしてもらっても構いませんよとかじゃなくて、何回も言いますがけれども、能動的に行政のほうで関わっていただきたいなと。本当に困っていると思うんで、そこだけは分かっていたいただきたいなと思うんです。

これ多分何回言っても、やってください、頑張りますの繰り返しだと思うので、これについてはこれ以上はお話ししませんけれども、ぜひこれについてはぜひもうちょっと市のほうで積極的に関わっていただきたいと。それで、協議会だけで終わらずに、協議会から派生した例え

ばそのワーキンググループとかなんとか、そういうものをいろいろ考えて、もっと家族の方も、いろいろアンケートも取って、どういう方がいらっしゃるかというのものもある程度把握されているでしょうから、そうしたらそういう方たちにもお声がけをして、集まっていたいただいて、ディスカッションする場をぜひつくっていただきたいなと思います。

続いてですけれども、障害者の控除対象者の認定書の交付についてという部分になりますけれども、まず最初に、本市の要介護者の数と、障害者控除対象者への認定書の配布をした発行の件数というのは、ざっくりどのくらいなのでしょう。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

要介護の認定者数については1,800人ぐらいというふうに考えております。あと、認定書の発行でございますけれども、50件程度というふうなことでございます。

以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 1,800人の要介護者について、認定書の発行件数が約50件ですよ、大体ね。

ということですが、まず埼玉県の事例でちょっと話をさせてもらいますけれども、埼玉県内の3市の比較があるんですよ。それで、さいたま市と春日部市、朝霞市の比較というのがあるんですよ。さいたま市では、認定書の発行形式は本市と同じで、申請によって、申請を受け付けてから発行するという方法です。この場合、認定書の発行件数は、特別障害者控除と障害者控除を合わせて640件、要介護者数は3万1,009名で、要介護者数に占める認定書の発行の比率は2.1%、非常に低いです。今ここに電卓持ってきていないので、50件の1,800件というのがどういう割合なのか今すぐ分かん

ないんですけれども、それで春日部市の場合、これは自動的に、山形市と同じで自動的に発行しています。こちらの場合は、要介護者数が5,981名、認定書の発行件数は特別そして障害者を合わせて3,982名、認定書の発行比率は66.6%。朝霞市でも同じように自動的に発行しているんですけれども、こちらの場合は、要介護者数が2,363名で、認定書の発行件数は2,238名、発行比率は94.7%と高い数字になっています。これで分かるのは、制度の周知というのがいかに大切かというのが分かると思います。

先ほど市長のほうからも話がありましたけれども、平成14年の厚生労働省からの事務連絡というやつで適切な運用がなされるように周知をされているわけです。それで、国が適切な運用を進めているわけですので、ぜひ市民が権利を行使できるような周知のほうをしていただきたいなと思うわけです。実際に交付のほうを自動で行っている場合は、それだけの認定者がいるわけです、割合的に。本市の場合、今1,800人の50人、本当に何回も言いますが、比率はよく分からないんですけれども、かなり低いと思うんですね。払い過ぎた税金を戻していただくというのは国民の当然の権利だと私は思うんですよ。そう思いませんか。私は思うんですけれども、それをするために、必要な権利の行使をするために、ぜひ必要な手続を行っていただきたいというのが私の発言の趣旨なんですけれども、いかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

福祉分野の場合は、この認定書というふうなものを出すというふうなことについては、非常に責任を持って対応しなければならないというふうに考えております。以上のことから、適切な認定というふうなところで原課のほうでは対応しているというところでございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 まあ予想どおりの答えなんですけれども、ということは、認定書のほうを自動的に交付している自治体のほうでは、責任を持った対応をしていないということでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

先ほどもありましたとおり、国からの通知が平成14年にごさいました。その内容に沿った形で市のほうでも取扱いの要領のほうを作成いたしまして、現在それに従いまして対応しているということですので、まず適切に対応していくということでごさいます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 適切に対応していないと言っていないわけです。私はやっていないとは言っていないんですよ。適切にやっていないとは言っていないんですけれども、改善してほしいと言っているんです。市民の権利を行使するために、もっと前向きに改善をしてほしいと私は言っているんです。今現在は適切でないとは言っていないんです。改善していただくような意思はあるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 先ほど来から申し上げておりますとおり、市長の答弁にもごさいましたとおり、国税、税の所得税法、そして地方税法、その各施行令に基づきまして私どものほうは対応しなければならぬというふうに考えております。単純に介護度によって振り分けをするということは、それに従いますと難しいことでごさいます。精神的な障害なのか、身体的な障害なのか、その程度がどうなのかというふうなところまできちっと認定をして発行するというふうなことに責任を持って対応をしていきたいと思っております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 先ほどから市長と福祉課長が言われている事務連絡というのは、多分このことだと思うんですけれども、私もこれ手元を持っていますけれども、これの中にはですね、市町村長の具体的な認定方法についてというところで米印になっている部分があるんです。障害の程度が同程度であるものについては、同じ税制上の障害者控除の取扱いとすることが公平と考えられます。高齢者間、障害者手帳を有している者と有していない者の取扱いや、高齢者と若年層の取扱いについて著しい不公平が生じないように認定を行うことが必要と考えられますと。合っていますよね。

それで、さっきから言っていますけれども、適切でないとは私は1回も言っていないです。今現在適切でないとは言っていないんです。今現在は適切な取扱いをしていると思います。ただ、もっと改善してほしい。今の現状だと、分からない人は認定証の交付ができないんです。申請できないんです。

例えば、今年の9月からか、要介護認定のときにプリント1枚入れてもらって、こういうことができますよと、申請してくださいよということは入れています。ただ、入れても何のことだか分からないんですよ、見た人は。分からない人が多いんです。例えば、天童市さんの場合、平成28年から交付の認定書のほうを入れているわけなんですけれども、その際に、その認定書もらった市民のほうから、何これと。何でこんなの送られてきたのというような苦情がたくさんあったと聞いています。ただ、それは1回目だけで、2回目からはないというようにも聞いています。ないとは言わない。少なくなったとかは聞いています。

これ、市民感情というか国民感情から、金戻ってくると言われて嫌な人はいないと思うんですよね、これは。例えば誰だって余計に払った

税金が戻ってくると知れば、うれしいに決まっているじゃないですか、それは。やっぱり払い過ぎた税金を取り戻すというのは国民の権利なんですから、それについてもっと改善して、もっとやりやすい方向にやっていただくというのはできないでしょうか。

先ほど来、何かその責任があるとか、それでは認定できないとか、何か難しいといろいろ言っていますけれども、じゃ何で山形市さんとか天童市さんではできるんですか。何で南陽市はできないんですか。じゃ、山形市とか天童市とかほかの自治体は、責任ある対応をしていないということなんですか。そこについて教えてください。

○議長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 私からお答えします。

他市の事例についてはコメントを差し控えますが、そもそも介護保険法が2000年に出発して、介護保険の認定という制度が始まりましたが、私が税務課にいた頃からも、実は障害者の認定がなくても、例えば寝たきりの状態だとか、常時おむつを替えたりしないと駄目だとかいうものについて障害者控除をやっていた頃があります。結局、今の障害者控除の制度そのものが、身体障害、精神障害、知的障害も含めてなんです。それに類推する、そこに該当すればオーケーというつくりになっています。つまり、介護保険法はそういうふうな趣旨で介護の認定度を定めているわけではありません。これは介護サービスを受けるために、あなたはこのくらいの介護度があるから、このくらいのサービスを受けられますという制度でやっています。そのために、介護保険法の認定と障害者のやつは違うんですよ。

これは、国税のホームページを見ていただくと分かるんですが、介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とはなり

ませんというふうに明記になっています。つまり、あくまでも介護保険法の出発している趣旨と障害者の認定とは全く違うレベルなので、先ほど福祉課長が答弁したように、該当する人も該当しない人もいるけれども、先ほど山口裕昭議員がおっしゃるように、広報として不利にならないというか、本人が損にならないような広報の仕方かどうかということについては今後検討しますが、山形市やそのほかでやっているような単純に介護度に応じて障害者控除することについては、今のところ考えていません。以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 けんもほろろというのはこのことなのかなと思うんですけども、まずこの認定書を発行するということによって、例えば行政に何かデメリットとかあるんですか。例えば、自動的に発行するというのは、まあ例えば先ほど来言っていますけれども、他市の場合ばっかり言ってしようがないというのもあるんですけども、実際のところを言うと、この認定証のほうを申請しに来た人の話を聞くと、南陽市に来て申請書を発行するときに、何かいろいろなことを聞かれたとか、おたくのじいちゃんばあちゃんどういふ状況なのよとか聞かされたって話は一切ないんですよ。行ったら、あなたところは要介護で3ですね、4ですね、5ですねというので、そこで自動的に、ああじゃこちらの申請書に書いてくださいという形になっていると私は聞いています。だったら、別に自動的にできるんじゃないのかなというのが私の考え方なんです。

実際、窓口に来ることが目的になっていて、窓口に来て何をするかというのがそんなに明確でないんだったら、わざわざ窓口に来る必要ないんじゃないでしょうか。私はそう思うんですけども、基本的に、この間の9月の議会のときにも言ったような気がするんですけども、

市役所に来て申請書を書くというのは手間なんですよ、はっきり言って。一々来るのが大変だというのはあるんですよ。だったら、まずは市役所に来なくても済むようにするのが一番いい。市長のほうも、例えばその申請書、市民課のほうのいろいろな住民票とかなんとかというのは、来なくてもいい市役所にするためにいろいろやっているわけじゃないですか。利便性を考えたら、間違いなくそうなんです。その部分をもうちよっと思っていただきたい。

それで、実際来たから何やっかといったら、大したことやってないなら必要ないんじゃないのかなって。ちょっと言葉悪いですね。来たから何するのとなったときに、そんな大した、認定するためにいろいろな質問しているいろいろなことやっていなくてあれば、最初から自動的にやったほうがいいんじゃないのと、かえって行政的にもそっちのほうがメリットがあるんじゃないのと私は思うんですけども、どうなんでしょうかね、そごら辺は。

○議長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 私よりお答えします。

そもそも論で恐縮です。所得税法は、あくまでも本人の申告納付制です。ですから、障害者控除を受けるか受けないかも含めて本人の自由意志です。本人が能動的に障害者控除を受けようとして、いろいろな資料を集めて障害者控除を受けられるという、そこについてなるべく簡便にしてくれとかいうか、簡単にしてくれとかいう要望については検討しますが、そもそも論として、障害者控除を受ける受けないについては本人の自由裁量ですので、そこについて行政側が何だかんだと言うつもりはありませんので、先ほどおっしゃったように、いわゆる市役所に来なくていいような形でしてくれとか、簡便な形で認定できればいいよねということについては今後検討させていただきますが、そもそも論と

してそこだと思います。

あと、3市5町の中で、実はどういうふうな状況なのかということも含めて近隣にしましたが、山形市のように画一的にやっているところはありせん。

以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ちょっと私も言い過ぎました。申請まで全部オンラインとかというのは、さすがに無理だと思います、それは。副市長が言われるように、申請までは無理だとは思いますが、周知の方法です。周知の方法をもっと改善していただきたいという部分なんです。

それで、認定書のほうを送るというのは、別に認定したから必ず申請しなくちゃいけないわけじゃなくて、副市長がおっしゃったとおり、そこから申請するかしないかというのは個人の意思なわけですね、当然。その認定書とかさういう、あなたはこういう状態ですよ、認定できます、申請できますよというふうな通知が来ても、じゃ俺、申請すっかなとか、しないよというのはその人の自由意志なので、そこはいいと思うんです。ただ、あなたこういうことができますよという認定書というのを送っていただきたいというのが私のお願いなんです。

別に、申請を自動的にしてほしいとか、だつてここに、事務連絡のほうに、A4ぴらのやつがあるんですよ、申請書の写しみたいのがついているんで、たしかこの申請書を書かなくちゃできないというのは私も分かるんです。ただ、もうちょっとね、こういう、これですか、認定書。これで申請してくださいよというのがあるんですよ。これで申請しなくちゃいけないのは分かるんですよ、紙出さなくちゃ、紙で申請しなくちゃいけないと。ただ、何回も言うように、そこに至るまでの部分を、そこに至る部分についてまでの部分をもうちょっと改善して

いただきたいというのが私の趣旨なので、副市長が言われたように、その部分について改善いただけるのであればぜひしていただきたいと私は思うんですね。

まずこれ、やれない理由、やらない理由は分かるんですよ。さっきからやれない理由とやらない理由を随分聞いていると思うんですけども、ぜひやる方向で考えていただき、やる方向じゃねえな、認定書は出せないというのが最終的な結論なんでしょうから、出せないなら出せないでしょうがないですけども、出せないならそれに準じたものとか、もっと市民が分かりやすいような方向で申請できるような、そういうような周知の方法をぜひ考えていただきたいと思うんです。

できない、やらない、やれないと言っている部分について、やれやれと言っても水かけ論になっちゃうだけなので、そこについてはあまり言わないですけども、それができないのであれば、ぜひそれに準じたものを、もっと市民が分かりやすくなるものを、ちゃんと朝霞市とか春日部市のように要介護度認定を受けている方の60%以上、90%近くの人がちゃんと申請できるようなそういう仕組みをつくっていただきたい。

1,800人もいる要介護者の中で50人しか申請しないようなのは、私は異常だと思います。ほかの市の事例を見ると、3市5町がやっていないというのは分かりますけれども、ただ、今この流れというのは全国的に増えているはずなんです。この認定書の交付というのは、できないのは分かりますけれども、それに準じたもの、できればそれから一步進んで、最初はできなくても、今後できるようにするとか、そういう方向で考えていただきたいんですけども、最後に市長のほうに聞きたいんですけども、これ本当に一般質問に関連するかどうか、市長は市政運営のプライオリティーというものをどこにお持ち

ですか。最後に。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 市民福祉の向上でございます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市民福祉の向上ですよ。イコール、市民の権利の行使についてぜひやりやすいよう、やりやすい方向にしていきたいなど。市長の優先事項が市民福祉の向上であるのであれば、それについてちゃんとしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。いいですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 いろいろな制度、現行の制度で不足するところとか直すべきところについては、それはもうその都度その都度、スピード感を持って改善していくべきだと、その点については一致です。先ほどから問題になっているのは、この要介護度によって自動的に振り分けることの是非、これについては所得税法とか介護の認定で違うんだというところについては、これは一致でいいでしょうか。もしそこが一致だとすれば、自動的に振り分けることはできないけれども、その障害者控除の対象となる人が適切に、本人が希望すればその控除を受けられるようにするための周知方法の改善だったり、そういうところについては直すべきところをこれから考えて対応してまいります。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 目指すところは多分一緒だと思いますので、ぜひそうしていただきたいなと思います。まずそのやれるか、やらないんじゃないかと、やる方法を考えていただきたい。私、民間の会社にいたときに、何回も言われました。やれないんじゃないかと、やるほうを考えると。やれないと言うのは簡単なんだとよく言われたんですよ。そういう方向でぜひ考えて、市政

の運営のほうをしていただきたいと思います。
要望です。終了です。

○議長 以上で3番山口裕昭議員の一般質問は
終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

伊 藤 英 司 議 員 質 問

○議長 次に、1番伊藤英司議員。

〔1番 伊藤英司議員 登壇〕

○伊藤英司議員 1番、公明党、伊藤英司です。

2年半に及ぶコロナ禍において、少子化、人口減少は一層進み、2021年に日本で生まれた子供の数は過去最少の81万1,604人と、想定よりも6年早く少子化が進んでいます。また、近年、子供を持つことへの希望が低下し、子供を持つことがリスクと考える若者が増えていると指摘されております。

子供の幸せを最優先に、子供を産み育てやすい町を構築し、少子化、人口減少という未曾有の事態を乗り越えるためには、今まで取り組んできた支援や教育の負担の軽減をさらに進めるとともに、様々な方向性に合った取組が必要と考えます。常に子供たちの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を構築しなければならないと考えます。地域社会の中で、子供や若者の意見を聞く仕組みや社会的教育、経済的教育も大切な支援だと思います。

それでは、通告に従い、質問いたします。

1、子育て支援について。

物価高や円高などにより経済的不安が続く中、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭

も少なくないと思われます。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備が必要と考えます。こうした中で、創意工夫により、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援が必要と考えます。

以上のことを踏まえて、何点か質問いたします。

①本市の主な子育て支援はどのようなものがあるのでしょうか。また、その支援の評価や状況について教えていただきたいと思います。

②主な事業の中に3人っ子支援事業がありますが、状況や成果などを教えていただきたいと思います。

③これから新たな支援があれば教えていただきたいと思ひます。

次に、2、HPVワクチンについて。

コロナワクチン接種については、毎回スムーズな対応をしていただき、当局の皆様には心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

子宮頸がんの発症予防としたHPVワクチンについては、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨の差し控えの期間に定期年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種の機会を設けるキャッチアップ制度も開始されました。

子宮頸がんは、毎年1万人が罹患し3,000人が亡くなる、女性にとっては命に関わる疾患です。

以上のことを踏まえて、何点か質問いたします。

①今年度、キャッチアップ対象者も含め、接種した人数は何人おられるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

②周知方法はどのような形で行ったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

③現在の定期接種やキャッチアップ制度で使用できるワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。9価ワクチンの接種は、現在は自己負担となりますが、厚生労働省は来年4月から定期接種とする方向を示しました。効果の高いワクチンを使えるようになることは、接種を検討するために重要な情報だと思います。9価ワクチンの効果や安全性について、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

④9価HPVワクチンの定期接種化に伴う対応と周知方法について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 1番伊藤英司議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、子育て支援についての1点目、本市の主な子育て支援とその支援の評価についてでございますが、本市では、南陽市子ども・子育て支援事業計画及び南陽市母子保健計画に基づき、きめ細やかで質の高い子育て支援を切れ目なく提供するとともに、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの母子の健康保持及び増進を図る総合的な施策を展開しております。

まず、保育所等の支援事業の体制整備につきましては、従来の保育園、認定こども園等の保育事業に加えて、保護者の就労形態の多様化に対応するための延長保育や病後児保育の推進、未就園児の交流の場である子育て支援センターへの支援等、特別保育事業を実施しております。

また、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を全小学校区で開設し、放課後や長期休みの適切な遊びや生活の場の確保に努めております。

次に、母子保健につきましては、安心して出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時や両親学級等の機会に妊娠・出産に関する情報提供

を行い、電話訪問等を通して妊娠中の不安解消に努めております。また、乳児家庭全戸訪問や母乳・育児相談等を実施しております。さらに、子供の成長に合わせて、離乳食相談、乳児期の教室等を開催し、母親同士の仲間づくりや孤立感を軽減できる機会を設けております。さらに、令和4年度に、0歳から15歳までとっていた医療費の無償化を18歳までに拡充しております。

なお、評価についてでございますが、令和3年度に母子保健計画の中間評価を実施しており、設定した指標45項目のうち、66.7%で目標を達成しております。子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和4年度までの実績に基づき中間評価を実施いたします。

次に、2点目、3人っ子支援事業の状況についてでございますが、第3子以降の0歳児から2歳児の保育料を無償化する第3子以降保育料等無料化助成金交付事業を実施しており、令和3年度の実績は、対象者数が62名、決算ベースでの交付金額は629万665円でございます。

また、3歳児から5歳児の副食費を助成する第3子以降幼児給食費助成金交付事業を実施しており、令和3年度の実績は、対象者数85名、決算ベースでの交付金額は417万3,200円でございます。

さらに、第3子以降の妊娠届を提出した妊婦に対し、妊娠確定までに医療機関に支払った診療費用の自己負担分を、1万円を上限として助成する3人っ子誕生支援事業を実施しており、令和3年度の実績は、対象者31名、決算ベースでの交付金額は23万4,270円でございます。

次に、3点目、新たな支援の考えについてでございますが、議員御指摘のとおり、ライフスタイルの変化から妊産婦が孤立感や不安感を抱くケースも見られ、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援が必要とされている状況でございます。そのため、国では、伴走型相談支援とクーポン等による経済的支援を組み合わせ

た妊産婦及び子育て世帯支援事業への交付金の創設を予定しております。

市の財源負担を伴うことから、全国市長会として、地方財政措置を含め事前に十分な説明を行うとともに、継続的な実施に当たっては必要な税財源を確保することを国に申入れをしているところでございますので、国に歩調を合わせながら取組を検討してまいります。

また、不登校の子供を含め、学校や家庭に居場所がない子供に対して、安心・安全な居場所を提供し、食事の提供等も含めた総合的な支援事業の実施を検討しております。

次に、HPVワクチンについての御質問の1点目、今年度、キャッチアップ対象者も含め、接種した人数についてでございますが、HPVワクチンにつきましては3回接種となっており、10月末現在の人数の内訳といたしましては、キャッチアップ対象者を含め、1回目の接種済みの方は160人、2回目接種済みの方は113人、3回目接種済みの方は15人となっております。

次に、2点目、周知方法についてでございますが、今年度につきましては、市報やホームページで広報を行い、キャッチアップ接種対象者以外の定期接種対象者に対し、4月と6月に個別に勧奨通知を行いました。特に6月の通知におきましては、保護者の意識が少しでも高まるよう、小学6年生と中学生に学校を通じて個別の通知を配布しております。また、キャッチアップ対象者については、5月に勧奨通知をしております。

次に、3点目、9価HPVワクチンの効果や安全性についてでございますが、効果につきましては、今年11月18日に開催されました厚生労働省のワクチン分科会において、より多くのウイルスの型に対応できるということで、子宮頸がんの予防効果が高まることが期待されております。

また、9価HPVワクチンの安全性についま

しては、4価HPVワクチンと比較し、接種部位の痛みなどの症状は多いものの、頭痛、発熱などの全身症状は同程度であり、定期接種の対象に加えることに問題はないとされています。

なお、現在の2価・4価ワクチンでも十分な予防効果が認められておりますので、対象者の方により早く接種していただけるよう、引き続き早期接種に向けて取り組んでまいります。

次に、4点目、9価ワクチンの定期接種化に伴う対応と周知方法についてでございますが、今後の国の法整備を受け、南陽市東置賜郡医師会と連携を図って対応してまいります。

また、周知方法につきましては、定期接種該当者への個別勧奨を行い、市報やホームページなどで国からの情報を適切に提供してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ありがとうございます。

何点か質問させていただきます。

子供支援でございますが、本市でも様々な子供支援を行っていただいております。本当にありがとうございます。

自治体においては、子供支援につきましては、ほかの自治体も本当にできることは全部やっているような状態で、なかなか新しい子供支援というのも難しいことだとは思いますが、この3か年実施計画の中に、妊娠から子育てまで切れ目のない支援とございますが、この中の支援はどのようなものがあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、妊娠前のところから、お医者さんにかかる場所の補助ということで、こちらは市長

の答弁にもございましたとおりでございますが、そこをはじめといたしまして、妊娠の届出があったときに、保健師のほうで専門的な知見も含めまして、一つ一つ丁寧に指導なり助言なりということをさせていただいております。

また、子供さんが生まれましてからは、様々な給付制度でございましたり、あとはある程度成長しましてからは、保育園を確実に利用できるですとか、あとまた小学校に上がったら学童などと、それぞれの成長のステージを通じて、切れ目ない支援ということで実施させていただいているということでございます。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 実際その対象者の方々には、どのような周知で行っているのでしょうか。

○議長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

直接本人が関わって窓口にいらっしゃるものは、実際にいらっしゃったときということになるかと思いますが、様々な制度につきましては、市のホームページ等で子育て支援情報ということで広報等をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ホームページや市報などに様々載っているわけでございますが、なかなか毎日の仕事や子育てで忙しい中で、やはり周知方法というのがすごく大事だと思いますので、その周知方法の拡充というか、もっと分かりやすい周知方法をお願いしたいと思います。その辺についてはどのような推奨法があるか教えていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

議員からございました分かりやすい周知というのは、非常に大切な観点というふうに考えて

おります。

今現在、ちょっと実施できていることは限りがあるわけでございますけれども、例えばその一人一人のニーズに合わせた、こちら側からプッシュ式でそういう通知が送れるような仕組みですとか、ある程度のそういう ICT 技術なども活用しながらそういうふうな周知が図れるようになればいいかなど。今の段階で構想と申しますか、漠然とした考え方ではありますけれども、今後そういうところで具体的にどんなことができるかについて、検討はしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 ただいまプッシュ式の通知ということで、大変いいことだと思いますので、そのような方法でなるべくたくさんの方に通知していただきたいと思っております。

やはり私も 2 年半前は普通の建築の大工でした。その中で、毎日仕事に追われて、奥さんも仕事で、そういう中で子育てをしていますと、なかなかそういう通知とかそういうのも見る機会もなく、子供たちが育ってから気づくということがたくさんあったので、プッシュ型の通知があれば大変いいと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

次に、3 人っ子世帯のことについて御質問いたします。

3 人っ子世帯、今回三十何人という数字が出てきましたけれども、これは、これを始めた時期から去年あたりの数値で、どのぐらい増えているか減っているか分かりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

第 3 子の生まれた数ということでの理解ということにさせていただきますけれども、ちょっと手元でございますのは、始まったときからと

いうことではなくて、過去5年間の平成29年度くらいからの数字になっておりますが、平成29年のときには43人の第3子ございました。その後、29、30人とずっととなっておりますが、令和3年度の段階では32人ということで、おおむね30人前後のところを推移してきているという状況でございます。

○議長 1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 この3人っ子支援でございますけれども、3人っ子と考えられる御家庭、なかなか少ないと思います。ですので、幅広い世帯にこの支援ができないかということなんですけれども、0歳から2歳までの支援は、市長から先ほどいろいろな支援がございましたが、これから新しく考えている0歳から2歳までの支援というのは何かありますでしょうか、教えてくださいたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど壇上でも申し上げましたけれども、新たな支援ということで、今、国において新たな制度の創設が予定されております。当初、全額国費というふうに考えていたんですけれども、何の通知もなく市町村の負担もあるということでしたので、これについては全国市長会を通じて、勝手にしないでもらいたい。前、幼児教育の無償化のときにも同じ議論があったわけですが、しっかり市町村と情報を共有しながら、国と地方の協議の場などで協議をしながら進めてもらいたいということでもあります。

そのほか、例えば市独自でということ、今考えているのは、新たなお子さんへの支援としては、その居場所づくりについて、やはり先ほど山口議員からの御質問にもありましたけれども、様々社会的になかなか生きづらいとか、問題を抱えるお子さんも増加傾向にあるかなというふうに捉えております。そのことについて何らかの支援の形が必要ではないかということで、今

庁内で協議をしているところでございます。

○議長 1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 分かりました。国のほうでも支援が5万円というふうな話になっておるわけですが、市単独ということで、0歳から2歳まででおむつなどの支援をできないかということ考えているんですけれども、0歳から2歳まで全員におむつを3枚から5枚ということで1日支給するとすると、大体1年で、1学年当たり180人ぐらい新生児だとすれば、3学年で約540人、そこで3枚ぐらいのおむつということで、1年間で計算しますと大体1,000万円前後の予算がかかるということですが、このおむつを支給するという事は、保育所に通っている人たちにとっては、保育士さんたちもその負担が減るし、あと家から持っていく保護者の人のおむつに名前を書いたり、そういう持っていくという負担が減ると思いますので、おむつの支援というか、そういうのはすごく効果的なものではないかと思うのですが、その辺についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 様々な勉強会などで、全国の市町村の中におむつの支給をしている自治体もあるということについては私も聞いております。

今、議員から効果的なものではないかということがありましたが、それがどのような効果を生むのかについてはいろいろ考えなければいけないというふうに思っています。限られた財源の中で、どういう効果を期待してどのような政策を打つかというのは、非常にさじ加減が難しいところでありまして、保育料の負担軽減については、私が市長に就任したときに、第3子以降の無料化、軽減について導入した際には、国による幼児教育の無償化ということは恐らく数年内に実施されるだろうと、そういうような

観測がございました。そうした中で、市がずっと財源を維持しながら実施していかずに、国による統一的な制度が導入されれば、その分の財政負担は軽減されるという見通しもありましたけれども、一度やり始めたものというのはなかなか途中でやめることは難しいわけで、どういった支援であれば、どういった効果を期待して、継続していけるのかどうかということについては慎重に考えなければいけないなというふうに思っています。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 保育所に通っている保護者さんたちには無料とかそういう支援があると思うんですけども、保育所に通っていない方々もいらっしゃると思いますので、そういう方々にも幅広くおむつを配れば、平等に支援できるんじゃないかと思っているんですが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 無料でおむつが配布されれば、それはありがたいというふうに私も思いますが、さて、その財源は一体誰がどのように負担するのかというところが一番の問題でありまして、ぜひその点については議員からも様々にお知恵を拝借できればというふうに思っております。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 財源ですね、やっぱりね。なかなか大変だと思いますけれども、幅広く平等感ある、公平感ある支援のほうをお願いしたいと思います。

補助の制度の支援の話をしてからはちょっとあれなんですけれども、教育の支援もすごく大切だと思うんですけれども、例えば地域で子供たちに考える時間や場所をつくって、そこで人間関係や社会経済を勉強するというような、子供たちの主体性を育む支援というのも大切だと思うんですが、そのような支援は南陽市ではど

のようなものを行っているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ちょっと御質問が幅広なので、私からお答えするのが適切かどうか分かりませんが、南陽市では放課後子ども教室というものを全小学校でやっております。それについては、壇上からの答弁でも申し上げましたけれども、お子さんがやはりゲームとかネットとかに夢中になってしまうというような問題もあって、できるだけやはり体を動かして、多くの子供と接しながら過ごす機会が必要ではないかなということで公約に入れさせていただいて、教育委員会の御協力、学校の御協力もいただいております。

以上です。

○議長 1 番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 すみません、突然の質問で。

ほかの自治体の話なんですけれども、新潟県の長岡市とか宮城県の東松山市などでも、キッズカンパニーじゃないですけども、子供たちが地元の特産物の仕入れから販売まで、全て子供たち、小中学生で行って、地元の地域の企業とか、あと高校生なども協力して事業を行っているというところがあります。その東松山市などは、税金までちゃんと払っているという事例があったようです。その中で、やはり地元に対しての郷土愛や様々な気持ちが生まれてきて、やはり大学に行ってからUターンして帰ってくるとか、あとそのような教育支援を受けたいということで、ほかの地域からの移住者なども増えているというふうに聞いております。

そのようなことですので、やはり市民の方々が子育てしやすい町で、すごくおもしろい教育をしているということを発信していくことによって、移住者や市民の気持ちもすごく大切になってくると思いますので、ぜひいろいろな支援、よろしくお願ひいたしたいと思いま

す。

次に、HPVワクチンでございますが、3回の接種が必要になっています。すごく長い時間、接種期間がかかるんですが、その3回の接種に関しての各自への周知というのは、個別に周知を行っているのでしょうか、教えてください。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

市長答弁でもございましたとおり、それぞれ対象の方全員に個別の通知ということで、案内といえますか、接種の勧奨の通知を出させていただいております。特に今年度、久しぶりに再開されたということもございまして、回数の方も、通常ほかの市町村ですと1回くらいで終わっているようではございますけれども、南陽市のほうでは2回ほど取り組ませていただいたということでございます。

以上です。

○議長 1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 やはり9年ぶりの再開ということで、なかなか周知がうまくいっていないということもあるでしょうけれども、ワクチンの接種を中止する前は7割ぐらいの接種率があったと聞いておりますので、中止になってからは1%台ということで激減ということでございますので、やはり接種が中止になる前の水準まで、何とかその周知を徹底して、分かりやすい説明で安全性も含め説明していただいて、周知をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございますが、ただいま市長の答弁の中で、160人ほど、キャッチアップも含めての1回目のほうの接種ということで述べさせていただいているところでござい

ますが、比率にいたしますと10%くらいのもとなっているところでございます。まだまだやはり接種のほうが進んでいないということは事実でございますが、こちらにつきまして、例えば今の段階ではなかなかどこが進んでいるというふうな情報もないので、なかなかほかのところを参考にするというのもできていない状況でありますけれども、様々な情報を得ながら、より効果的な方法、周知の方法、勧奨の方法というものを探ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 HPVワクチンは、子宮頸がんワクチンではなく、口腔がんや咽頭がん、肛門がんなどにも予防があるとされています。世界では、男性にも接種をしている国が20か国以上もあります。日本でも、2020年12月に男性への接種が承認されました。そんな中で、青森県の平川市などは、既に男性への接種を行っております。本市のこれからの考えはどうなっているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

確かにそのような先進的な事例もあるというふうには承知してございますが、まずは子宮頸がん予防の側面というところで、そちらのほうを集中して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 1番伊藤英司議員。

○伊藤英司議員 男性がHPVワクチンを接種するという事は、やはり自分も守るし、大切なパートナーも守るということになりますので、男性のほうにも接種の推進をこれから考えていただきたいと思っております。

国の方針が積極的勧奨に変わったということでもありますので、分かりやすい案内と周知徹底

をお願いしたいと思います。命に関わる疾患でございますので、全ての方々に接種をしていただけるように御配慮をお願いいたしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で1番伊藤英司議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時40分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

島津善衛門議員質問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 4番、保友クラブ、島津善衛門です。

先月、市民サロンの講演会で、山形県出身の黒江哲郎元防衛事務次官の防衛に関するお話を拝聴しました。また、会派視察では、沖縄戦の終戦地となった糸満市の平和への取組や、沖縄駐留米軍施設の状況を視察する機会をいただき、平和について考えさせられましたので、この場を借りて発言させていただきます。

皆さんは、ハイブリッド戦争という言葉に耳にしたことがありますか。一般的には、軍事戦略の一つで、正規戦、非正規戦、サイバー戦、情報戦などを組み合わせていることが特徴とされています。

しかし、中国はもっと深く捉えており、遡ること100年前の毛沢東に至ります。1920年代から40年代にかけて、相手国との全面戦争を引き起こすことなく勝利するための戦略を研究し、西洋において平和とされる状態と戦争とされる状態の間を利用するという戦略が有効であると

結論づけています。平和と戦争の境界をなくすという、まさにハイブリッド戦です。

現在の中国は、日本の尖閣諸島をはじめとして、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムなど国境を接する多くの国と、平和と戦争の間で領土拡大を続けようとしています。台湾の独立に断固として反対するとの文言を盛り込んだ中国共産党の党規約改正も、着実なハイブリッド戦ではないでしょうか。陸地と海上における一帯一路についても、債務の罠が疑われるほど、多くの国で相手国が債務返済できない状態となり、港湾などの使用権利が中国企業の手に残っています。軍事戦略拠点としていつでも利用できる状態となっているのです。中国のハイブリッド戦略は、着実に進んでいると思います。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が注目されていますが、アフガニスタン、シリア、リビア、イエメンなど、現在でも紛争が起こっている国は決して少なくありません。ミャンマーなど世界各地でクーデターが起き、軍政が復活しています。

このような争いの影では、多くの子供たちが犠牲になっています。強制的に戦闘員や労働者となり、心身に大きなストレスを与えられています。また、戦争や紛争によって食料が不足し、子供が栄養失調の状態になり、抵抗力が弱まり、感染症などで命を落としています。そして、紛争は子供から教育の機会を奪い、未来を奪います。

人間の戦争や紛争の原因とは違いますが、猿や熊たち動物、そして魚、虫たちに至るまで、種の保存ため縄張をつくって争っています。

平和や幸せを言葉で訴えるのは簡単で、聞いていても心地よいものですが、命をかけた平和、幸せとは何なのか。厳しい現実を目を背けず、私たち人間に与えられた大きな課題としての議論が必要なのではないでしょうか。市民の安

全・安心を守るべき私たちにとって、最重要事項として捉え、考え、行動しなければと痛感しています。知識として知ることと、自分の目で見ることでは大きな違いがあります。市長にもぜひ糸満市を訪れていただき、平和への取組を視察してくださるよう希望いたします。

それでは、先に通告しております各項目について質問いたします。

1、地区長会の役割と改革。

今日の暮らしは日々複雑化し、1人ではなかなか解決できない多くの問題を抱えてきています。ごみ処理、要援護、交通安全、防犯、青少年非行防止、道路・公園等の環境整備、防火・防災等、このような問題は個人や家庭だけで解決するのは難しく、地域の住民が協力し合わなければ、解決するのに多くの時間を費やすこととなります。

自治会では、各人が持っているそれぞれの要望や意見を出し合い、それについて話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として高め、1つずつ解決していくことが大切です。その過程の中で、行政も地域住民にとって何が必要かを考え、自治会との連携を取っていくことが必要となります。

心の触れ合うコミュニティづくりには、そこに住んでいる人々がお互いに協力し合うことが必要です。自治会は、同じ地域に住んでいる人々が協力し合って、住みやすい地域社会をつくるための集まりです。また、市では、地区委員制度を設け、地区委員設置規則により、市と自治会や住民の方々との連絡調整などの業務をお願いしています。地区長制度と自治会は、住みやすい地域づくりを進めるために大切な役割を担っています。

以上を踏まえ、何点かお尋ねします。

(1) 本市の世帯数の推移と今後の予測。

人口減少や世帯数増加による世帯人口の減少など、共助による地域連携に黄色信号がともつ

ています。

本市の世帯数のこれまでの推移と今後の予測、世帯人口の減少をどのように捉えているか伺います。

(2) 地区長を設置する地区の再編。

設置規則では、地区長を設置する地区は、赤湯31、中川5、宮内36、漆山19、吉野14、金山9、沖郷19、梨郷17の150地区となっております。

設置地区の人口、世帯数に大きな乖離があり、どのような地区制度が望ましいのか再検討する時期になっていると思われまます。再編のお考えを伺います。

(3) 地区会計の負担軽減。

地区会計の業務負担軽減について伺います。

現在、各課や福祉団体などより協賛金、募金の依頼がなされています。それぞれの団体の趣旨等を考慮した上での最善の方策が取られているものと思いますが、納入期限や納入金融機関が多岐にわたり、会計職を受けておられる方々はその対応に苦慮しているとの意見を頂戴しております。総務課としても、次年度より一部変更をお考えとお聞きしております。今後の変更点を伺います。

2、2022全国一斉学力テストの結果。

9月の一般質問に引き続き伺います。前回は発表直後であり、市内の詳細は検討中でしたが、その後、どのような分析と今後の対応をお考えなのか伺います。

また、文科省では、教育現場に対し、結果を指導の改善に生かすよう呼びかけるとしていますが、どのような指導がなされたのか伺います。

以上の答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え

申し上げます。

なお、全国一斉学力テストの御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願います。

初めに、本市の世帯数の推移と今後の予測についてでございますが、本年11月1日現在の世帯数は1万1,146世帯で、10年前の平成24年度から344世帯、約3.1%の増となっており、市制施行時からの推移を見ても、昭和42年の8,878世帯から一貫して増加基調となっております。

また、世帯人口については、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより、昭和42年の4.4人から、本年11月1日現在の2.6人まで減少しております。

今後とも人口減少は続きますので、世帯数につきましては、いずれは減少に転じるものと考えております。

次に、2点目の地区長を設置する地区の再編についてでございますが、地区の再編があった事例として、平成25年、赤湯地区において、諏訪地区が廃止され三間通地区に編入した事例、平成20年、金山地区において、原地区と板宮地区が原板宮地区に合併した事例、平成19年、同じく金山地区において、黒在家地区と六角地区が黒在家六角地区に合併した事例がございますが、いずれも地区からの申出により再編になったものでございます。

地区の再編につきましては、市が主導して人口や世帯数など何らかの基準を設けて進めるものではなく、地区の歴史や地域性なども尊重し、地区の自主的な意思に基づきながら寄り添った対応をしてまいります。

次に、3点目、地区会計の負担軽減についてでございますが、各団体から地区に協力をお願いしている複数の募金等につきましては、議員御指摘のとおり、納入期限や納入方法がそれぞれ違うため、一部の地区長より手間なく納められるようにしてほしいと御意見をいただい

るところです。

このような御意見を受け、来年度の募金等の納入方法につきましては、地区の申請に応じた口座振替による方法や、市役所に臨時的集中納付窓口を設置し、複数の募金等を一括して納めていただく方法を設けるなど、手続の簡略化に向けて関係各課で調整を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

〔長濱洋美教育長 登壇〕

○教育長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございますが、本市におきましては、全国、山形県の平均正答率と比較して、国語及び算数・数学はほぼ同等、理科は上回るという結果となっております。

この結果を詳細に分析したところ、言語能力や思考・判断・表現力が身につけてきており、自尊感情や学習意欲が高いことも成果と捉えております。一方、根拠を明確にして書く力や、問題を見いだしたり考えの妥当性を検討して改善したりする力とともに、家庭学習の在り方に課題が見られました。

そこで、今後は、現在推進している豊かな情操の醸成を図りながら、確かな学力を育成する指導がより一層充実するよう努めてまいります。また、多面的、多角的な思考を促す指導を心がけるとともに、一人一人の学びの様子を丁寧に見取り、児童生徒が学びの実感を得て、次の課題に意欲的に向かうよう支援していく必要があると捉えております。

次に、文部科学省が示した指導改善に係る通知への対応についてでございますが、本市小中学校では、学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して指導しております。全国学力・学習状況調査の結果からも、本市の児童生徒がICT活用の有効性を実感している様子が見られており、授業等においてICTを最大限活用するように継続して取り組んでまいります。

また、本市が推進している地域総合型教育の強みである地域の教育力をお借りした取組を一層推進し、児童生徒一人一人が実体験を通して心を耕し、人間としての生き方、在り方を考えながら、資質・能力を高めていくことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 まず最初に、教育長にお呼び申し上げます。前回の議会において一般質問させていただきましたが、私の時間配分が至らないせいで、せっかくいろいろな答弁を準備していただいたにもかかわらず、発言をしていただけなかったと、時間の配分が間違っていたというふうなことで御迷惑をおかけいたしました。今日はその分よろしくお願ひ申し上げます。

それと、今言ったような都合で、議会の一般質問の質問状は市長、教育長という順序で出させていただきますいておりますが、今回はそのようなこともありましたので、教育長への質問のほうを先にさせていただいて、その後、市長のほうへの質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長にお尋ねしたいのですが、今3科目の一斉学力テストというふうなことでございまして、私、幸せなことに、高校入試のときは国、数、英の3科目でした。非常にいいときに高校入試を迎えたなというふうな今振り返っておりますが、中学校のほうに英語がなくて理科があるというふうな、この英語というのがここに出てこないという理由が何かあるのか、私

たちの世代からここまで変わったこのウン十年の中で、どのように変わってこのようになったのか、もし分かれば教えていただきたいんですが。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に、いわゆる全国学力テストのほうは、国語と算数・数学で行っております。理科と英語につきましては数年ごと、年度を決めてというような実施になっておりますので、今年度に限って申し上げれば、理科も行ったということでございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 分かりました。ちょっと何か英語がなくなったのかなという心配をしていましたので、お尋ねした次第です。

次に、学校教育課長にちょっとお尋ねしたいのですが、この全国一斉学力テスト、まあこれまで現場におられる課長として、全国、先生方いっぱいいらっしゃる中で、市内にも先生方いっぱいいらっしゃる。必ずしも、こういうテストはしているけれども、こういうテストに対しては反対だとおっしゃる先生方もいらっしゃるのではないかと私は思うんですね。そのような声を課長が聞いているとすれば、どのような考え方で反対なさっているというのがあるのか、少数意見があったら、その辺お聞きしていれば教えていただきたいと思っております。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

この全国学力・学習状況調査の取組方について、異論といいますか、反対というような意見を私は承知しておりません。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

それをお聞きしたのは、実はこれ、教育長にお尋ねすべき事項になると思うのですが、県とか各自治体において、その一斉テストに向けた勉強をしていると、取り組んでいるというふうな記事がある新聞に載っておりました。そのようなことでは、全国一律の本当の子供たちの力が分からなくなるのではないかと私は思うのですが、そのようなことに対して教育長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。

やっぱり一部報道でそのような対策といいますか、そういったことが行われているということは承知しております。ただ、南陽市内において、そのように事前に特に時間を設けてというのは行っていないというふうに認識をしております。

ただ、いわゆる通常のテストと違いまして、その答え方とかやり方を子供たちが理解していないと、やはりそういった状況にも対応できる力は必要でございますので、これは日頃の授業の中でそういった回答の仕方ということについては学習をしているというふうに捉えているところでございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

当市においては、そのように専門的にそのための授業をしているというふうなことは無いというふうなことで、大変ありがたいなというふうに逆に思っています。この県がすごく優秀だね、すごいね、どんな勉強をしているんだろうねと思っていた地区が、そういうふうな事前勉強によって成績をアップする努力をしている。やはりそれでは本来の生徒の姿が見えてこないのではないかなと思いますので、今後も本当の今の南陽市の子供たちの実力が分かるような取

組を継続していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、ほかに質問したかったことについては、先ほど教育長の答弁の中にしっかり盛り込んでいらっしやいましたので、ここでこの質問は終わらせていただきます。

次に、1番のほうに戻させていただきます。

地区長会の役割と改革というふうな中で、私、まず一番最初にお聞きしたかったのは、地区長会の枠組みをどうやってするのかと。地区の優先なのか行政の優先なのかということを知りたかったのですが、先ほど市長答弁の中に、決して行政主導ではないと、各地区の思いを十分に酌んでやっている、それが今の地区割の150だというふうなことをお聞きしました。

それで、ちょっとこれは大変だなと思っているのは、先ほど減らしたのは金山2か所、事例としてあったのですが、ほかの地区でもやはり世帯人数が減っていると。4.2人から2.6人に世帯人口が減っている。1世帯の人口ですね。そして、なおかつ地域によってはかなり高齢化が進んでいて、地域を維持するのに非常に厳しい状況になっている地区もあります。あと、逆にどんどん地区が膨らんでいるという地区もあろうかと思えます。そのようなことを考えたときに、やはりある程度の集約が必要ではないのかと。

それで、今各地でやっている隣組とかそういう地域自体の自治会の取組については、旧態依然のままです。どうするかというのはお任せしたいと思うのですが、やはり地区として行政が依頼するような文書のいろいろなことがあるわけですけれども、そういうふうなことに關しては、もう少し行政の主体性があってもいいのかなというふうなところもちょっと思ったところなんです。その辺に關しての、今現在はそういうふうに進めているという先ほどの市長の答弁でしたが、今後についてはもう少しそういうこと

があってもいいのかな、地区制度に関してはです。自治会制度に関しては、各地域に任せるべきだと思います。その辺のお考えについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 大きい地区もあれば、非常に世帯数の少ない小さい地区もあることは、私もいろいろな機会で見えておまして、私自身、子供会育成会に関わっておりましたときに、そういったそれぞれの大小によってその参加の難しさがあるとか、調整の難しさがあるということは感じておりましたので、これはもうちょっと何とかならないのかなという気持ちについては、同じ気持ちではないかなというふうに思っています。

一方で、地区の自主性は尊重すべきという中で、もし人数が少なくなってお困りの世帯があった場合には、例えば市役所の総務課もできるだけ協力をしますし、公民館なども協力をしながらその地区の在り方を一緒に考えていくと、サポートするということはあろうかというふうに思っています。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 まさに私がお願いしたいと思っているのはそういうことなんです。やっぱり地区の方々が自分たちで意識的に合併しようというふうなことで、原板宮さん、黒在家六角さんが金山地区ではやってきたわけですが、それでもまだ高齢化になって、地域の後継者がいなくて大変だというふうに心配しているほかの地区がたくさんあるんですね。ただ、それって行政何も協力してけんがら、自分たちどうすんべねと。最悪の意見が出てくるのは、いいびゃあもうと、地区やめんびゃあ、隣組だけ維持すっどいいなんねえがい、市報その他については、全部直接各個人さ郵送してもらえばいいんでねえべがねという意見が出始めてきま

した。

先ほど壇上でも申し上げましたが、共助による地域連携に黄色信号がともっている、まさにこのことを私は申し上げたいんですね。そのようなことに対して、もう少し行政としてこういう形で考えたかどうか、そういうふうな相談ができるんだよというふうなことを、ぜひ地区長会の連絡協議会等で各地域に下ろしていただけるような、そういうふうなこともぜひお願いしたいと思うのですが、総務課長、どうでしょうか、お願いできますか。

○議長 答弁を求めます。

穀野総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各地区より代議員の方を選出していただいて、地区長連絡協議会を組織しているわけですが、その中で、やはり市としてのお願いしたいこと、あと地区としての要望等を取りまとめるということが一番の目的となっておりますので、そちらについては今後も一層していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

この公民館を中心とする地区の再編問題、これは大きな問題だと思います。29年3月の定例会で高橋一郎議員が、コミュニティー化しろと、そういうふうな方向に持っていくべきだろうというふうな発言もなされておりますが、大きい人材がそろっている地区と、そういう高齢化でちっちゃな地区単位になっているところでは考え方が全然違います。自分たちでどんどんやっていくんだよという地域と、私たちは何とかお世話になって一緒に維持していきたいねという地区に、南陽市の場合、極端に分かれていると思うんですね。その辺の小さい地区に対しての

お力添えをいただければなというふうに思っています。

ある情報によりますと、人口減少や高齢化で自治会制度が維持できなくなるおそれがあるというふうに言われています。今こういう中で出ている言葉が「むらおさめ」、それから「集落のみとり」、こういう言葉が出始めてきました。今後、日本の人口減少、この南陽市においても、地域によってはこういう現象が加速するのではないかというふうな心配をしております。

南陽市としても、行政単位をコンパクトにするというコンパクトシティ構想もあります。そのようなこととも絡み合ってきますが、やはりこの辺のことをしっかり捉えなければなというふうに思います。そういうふうな意味で、今後どういうふうなコンパクトシティ構想を具体的に考えておられるのかどうか、その辺を、市長の構想のほうをお尋ねしたいと思いますが。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 コンパクトシティにつきましては、これは国土交通省等が主体的になって全国で進めている取組として南陽市も行っているものがありますが、拠点となる地域に必要な機能を集約するとともに、その必要な機能にアクセスできるような例えば交通体系であるとかそういったものを、拠点ではない単位単位の集まりのところで結びつけると。それによって、今後人口減少の中でも都市機能、必要な生活に対するサービスを維持していこうというものでありまして、これも全国的に同じだとは思いますが、南陽市もそういう状況を直視して、それに対する備えをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

先ほど、むらおさめとか集落のみとりという言葉を使いましたが、今後その地区の人口が減

っていく、でもそこに私たちは住み続けたいんだ、そういう気持ちがある限りは、行政の手厚い保護が必要なのかなと思いますので、特にその点に御留意いただきたいということと、それからそういうふうな地区というのはどんどん交通便、その他不便なところになっております。特に農地、山林を抱えている地域においては、やはり放置されることが非常に心配されます。そういう場合どうなるか。やっぱりこの前の災害もはっきりその事例を示しておりますが、やはり大きな災害に結びつく。そういうふうなこともありますので、十二分なる配慮をお願いしたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、次に、3番の地区会計の負担軽減の件でお尋ねしたいと思います。

先ほど市長答弁の中に、市の納付窓口をつくりたいというふうなことがありまして、今、私、初めて耳にしたのかなと思いますが、その前に総務課長のほうからも、議員の皆さんに、農協さんの件を絡めて、変更になるよというふうなことがありました。もう一度その辺のことについて確認させてください。

○議長 答弁を求めます。

穀野総務課長。

○総務課長 10月に開催されました代議員会の席で、各代議員の方には納入方法について変更点を御説明させていただきました。1つといたしまして、今まで取り扱っています納付書払いのほうを中止させていただいて、その代わりに口座振替で納めていただくという方法を御提案させていただきました。また、そのほか議員からもありましたとおり、各募金の納入期限とかそういったものが日付が違うものですから、1回で済むようにしていただきたいというお声もあったことから、各団体で元の募金をいただくのではなく、ある一定期間その事務局のほうで集合しまして、その場でまとめて募金のほうを

頂戴する事務を1つ追加させていただくという
ことで御提案させていただいております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

地区会計の一般に回ってくる納付募金依頼関係ですね、5月に農林課さんの緑の募金、6月にいちょうの家さんの賛助会費、それから同じく社会福祉協議会の一般会費、それから7月に社会教育課の青少年市民会議の負担金、それから8月には福祉課の赤十字社会を明るくする運動、9月には市民課の交通安全母の会、10月には共同募金の赤い羽根、12月には歳末助け合いというふうに考えますと、地区の会計の方は毎月末7か月、この作業をしなければならないというふうに現状なっているんですね。

それで、各団体において、やはり総会の時期だったりいろいろなことがあってのこの時期にはなっていると思われまます。最大限の努力をなさってくださいとは思いますが、総務課長は1回でなんていうことで大変ありがたいお言葉なんです、せめて2、3か月に1回ぐらいにさせていただければ大変助かるなど。

また、各地区としても、その地区の方々から預かる地区負担金があると思うんですね。その預かるのが1回なのか、3回なのか、5回なのか、毎月なのか分かりませんが、そのお金がなければ払えないわけですから、その辺のことも照らし合わせながら、もしできれば2か月に一遍とか3か月に一遍にさせていただいて、まとめて納付できるような方法を取っていただいて、12月末までには終わる、そうしていただくのが一番ベストかなと私なりに思っていたんです。ただ、それを超えてやっぱり市のほうで納めることができる、窓口の納付ができるというふうなことにさせていただければ、非常に会計の皆さんは助かるのではないかなというふうに思いました。本当にありがとうございます。令和5年度からですよ。

○議長 答弁を求めます。

穀野総務課長。

○総務課長 令和5年度からそのようにさせていただきますと思っています。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

あと、それから同時に、やはり今銀行で振替納付、振込なんかをすると、振込手数料がかかります。これ、ばかにできる金額じゃないんですね、小さな地区にとっては。何のためにじゃやるんだろうと、銀行孝行のためにしているんじゃないかと思われるくらい大変なところもあります。ただ、全国の銀行さんの中には、社会貢献という形でそういうふうなことに對して協力的な銀行さんもいらっしゃるんですね。その辺のことも声を上げ続ける必要があるんだろうなど。全国の銀行さんにこんな銀行さんもあるよと、こういう形で振込料を無料にしてくれているところもあるよというふうなこともぜひあれば勉強していただいて、その方向に進んでいただきたいというふうに、銀行へのアプローチも続けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点ですね、今市報が1日と15日に2回来ています。そのたびに回覧書類が入ってまいります。この回覧書類を見ると、地区長さん宛てに、配布する人宛てに、必ずお願ひ文書が入っております。これはつくる人も大変なんだろうなど、各課担当の方がお願ひ文書をつくって非常に大変なんだろうなどというふうには拝察しているのですが、5枚の回覧があると、5枚のそれぞれのお願ひ文書に今なっていますよね。やはりこの辺がもう少し合理化、簡略化されてもいいのかなと。そのお願ひする方々の思いや意向もあると思うんです。けれども、それは回覧板の文章の中に入れていただいておりますね、ぜひね。やっぱり回覧するのは、その文書が来るのは地区長さんまでしか来ない

わけですので、そこで止まるのであれば、やはりこのような形に変更させていただくということで、緑の募金だったら緑の募金、農林課さんからこういうふうな依頼が来ております。どこからはどういう依頼が来ております、併せて皆様よろしくお願ひしますというふうな、1枚にせめてまとめてもいい時期なのではないかと私は思っているんですが、その辺についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

穀野総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

やはり島津議員おっしゃるような方法を検討していく時期であると思っておりますので、今後各課と調整を図りながら検討していきたいと思っております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 あと、もう一つですが、市報等の取組の中で、先日、山新の記事に、大蔵村さんですかね、iPad全戸配布するというふうなちょっと記事を読んだのですが、これは小さい地区だからできる、人口が少ないからできることなのか、その辺の予算化ってどうなっているんだろうかと私思うんですが、その辺、市長御存じだったら教えてください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 例えば子育て支援であるとか、全住民平等に行う自治体の支援であるとかについて、それはどうやってやっているんだろうということをその自治体に問い合わせることがありますが、その場合の多くの答えは過疎債を使っていると。それによって、借金自体は膨らむんですが、その借金のうちの多くに交付税措置がされるということで、南陽市は過疎地域に指定されておられませんので、その方法は難しいなという

ふうに思いました。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。その発想を私知りませんで、教えていただいて大変よかったなと思います。

以前、一般質問で、地域通貨が必要なのではないか、それから地域通貨によって産業の経済活性化が必要なのではないかと、それからやはり今、今回は無理でしょうが、そういうふうなIT化によって地区の隅々の人まできちっと情報が伝わるような、そういうふうな方向づけがどうしても必要になってくるのかなというふうに感じたので、ちょっとお尋ねしたところでした。

その地域地域に合った福祉等の行政サービスが重要になってくると思われまますので、今後とも地域の安心・安全のために、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

午後 1時43分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長 再開いたします。

佐藤 明 議員 質問

○議長 次に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明議員 登壇〕

○佐藤 明議員 既に通告しております介護保険と来年度予算編成と重要施策について質問をいたします。

最初に、介護保険について質問いたします。

岸田政権が介護保険の見直しを進めようとしています。2024年の3年に一度の改定に向けて、今年12月にも結論を出す予定だと言われており

ます。見直し議論を行っている厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会には、9月末に利用料の引上げや介護サービス削減などが検討課題として示されました。これらが実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族はさらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねません。介護の現場からは、負担増とサービス削減に反対の声が相次いでおります。国民を苦しめる介護保険改悪は撤回すべきと考えますが、市長の認識、御見解はいかがでしょうか。

2点目は、厚労省は、見直しの具体的項目に、サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問・通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、さらには老健施設などの多床室、相部屋ですね、相部屋の室料の有料化などを上げております。

介護保険の利用料は、2000年度の制度発足から1割負担が原則でありました。しかし、2015年に一定所得以上の方は2割負担とされ、さらに18年には3割負担も導入されております。厚労省は、余裕がある人が対象などと負担増を正当化しましたが、実際には負担が増えてサービスを削ったり、あるいは施設から退所した人は少なくありません。1割負担でも経済的に苦しく、利用サービスを減らす人がいます。財務省の財政制度等審議会は、原則2割負担を提言しております。そんなことになれば、さらに多くの方がサービスを受けるのを諦めてしまうのではないのでしょうか。利用抑制に拍車をかける負担増は許されるものではありません。

要介護1・2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市町村が運営する総合事業に移行させる案にも批判が上がっております。総合事業は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危惧があります。

全国老人福祉施設協議会など介護事業者や介

護の専門職員らでつくる介護関係8団体は21日、要介護1・2の訪問・通所介護を総合事業に移行する見直しに反対する要望書を厚労省に提出をいたしました。要望書では、要介護1・2の方は認知機能が低下し、排せつ介助などの介護給付サービスがなければ、在宅での自立生活困難と訴えております。認知症などは、専門家の初期段階での気づきや早期の対応が進行を抑えることにつながります。要介護1・2の訪問・通所介護の保険外しは、介護状態をさらに悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させることになりかねません。2000年にスタートした介護保険制度にこれまでどおりでの経過を踏まえて、今後の対応策はどのように考えておられるか、市長の認識と見解を賜りたいと存じます。

2点目であります。来年度予算編成と重要施策についてお尋ねいたします。

1点目、市長就任3期目であります。3期目最初の予算編成となりますが、基本姿勢はどのように考えておられるか。

2点目は、来年度予算編成の重点施策はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

3点目は、国の交付税、市の税収等も年々厳しさを増しております。こういった状況の中で、地方交付税と税収の見通しはどのような考えかお尋ねをいたします。

4点目は、今後の財政計画はどのように考えておられるか、改めてお聞きするものであります。

以上、何点か申し上げましたが、白岩市長の誠意のある答弁を期待をいたしまして、最初の質問といたします。終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護保険についての御質問の1点目、介護保険料の見直しについてでございますが、議員御指摘のとおり、令和6年度の制度改正に向けましては、現在、国で介護保険料の見直しなどについて検討が進められております。

本市としましては、国の動向を踏まえながら、市介護保険運営協議会の皆様から様々な御意見を頂戴し、介護を必要とする方が安心してサービスを利用できるよう、そして利用者の負担が過重とならないよう、本市の計画を策定してまいります。

なお、利用料引上げや介護サービス削減については見送り等の報道もあり、引き続き動向を注視してまいります。

また、11月17日に全国市長会理事・評議員合同会議において審議、採択されました令和5年度国の政策及び予算に関する提言の中では、持続可能な介護保険制度に向けた国費負担額の引上げや低所得者対策等について、国が積極的な措置を講ずるよう提言がなされております。

次に、2点目、介護保険制度の見直しに対する市の対応についてでございますが、利用及び介護サービス等については、制度開始以来、国の制度に基づき運用しており、制度に適切に結びつけることが重要と考えております。1点目の御質問でも申し上げましたとおり、本市としましては、国の動向を踏まえながら、介護を必要とする方が安心してサービスを利用できるよう、そして利用者の負担が過重とならないよう、さらには市の財政負担を可能な限り抑制できるよう、介護保険事業の適切な運営に努めてまいります。

次に、来年度予算編成と重要施策についての御質問の1点目、令和5年度予算編成に当たっての基本姿勢でございますが、8月末に総務省から示されました令和5年度地方財政収支の仮試算では、地方の歳入は、地方税は2.7%の増、地方交付税についても0.8%の増となり、歳出

につきましては社会保障費の増が見込まれることから、一般行政経費は1.4%の増という試算がなされております。

また、国においては、6月に発表されました経済財政運営と改革の基本方針において、成長と分配の好循環を掲げつつも、これまでと同様に財政健全化目標に取り組んでいくとしており、これから公表される地方財政対策も大変厳しい内容となることが予想されます。

本市におきましては、社会環境の大きな変化や新たな生活様式に対応すべく、コロナ禍からの経済社会活動の回復と原油価格・物価の高騰を念頭に置いた予算編成を行ってまいります。具体的には、事業の目的や必要性を検証し、デジタル・トランスフォーメーションにより市民サービスの向上を図りつつ、社会の変化と新たな行政課題に柔軟に対応していくものであります。また、業務の効率化や経費の削減に取り組みながら、時世に合わせた費目への重点配分を行ってまいります。

財源の確保につきましても、国・県の動向を注視しつつ、有利な補助制度を積極的に取り入れ、財政負担の軽減にも努めてまいります。

次に、2点目の来年度の重点施策についてでございますが、令和5年度は第6次南陽市総合計画前期基本計画の中間年度となります。これまで行った事業の成果や課題等を総括し、今後に向けて施策の見直し等を適切に行うことで、基本構想・基本計画の実現を図ってまいります。

重点施策としましては、引き続き「子どもを産み育てやすいまち」、「年をとっても安心して暮らせるまち」、「人が集まり賑わうまち」を市政の柱に掲げて予算編成を行ってまいります。新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢に伴う原油価格・物価等の高騰が来年度も続くことを念頭に、市民の健康と生活を守る事業にしっかりと取り組んでまいります。

また、都市構造再編集集中支援事業により、宮

内地区地域交流センターと市道六角町富貴田線を整備し、交流人口の拡大と地域の活性化を推し進めるとともに、国が6月に発表したデジタル田園都市国家構想基本方針により、本市においてもデジタル・トランスフォーメーションを積極的に推進し、行かなくても済む市役所など、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指してまいります。

次に、3点目の地方交付税の見直しについてでございますが、8月末に総務省から示されました令和5年度地方交付税の概算要求の概要によりますと、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、交付税率の引上げを事項要求するとされています。

現在、国の予算編成が行われておりますが、今月末に発表される地方財政対策において地方交付税の大枠が示されますので、今後の編成過程を注視してまいりたいと存じます。

本市におきましては、普通交付税については、人口減少などにより算定基礎である基準財政需要額の減少が予想され、また特別交付税については、台風や大雨といった災害対応に優先的に予算が振り向けられることから、交付額については大変厳しくなるものと見込んでいるところでございます。

次に、税収の見通しについてでございますが、日銀等の経済状況判断では、春以降、緩やかに持ち直しているとの判断が続いており、国税の税収上振れの報道や各種政策の効果などから景気回復が期待されているところであります。一方で、依然として残るコロナの影響に加えて、燃料価格や物価の高騰、円安など、下振れリスクが多く存在します。

したがって、現時点で来年の税収を見通すことは大変難しい状況ではありますが、税目ごとにその傾向を申し上げますと、景気に左右されにくい固定資産税及び都市計画税につつま

しては、市内の宅地開発が進んでおり、工場・店舗の新築が見られることから、今年度予算を上回ると考えております。

次に、個人市民税につきましては、雇用の各種指標が上向いていることから若干の増収と見込まれ、法人市民税は、原材料費や電気料金の上昇などにより、今後上向きに転じる要因が少ないため、今年度予算を下回ることが見込まれます。

最後に、軽自動車税とたばこ税につきましては、大きな増減要因が見当たらないため、横ばいと考えております。

次に、4点目の今後の財政計画についてでございますが、9月定例会で健全化判断比率を御報告いたしました。実質公債費比率については微増、将来負担比率については横ばいとなっております。いずれの数値も、赤湯小学校整備事業をはじめとする大規模事業に係る起債償還が完了する令和10年度までは厳しい財政状況を指し示すと見ておりますが、早期健全化基準を下回る範囲内で推移していくと見込んでおります。

歳入につきましては、人口減少などにより税収、普通交付税共に減となる要因が強く、全体として減少傾向で推移するものと見込んでおります。

それに対して歳出は、義務的経費である扶助費が社会保障制度の改正・充実により年々増加傾向にあり、さらに電気料や燃料費などの施設の維持管理経費も増加していることから、今後とも高い水準で推移するものと見込んでおります。

このような厳しい状況の中、今年4月から新たに南陽市健全な財政運営に関する条例が施行されました。この条例は、市の財政運営に関し基本的な事項を定めるとともに、健全な財政運営の確保を図り、将来にわたって持続可能な財政状況の実現、継続に資することを目的としています。

本条例の理念に沿って、歳入においては財源の確保を図るための方策を検討するとともに、歳出については継続的な事務の見直しや合理化を進めてまいります。これらにより、中長期的な財政の見通しの下に、計画的かつ効率的な財政運営を図ってまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それでは、何点か再質問いたします。

最初に、介護保険の問題であります。この見直しについて、7項目ぐらいあるんですよ。それで、介護保険も2000年からスタートいたしまして、今8期目の真ん中ですね。それで、1期ごとに保険料の値上げや、あるいは据置きもあった時期があったわけですが、利用料等も上がっていると。こういう状況がずっとここ続いてきていると、それが今の現状だと思うんですね。

それでね、市長、2000年にスタートした介護保険、この基本料金というのは、市長御存じですか。現在の第8期の介護保険料の基本料金というのは、市長分かりますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 すみません、正確な金額は分かりかねますが、今六千数百円、スタートしたときは二千数百円でしたか。すみません、間違っていたら。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そういう親方がね、首長がそういう状況では、私は駄目だと思うんですよ。常に大事な点は頭の隅に置いておくと。これが私は大事だと思いますよ。

それで、この最初の保険料というのはですね、5段階だったんです、5段階。それでね、基本料金は2,636円。今はね、6,400円ですよ。今の

ランクは、最初は5段階だったんですけども、現在は10段階あるんです。ですから、相当の変遷を経て今日に至っていると、それが今の介護の料金の仕組みなんですよ。

このほかに、利用すればするほど利用料を納めなければならないと。この利用料も介護度によって、いろいろ介護度も1から5まであるわけですが、あとそのほかに要支援1・2あるわけですが、この介護度の進行によって利用料が違ふと。これ、市長御承知のとおりだと思います。そのようにして今日に来ているというのが今の現状なんですよ。

ですから、今度の第9期についても、先ほど申しましたが、7つの視点で値上げになると、このように示されておるんですね。これ、さっき市長は、現段階では、今の状況は、本当ならば12月中に審議会で議論して決めて発表すると、そういう予定だったんですよ。ところが、先ほど介護保険に携わる8団体の方々が非常に懸念を示して、審議会の中で反対論が圧倒的に出たわけですね。それで遅れていると、こういう状況なんですよ。

ですから、私言っているのは、せんだっての地元新聞でもね、そういう方法で書いておったわけですが、これ延期になっているわけですよ、反対世論が多くて。結論出せない、こういう状況なんです。それで、まあ事務方でも結構ですが、その辺の審議会での議論はどのように考えておられるか答弁いただきたい。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

第9期の作成に当たっては、今年度からアンケート調査のほうを実施いたします。まずは介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、あと在宅介護実態調査、あとは介護人材実態調査ということで、3つのアンケートを今年度中に実施させ

ていただくような状況でこちらのほうを進めております。これらのアンケート調査の結果やパブリックコメント、または市民の方のニーズの把握、意見の聴取などに努めまして、第9期のほうに反映させていくというふうなことで現在段取りを進めているところでございます。

その中心になりますのが南陽市介護保険運営協議会というふうなことでございますので、こちらのほうでの御議論もいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 これから介護保険の関係者ですね、つまり運営協議会、そこで議論をして結論を出すと、こういう今のお話でしたが、いずれにしても今回の第9期目は、この利用料だけでなく、保険料だけでなく、いろいろな問題点が指摘されているんですね。これ、事務方の福祉課長は知っていると思うんですけども、その内容、中身について具体的にわかりますか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 国の動きといたしましては、この制度を持続可能な制度にするというふうな根本的な考え方がございますので、全体的なことを考えた場合、財政上これが成り立っていくのかというふうな視点でこの制度全体を考えているものと思えます。

市といたしましては、もちろん国の制度に基づく運用というものでございますので、様々現在示されております改革案につきましては承知はしておりますけれども、現段階におきましても、各種報道等でありまして、一部先送りになったり、見送りを検討されたりというふうなことで、まだ国の段階でもその動向というもの協議をされている途中であるというふうには理解しておりますので、そちらは今後とも注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ちょっと質問に対して答えていないんですけども、その中身の問題なんですよ、私言っているのは。例えばですよ、具体的に申し上げますと、この介護保険のサービスの利用、利用料、これ、この負担増が新たに出てくると。さらには、要介護1・2の保険を外すと。なくすると。あるいはケアプランですね、これいろいろ相談して、どういう利用をするのかということで、いろいろ受ける人とで相談しながら対応するということになっているわけですけども、ところがこういうケアプランの、今無料なんですね、相談した場合は。ところが、これさえも有料化にすると、こういう状況なんですよ。まあそのほかにも様々問題点あります。ですから、さっき言ったように、この12月中に決められないというのが今の問題点なんですよ、市長。問題あり過ぎて。ですから、よくその辺見極めた上で対応していただきたいと。市長、どうですか、南陽市の場合での今後の対応ですけども、さっき市長はいろいろ言いましたが、対応になっていない。そこを指摘したいと思うんです。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 国全体でも、持続可能な制度とするためにはどこからか財源を持ってこななければいけないと。南陽市においても同じだと思いますけれども、所得の低い方の負担を増やす、あるいは実質的にサービスを受けられないようになってしまったことについては、やはり問題が大きいというふうに思っております。では、どこにどうすればいいかということについては、私は細かいことは申し上げられませんが、やはり今、二極化が進んでいると言われている日本人の所得構造の中で、負担できる高所得者層に負担を求めざるを得ないのではないかなと。そ

うしなければ、なかなか今後やっていくことはできないのではないかなと。そのことがやはり構造的な問題解決の大きな方法の一つではないかなというふうに思っているところです。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 あのね、これ、非常に大きな問題だと思うんですよ。ですから、きちっとした対応をしていただきたいもんだと思うんですけども、本来ならば国が責任持ってやらなければならない介護保険制度なんですよ。これ、2000年当時の発足したときに、国はそういうふうに出てきたわけですよ。ところが、時を追うごとにいろいろ変わっていったと。これは、様々な人がいろいろ国に対して要望、意見を言ったりして、基本的には介護を受ける人が負担すると、こういうふうにならぬ口出しする人もあるわけだ、中には。そうでなくて、本来の任務である介護保険制度は、誰もが安心して受けられる制度と、こう出てきたわけだ。ところが、安心して受けられる介護保険にならぬとした問題があるわけですよ。

ですから、例えばですよ、総合事業が移行すると。課長も分かっていると思うんですけども、介護というのは本来ならば専門職の人ですね、専門職の人。これね、総合事業から専門職でないボランティアの方々に担わせるとか、そういう安上がりの構想も出てきているわけ、実際。ですから、非常にうまくないのではないかなというふうな、せんだっての審議会等でもそういう声が出てきたと。私は当然だと思うんですよ、例えばですよ。ですから、いろいろな問題点がここで指摘されていると。

ですから、さっき市長が答弁したことでなくて、国が責任を持ってやるということを私は基本だと言っているの。それをしてこないわけだ。それに構わず末端の自治体にやりなさいと。口は出すけど金も出さないと、これではたまったもんじゃないというふうな。だから、もう少

しごっしゃいで、ねえ、国に意見、あるいは審議会の、協議会の意見を言うべきではないのかなと思いますが、どうですか、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 例えば、ワクチン接種の問題でありますとか経済対策、あるいはコロナ対策、いろいろな最近、近年の国の対応を見て感じることは、なかなか現場の感覚が伝わっていないのではないかなということは何度か感じるものがございました。そういった現場の末端の一番市民に近い自治体の声をぜひ聞いてもらうように、そういった取組については今後も強化してまいりたいというふうに思いますし、やっぱり生のこの現場の温度感ですね、そういったものを伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そうなんですよ。今市長おっしゃったように、苦勞しているのは末端の職員ですよ。議員からは指摘され、上からは言われ、これではやっぱりそこで仕事している人、たまったもんでないと。私はそう言いますよ。正直課長もそう思うんじゃないですか。どうですか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、結局皆さん、介護保険、利用なさっている方もですけども、月々介護にはこのぐらいならお金が使えるかなというふうなところで、様々算段をしながら介護のサービスを使っていらっしゃる方がほとんどだと思います。こういった制度の改正によって負担が増えるというふうなことであれば、これ以上はお金がなかなか支払えないということであれば、サービスを一部諦めたり、もっと調整したり、自分たちの負担を増やしたりというふうなところになるのかなというふうには懸念されると思います。そういったところで、やは

り安心した形でこの介護サービス、介護制度がずっと持続するように私どものほうは願っているところがございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 時間もないからですけれども、市長ね、介護の事業者がここ何年かで相当倒産していると。まあ南陽は幸いに倒産ってないようなんですけれども、民間の信用調査の東京リサーチでしたっけ、あの発表によるとね、この介護が施行された2000年以降、2020年、58件だそうです。あと19年が55件、3番目に多いというのは今年度というかね、そういうふうな状況になっていると。いわゆる今年の上半期、1月から6月の統計でこのぐらい出ているというふうになっているんですよ。ですからね、今、物価高騰とか様々な諸物価値上げになって、事業所も大変苦労していると。こういう状況が全国各地にあるわけですね。この南陽市ももちろんそうですけれども、こういった支出に対しても、やっぱり何らかの対応というのは必要ではないのかなと私思うんですが、その辺の考え方について、どのように考えておられるか答弁願いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この物価高騰、電気料、食料品、様々なものが高騰していることの余波がいろいろな事業所に及んでいまして、特に弱いところにそのしわ寄せが行くと。その弱いところがこのコロナの打撃もあって、介護サービス系が大変痛手を被っているというふうに認識しております。コロナ対策として様々な対策を講じておりますが、介護サービス事業所がどういった状況にあるのかについては、福祉課を通して適宜調査を行って、その実態を把握して、必要な対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 じゃ、介護は改めて来年あた

りまたお聞きするかもしれませんが、そのときはよく心構えをして対応していただきたいもんだなど、このことを一言申し上げておきます。

次に、来年度予算の問題であります。先ほども市長は答弁の中で、様々詳しくいろいろと答弁されたわけなんですけれども、市長は3期目で、3期目初の予算編成と。非常に私、重要だと思うんですよ。ですから、今、様々各課それぞれ持ち寄っている今議論しながら、調整しながら、来年度に向けて予算編成が本格的にこれから始まるというふうなことだろうというふうに思います。

それで、前年度、それから今年度、若干今年度は1.6%ですか、減ったと。当初は159億3,000万円と。令和3年度は161億9,000万円、そうでしょう、そういうので予算編成してきたと、そういう経過があるわけなんですけれども、新年度は、先ほどの答弁では若干税収が伸びて増えるのではないかとというふうな答弁だったような気がするんですが、その辺ちょっと聞き漏らしたのかなと思って今聞いておったわけなんですけれども、その辺どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 個別の税目においては、増加するものもあるのではないかと。ただし、国の地方交付税全体の計画の中では厳しいものが予想されるというところで、全体として増えるか増えないかというのは今何とも言えない状況でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私はちょっと増えるのではないかとというふうなニュアンスで受け取ったんですけれども、今年度よりですよ。さっき言ったように、今年は去年よりも1.6%減ったと。今の状況ですと、税収がそんなに悪くないと、春からそういう傾向が出てきていると、こういう答弁だったわけなんですけれども、いずれにし

でも伸びることには問題ないんですけども、減ったからってがっかりするわけでもないんですけども、やっぱり市長が、さっき私が申し上げたように3期目の初予算と。これ、ある程度、重要要望等も含めて、何が今重要な課題があるのかと。そういう中での予算づけだと思うんですよ。ですから、この辺のことをよく考えた上で、やっぱり目玉的な、そういう重要な課題もあるでしょうけれども、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 目玉についても、まだちょっと申し上げられる状況ではない中でも何とかひねり出しますと、先ほども壇上で申し上げました宮内地区交流センターについては着実に進めたい。一方で、この資材高騰とか資材不足の中で、これを早期に整備してほしいという声にいかに応えるかというのが課題であります。あわせて、この市道六角町富貴田線というのは南陽高校の北側の道路で、県道とも交差する予定だったわけですが、30年近くそのところが進んでいなかったと。それを整備していくのは今後の本市のまちづくりの在り方において非常に重要なことだというふうに思っています。そうしたなかなか進んでいなかった課題を前に進める3期目の最初の予算編成になるとも思っておりますし、またデジタル・トランスフォーメーションと、難しく言えばそんなわけですが、令和8年度には全国の自治体の基幹システムの統合が予定されています。それに向けても着実に整備を進めるとともに、南陽市としてデジタル技術を使って市民の皆さんの市役所へのアクセスのしやすさでありますとか、生活においても、生活の質の向上につなげることも大事だというふうに思っています。

あと、最後に申し上げれば、このコロナ禍において、介護とも関係するわけですが、運動不

足による介護の必要性の増加、そういったフレイル対策が非常に重要だなというふうに思っています。今年初めてオクトーバーラン&ウォークという、10月に歩いたり走ったりしましょうというイベントをしたわけでありますが、3期目の最初に当たっては、ぜひこの健康のまちづくりに向けてプロジェクトを進めていきたいなと、そのスタートの年にしたいなというふうに思って今いろいろと準備をしているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 何で私、その予算規模について質問したかということ、せんだって、県は1日に予算の概要を発表したわけですよ。去年と比べて0.4%増の総額6,875億円と、こういうふうな、まあこれは最終的な予算額ではないにしろ、大体概要を発表したわけですね。ですから、私はこれ、県議会の前に発表しているわけだ。ですから、この南陽の予算の総額も、さっき市長は言えないなんて言ったですけども、私は別に発表しても何ら不思議ではないのではないだろうかかと、こういうふうに思うんですよ。

それで、市長が今年の7月の市長選挙で、先ほども答弁されましたが、子供を育てて守っていくと、第1点は。2つ目は、暮らしの安全を守ると。それから、3点目はにぎわいを取り戻すと。これ全体像を網羅しているわけだ、南陽市のね。あなた首長で、全責任を持って南陽市政を安定的に安全に発展させていくと、そういう立場から公約を述べられたと、そういう経過があるわけですけども、だったらせめて私の初の予算ならば、こういうふうになりたい、ああいうふうになりたいと、これしたいと、こういうことも議会の中で質問されたら述べるべきではないのかなと思うんですが、その辺考えいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほどの御質問の答えの中で、新年度においてやりたいことをいろいろ申し述べさせていただきました。山形県が発表したような概算の要求での今のところの見込みというか、そういったものを南陽市でも発表できるのかどうかというのはちょっと分からないんですが、全体として増えるか増えないかも本当に今、何も分からない状態なので、ちょっとお示しすることができないということであります。

しかし、増額するにせよ減額になるにせよ、市民生活に必要な予算は必ず盛り込むぞと。そのためには国の有利なメニューなどは最大限活用して、それから民間の皆さんとも新たな協力なども模索して、いろいろなところから財源を探してきて、必要な事業を行っていくというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 最後ですね、まあ時間もありませんから後は言いませんが、物価高騰、これずっと続いているわけだ。南陽市でも商工観光課が中心となって第18弾でしたっけ、19でしたっけ、第19弾まで経済対策ということでやってきたわけですね。今3,000円のクーポン券、非常に評判いいようです。そういうので経済対策をやってきたと。これからも円安含めて物価高騰がいつ終わるか分からないと。これから4,000項目というかね、4,000以上の物価上昇が見込まれるとせんだって新聞報道があったわけですが、そういう状況がずっとこれから続く可能性も考えられるんですね。ですから、そういった地元商店街を守る立場、これは今までやってきた実績があるわけですから、そういったことも含めてぜひ対応を、弱者救済のための市政運営をぜひしていただきたいもんだなど、このことを申し上げまして質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行いたいと思います。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時49分 散 会

令和4年12月6日（火曜日）

本 会 議

令和4年12月6日（火）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和4年12月6日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|      |         |    |      |           |    |
|------|---------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司 | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭 | 議員 | 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 |
| 6 番  | 高 橋 一 郎 | 議員 | 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 |
| 8 番  | 山 口 正 雄 | 議員 | 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 |
| 10 番 | 梅 川 信 治 | 議員 | 11 番 | 川 合 猛     | 議員 |
| 12 番 | 高 橋 弘   | 議員 | 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 |
| 14 番 | 高 橋 篤   | 議員 | 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 |
| 16 番 | 佐 藤 明   | 議員 | 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |

◎欠席議員（1名）

4 番 島 津 善 衛 門 議員

説明のため出席した者の職氏名

|         |                          |           |                        |
|---------|--------------------------|-----------|------------------------|
| 白 岩 孝 夫 | 市 長                      | 大 沼 豊 広   | 副 市 長                  |
| 穀 野 純 子 | 総 務 課 長                  | 嶋 貫 憲 仁   | みらい戦略課長                |
| 佐 野 毅   | 情報デジタル<br>推進主幹           | 高 橋 直 昭   | 財 政 課 長                |
| 矢 澤 文 明 | 税 務 課 長                  | 高 野 祐 次   | 総 合 防 災 課 長            |
| 竹 田 啓 子 | 市 民 課 長                  | 尾 形 久 代   | 福 祉 課 長                |
| 大 沼 清 隆 | すこやか子育て<br>課 長           | 嶋 貫 幹 子   | ワ ク チ ン 接 種<br>対 策 主 幹 |
| 島 貫 正 行 | 農 林 課 長                  | 寒 河 江 英 明 | 農 村 森 林 整 備 主 幹        |
| 長 沢 俊 博 | 商 工 観 光 課 長              | 川 合 俊 一   | 建 設 課 長                |
| 佐 藤 和 宏 | 上 下 水 道 課 長              | 大 室 拓     | 会 計 管 理 者              |
| 長 濱 洋 美 | 教 育 長                    | 鈴 木 博 明   | 管 理 課 長                |
| 佐 野 浩 士 | 学 校 教 育 課 長              | 山 口 広 昭   | 社 会 教 育 課 長            |
| 土 屋 雄 治 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 細 川 英 二   | 監 査 委 員 事 務 局 長        |
| 安 部 浩 二 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     |           |                        |

事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 安 部 真由美 | 事 務 局 長 | 太 田 徹   | 局 長 補 佐 |
| 江 口 美 和 | 庶 務 係 長 | 丸 川 勝 久 | 書 記     |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった議員は、4番島津善衛門議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

昨日に引き続き一般質問を始めます。

---

#### 板 垣 致江子 議員 質 問

○議長 最初に、13番板垣致江子議員。

〔13番 板垣致江子議員 登壇〕

○板垣致江子議員 おはようございます。

13番真政会、板垣致江子です。

12月に入り、雪も降り始め、いよいよ本格的な冬の到来となりました。やはり心配されるのは、この冬の雪の量と除雪の状況です。

年々、高齢者や一人暮らしの世帯が増え、昨年の大雪には多くの方が御苦労されました。地球温暖化などの影響もあると思われませんが、せめて平年並み程度の降雪であってほしいと願うばかりです。

では、先に通告してあります質問をさせていただきます。

1番目、子供たちの健やかな成長のために。

ぼくらは誰かを笑うために 生まれてきたんじゃない

みんなと一緒に 笑いあうために 生まれてきたんだ

ぼくらは誰かを嫌うために 生まれてきたんじゃない

あなたを あなたを 好きになるために 生まれてきたんだ

種を蒔こう しあわせの種を

いつの日か きっと美しい花が

いつの日か きっと美しい花が

これは、私たち、おやこ劇場ラストコンサートで、シンガーソングライターのたかはしべんさんが歌ってくれた歌です。43年間の活動を閉じるコンサートを聴きながら、子供たちにこんな歌をもっともっと聴いてほしかったなどと改めて思ったところでした。

新型コロナウイルスの発生から3年になろうとし、県内でも連日1,000人を超える感染者があり、南陽市でも保育施設や小中学校での学級閉鎖が多く行われ、子供たちや家族の負担は大変なものと思われま

す。厚生労働省に助言する専門家組織が、第8波のピークが年内に到来する可能性を言及したと報道されています。大変心配されるところです。この長いコロナ禍は、特に問題を抱えた人々には、経済的にも精神的にも多くの問題を深刻化しています。

（1）不登校、いじめ問題について。

21年度の文科省の調査で、不登校の児童生徒が20年度より24.9%、4万8,813人増えて24万4,940人となり、過去最多だったことが報道されました。

また、小中高校などが認知したいじめも19%増の61万5,313件で、過去最多の件数とされています。

山形県の状況も、不登校の児童生徒は前年より328人増えて1,554人となり過去最多。いじめ

認知件数も1,047件増の1万3,495件で、1,000人当たりの認知件数は126.4件で全国平均47.7件を大幅に上回り、全国最多ということが分かりました。少子化で子供が少なくなっているのに反比例し毎年増加している最悪の状況です。

また、滋賀県では、子供を守るべき担任の先生が児童にいじめを繰り返すという、あってはならないことが起きています。南陽市の状況はどうなっているかお伺いします。

①不登校の児童生徒の件数はどうなっているか。

②その状況をどう捉え、どう対処しているのでしょうか。

③いじめと認知された件数はどうでしょうか。重大事態はあったのでしょうか。

④いじめについてのアンケート調査はどのように行われているのでしょうか。お伺いいたします。

(2) 子どもの虐待について。

昨日、静岡県裾野市の保育士3人が暴行容疑で逮捕されるということで、大変ショックを受けております。言葉もままならない、訴えることもできない1歳児に繰り返し虐待を行っていたという残忍さ。なぜそんなことができるのか、何を学んできたのか、何のために保育士になったのか。暴行された子供さん、親御さんの気持ちを考えると、やりきれない思いです。

厚生労働省は、21年度、子供が虐待を受けたとし児童相談所が対応した件数は全国で20万7,659件、前年より2,615件増え、31年連続の過去最多となったと発表しました。そのうち約6割が、暴言を吐いたり、子供の目の前で家族に暴力を振るったりする心理的虐待で、家の外に追い出されたり、殴る蹴るなどの身体的虐待は4万9,238件で、前年を15年ぶりに下回ったとされております。20年4月に施行された、子どもへの体罰禁止などが盛り込まれた改正児童虐待防止法の効果もあるのではと見られておりま

す。

しかし、やはり過去最多という最悪の状況です。多くの子供たちが苦しんでいる。特に心理的虐待は、周りの人たちには分かりにくいのではないかと心配されるところです。

次のことをお伺いいたします。

21年度、そして今年度の虐待の相談件数や心理的虐待、身体的虐待などの状況はいかがでしょうか。

2番、生理用品の常備や配布について。

(1) 昨年6月の一般質問で、生理の貧困問題の質問をさせていただきました。小中学校のトイレへの常備は課題もあり、学校の考え、生徒の考えを聞きながら検討するという回答でした。その後も委員会などでお聞きしましたが、保健室での対応ということでした。その後、児童生徒の意見はどうだったのでしょうか。お伺いします。

(2) 生理の貧困対策で公共施設のトイレに生理用品を置いたり、無料配布を行っている自治体も増えています。南陽市でも避難所になる施設を含め、公共施設のトイレに生理用品の設置を考えてはどうでしょうか。

(3) 山形県令和4年度やまがた女性のつながりサポート事業委託事業で、1人で悩んでいませんかと、生理用品の配布と、女性が気軽に立ち寄れる「交流スペース・イベントのご案内」のパンフレットが配られています。残念ながら、南陽市の団体や公共施設は表示がありません。このように、気軽に立ち寄れたり相談できる場所は必要だと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

以上、誠意ある御答弁をお願いいたしまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

13番板垣致江子議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、不登校、いじめの問題の御質問と生理用品の常備や配布についての御質問の(1)と(3)につきましては、教育長より答弁いたさせますので御了承願います。

初めに、子どもの虐待についての御質問の21年度と今年度の虐待の相談件数や、心理的虐待、身体的虐待などの状況についてでございますが、21年度は相談件数が18件あり、うち11件を虐待として認定しております。

内訳としましては、心理的虐待が6件、身体的虐待が5件となっております。

今年度は、10月末現在での相談件数が2件あり、2件とも虐待として認定しております。

内訳としましては、心理的虐待が1件、身体的虐待が1件となっております。

次に、生理用品の常備や配布についての御質問の2点目、公共施設のトイレへの生理用品の設置についてでございますが、公共施設に貧困対策として生理用品を設置する予定はございませんが、指定緊急避難所となっている26の施設には、企業から御寄附いただきました生理用品を災害時の備蓄品として活用しております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 13番板垣致江子議員の御質問の1点目、不登校、いじめ問題についてお答え申し上げます。

初めに、不登校児童生徒の人数についてでございますが、昨年度、市内小中学校において30日以上欠席した児童生徒は46人となっております。

次に、不登校の状況の認識及び対処方法についてでございますが、全国、山形県同様、本市におきましても増加傾向にあり、一人一人の教

育機会確保に向けて喫緊の課題であると捉えております。

不登校の理由は児童生徒一人一人異なり、各々の状況に応じたきめ細やかな対応や心のケアなどが求められており、学校が組織的に対応し、本人の気持ちに寄り添った丁寧な関わりを継続していく必要があると考えております。

そのために、学校は、一人一人の児童生徒にとって魅力的な場となるよう努めるとともに、不登校児童生徒の早期段階における適切な対応及び教育機会確保に向けて、全力を挙げて取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、教育相談室クオーレにおける通室支援や教育相談等を充実させるために、相談に対して傾聴し、丁寧な対応を心がけるなど、一層力を入れております。

また、同時に、スクールソーシャルワーカーにおける児童生徒の家庭や環境への働きかけを積極的に行い、すこやか子育て課、福祉課と連携した、個に応じた適切な支援に努めております。

次に、いじめの認知件数についてでございますが、昨年度、市内小中学校において406件でございました。なお、重大事態につきましては、ございませんでした。

次に、いじめのアンケート調査についてでございますが、本市におきましては、山形県が示す、いじめ発見調査アンケート及びいじめに関する保護者アンケートの質問項目を全児童生徒及び全保護者を対象に、6、7月頃と11月頃の年2回、記名式で実施するとともに、児童生徒の実態や学校の状況に応じて定期的にアンケートを実施しております。

さらに、アンケート実施と併せ、面談や相談等を通じていじめを積極的に認知し、迅速に解消に向けて対応するよう、指導、支援しております。

次に、小中学校への生理用品の常備に関する

児童生徒の意見についてでございますが、これまでに、特に必要を訴える意見等の報告はございません。

保健室における生理用品の対応も、いずれの小中学校も年間数件程度であるとともに、中学校において、トイレへの常備を試験的に行っている学校からは、ほとんど利用がない状況であると報告を受けております。

次に、山形県委託事業、令和4年度やまがた女性のつながりサポート事業についてでございますが、南陽市内で受託を希望している法人、団体等は現在ございませんが、男女共同参画の所管としましては、女性団体等への事業の情報提供を引き続き行うとともに、事業実施を御検討の際には連携を図りながら取り組んでまいります。

悩んでおられる女性が気軽に相談できる環境づくりは必要であり、サポートの必要な方々を担当する所管課連携の下、相談業務等の対応をしていると認識しております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

私の質問の順番に沿って、ちょっと行いたいと思います。

不登校に関して、南陽市の場合、2021年で46人ということでございました。20年のときの数字ってわかりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

昨年度、令和3年度は46件、令和2年度は42件でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 20年から21年度への県の増加が物すごかったですね。73人から328人と非常に多くなっていました。

南陽市の場合は、4人のみの増加ということで、ちょっと、少しほっとしたんですが、小学校や中学校の人数的にどのようになっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 令和2年度でありますと、小学校が9件、中学校が33件でございます。

令和3年度でありますと、中学校が40件、小学校が6件でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 この増加の人数をちょっと比べてみますと、中学校の人数が物すごく多くなっている。今の報告でもありましたように、中学校が、20年が33人、21年が40人と、小学校よりかなり多いんですが、増加の傾向もかなり多いということが県のほうの状況でも見えております。3倍くらい増加がしているということで、中学校の状況で、なぜ中学校のほうが極端に多くなっているかなど、分析したことはおありでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます前に、数の訂正を、すいません、させていただきます。令和3年度の小中学校の不登校の数でございますが、小学校が12件、中学校が34件でありました。大変失礼いたしました。

質問の内容ですが、中学校に多いということにつきましては、ここ2年間だけでなく、数年間の経過を見ますと、中学校に多い傾向は変わっておりません。発達特性や自我の芽生え等もございまして、心身に負荷がかかっているような状況が、これまでも見られているのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 年齢的にもとても感受性の高い時期ですので、難しいところもあるのかなと思います。先生方やソーシャルワーカーの方が丁寧に対応していただいているということで、南陽市の場合は多くの増加がないということで、一安心しました。

文科省のほうでは、これを新型コロナの影響と捉えている部分が多いと思います。学校の登校の制限や学校行事がないということで、活動ができないことで、交友関係が築けないで登校意欲が下がった。それから、休校による生活リズムの乱れがあったということで、文科省のほうでは、そういうことが影響しているのではないかとされておりまして。

今、南陽市でも多くの学級閉鎖がありました。2、3日で終わるところ、また、もう少し長くかかるところ、そういう状況の中で、子供たちが、まずお休み、閉鎖が解けましたというときに、皆さん、すんなりと学校に行けているのかちょっと心配されますが、そのような状況はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

学級閉鎖、それから出席停止の児童生徒が学校に来られないという状況がございます。出席停止におきましては、御自身が感染した場合または御家族が感染したことによる濃厚接触ということで出席できないという場合がございます。

各学校では、児童生徒が休んでいる間もコンタクトを取り続けておりまして、オンラインで授業の場面を流したり、共有したり、それから、そのオンラインの中で健康観察をしたりと、学校とつながる機会を継続的に取り組んでいるところでございます。

したがって、復帰後スムーズに登校でき

るような対応を取っているところでございます。現在、復帰に当たって、渋り傾向につながっているなんていう状況は確認されておりません。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 非常に、授業の遅れも、私は心配しました。でも、オンラインを使っただけの授業も行っているとのことでした。

ただ、オンライン授業をやる場合に、先生方の負担ってかなり多いんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

この件につきましては、議員御指摘のとおりかなというふうに思いますが、それぞれの学校で工夫しながら、オンラインであったり、紙ベースでの課題だったり、工夫しながら取り組んでいるところでございます。

それも、1人の先生だけに負担が集中しないような組織的な対応が取れるように取り組んでいただいているところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 先生方が協力しながら頑張っているというところで、生徒たちも助かっている部分が多いのかなと思いますが、やっぱり一部の報道では、先生方の負担がかなり多くて、その次のいじめの件数にも関連あるんですが、子供のSOSを見逃してしまった、また、不登校のときは1対1で担任の先生がお話ししたり、また、周りの先生がお話ししたり、そういう時間が非常に大切だということをおっしゃっていただきましたが、やはり、そういう時間が取れないことが先生方の悩みということも書いてありました。

そのようなところで、南陽市では先生方が協力しながらやっつけていただいているということで、まだまだ大変でしょうが、頑張ってください。

かないのかなというところでございます。

ただ、クオーレのほうに通っている子供さん  
って、今、いらっしゃいますでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申  
上げます。

11月末現在で5人通所しているところござ  
います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 都会ですと、フリースク  
ールのほうに、学校に行けなかったらフリース  
クールのほうで勉強したり、好きなことやったり  
ということで過ごしている子供たちも多いとい  
うことをお聞きしましたが、南陽市の場合はフ  
リースクールないわけですね。一応、米沢の  
事業所に委託している部分もあるようですが、  
やはりそういう体制を、やっぱり学校側、教育  
委員会側としても、もう少しフリースクールの  
なところ、子供たちが気軽に、自分には学校は  
ちょっと無理だという子供たちが行けるよう  
なところも考えていただけないかとは思  
いますので、そこはどうでしょうね。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申  
上げます。

不登校の背景にあるものは様々ございま  
して、お子さんの特性であったり、家庭環境の変  
化に起因すること、それから、人間関係に関わ  
ることなど、様々ございます。現在も個別に対  
応しているところでございます。

いわゆる教育の機会確保法の制定によりま  
して、登校のみを目的にすることはなくて、その  
子の社会的自立に向けて目指すということが示  
されております。

そこで、南陽市におきましても、学校が魅  
力的な場所にあるようにという取組は引き続き  
取り組んでいるわけですが、スクールソシヤ  
ルワーカーであったり、教育相談室の活用、多様

な居場所、相談場所を設置して、各々支援に  
向けて必要な対策を進めているところござ  
います。

その中に、民間の児童生徒の居場所づく  
りを進めている方との連携も、ともに進めて  
いるところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 多様な考え方で頑張  
っていただいているようですが、昨日の伊藤議  
員の市長への質問の中で、今後の新たな支援  
としてという質問の中で、市長のほうから、  
子供たちの居場所づくりの支援を来年度は行  
っていきたいということをしかり言ってい  
ただきましたので、そういう、学校になか  
なか行けない子供たちの居場所もしかり  
とつくっていただければと思います。これは  
要望とさせていただきます。

それでは、いじめのほうに入りますが、  
406件ということで、小学校、中学校の状  
況もちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申  
上げます。

いじめの認知件数、小学校は332件、中  
学校74件でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 小学校332、中学校  
74で、不登校の生徒の数とは逆なんです  
けれども、重大事態もないということで一  
安心しました。

山形県自体がいじめに対して早期に対  
策を取ること、早期の解決に向けている  
ということをお聞きしております。その  
辺のところは、やはり全国一だと言われ  
ながらも努力していただいているところ  
が見えておりますので、南陽市も引き  
続き、ぜひ細やかに子供たちの声  
を聞きながら、対策を講じていた  
だきたいと思っております。

そして、このアンケートなんです  
が、記名式ということで書いてい  
ただいているということ

でした。記名式ということで、書けないこともあるのか、ないのか、そこのところがちよっと心配なんです、生徒たちの状況どうでしょうか。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

記名式にすることによって、迅速にその困り感を解消するということができるというふうに捉えております。

また、もしかして、名前を書くと、この心配なことが変なふうに伝わってしまうんじゃないかなという児童生徒の心配があるかというふうに思いますが、そこは、そのアンケートだけでなく、日常の担任との会話、または、担任に言いづらいことであつたら学年の先生や教科担任、部活の顧問、あるいは養護教諭に話ができるなんていう体制を学校で、校長先生を中心に取っていただいているところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 このアンケートに関してなんですが、記名式でない状況でも年1回ぐらいやれないかなと思っております。

そして、ぜひ、これ後の生理用品の配布のところでも、生理用品を必要とする訴えもないしということで、設置しても使われていたところが少ないということもあつたんですが、この無記名のアンケートの中に、生理用品のことで困ったことがなかったかとか、そういうことも女子生徒に問うていただく時間があれば非常にいいのかなと。

やはり、なかなか、記名式で全員に取っているアンケートと違う形で、少し取っていただいても必要ではないかとちょっと考えますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思ひます。

次、子供の虐待についてです。

子供の虐待、21年度が18件で、認定されたの

が11件で、22年度、今、10月現在で2件、2件ということで、やはりちよっと21年度、心理的虐待のほうが1件多かつたということです。

2年12月のときに、私、一般質問で、また虐待のことを聞きました。そのときは、相談件数が15件、そして、認定が10件ということで、相談件数が少し増えているということで、これは第三者からの相談ということでしたので、ぜひ心理的虐待、私、やっぱり心配なのは、周囲が、この虐待されているということが分からない。目の前で夫婦げんか、あとネグレクトだったり、そういうところが外部に分からないところをしっかりと周りの方が分かっていたくために、この虐待のことを、やはり広報でしっかりとさせていただくというか、世間の方たちにもっと、虐待って、こういう心理的虐待ってこうあるんですよ、それから、いろんな面で、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、いろいろあるんですが、その虐待の種類とともに、周りの人が気をつけてあげていただけるような情報の告知をより多くしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員の御指摘のとおり、やはり心理的虐待ですとかネグレクトというのは、なかなか外部のほうに分かりづらいという面がございます。

ただ、そういった中でも、やはり、いかにしてそういうところを予防していくかという観点は非常に大切ということで、実際にこういうことも虐待になるんですよとか、そういった内容がまだ十分に伝わっていないところもあろうかと思ひますので、そういう点も含めまして、広報等に力を入れていければというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 その辺は、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以前の質問のときに、個別のケースを含め、検討会を数多く行っていただいているということでお話をいただきました。継続的に何年もお世話になっている方もいるともお伺いしています。職員の方たち、関係機関、大変なことだと思いますが、このような世の中、コロナ禍で大変な状況のときに、しっかりと見ていただくということが大変必要ではないかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、私、おやお劇場の歌を歌ってくれたかはしべんさんのことお話ししましたが、彼も、時々、養護施設に訪問に行くそうです。そのときに、お母さんたちの歌とか、いろいろお話をどうでしょうかというところでお話すると、子供たちは親から虐待を受けていても、お父さん、お母さんが大好きなんだそうです。

大好きな親から愛されない子供たち、苦しんでいる親たち、やはりこれは競争社会の犠牲者なのではと彼は言うておりますし、困った人ではなく、困っているという人というふうに見なければならぬところもあるのかなということ、私達もその辺のところは考えて、子供への暴力、虐待のない社会に、私達はしていかなければならぬんだなと思います。

これは子供の虐待ではないんですが、今、家庭に潜む高齢者の虐待も、県の警察の調べでは過去最多ということをおっしゃってありました。やはりこの辺のことも周りでしっかりと見ていかなければならぬのかなと思いますが、この辺は、市長のお考えどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 高齢者の虐待については通告をいただいておりますが、一般的に私の考えを申し上げますと、やはり高齢化が進んで、そして社会

的な情勢も変わってきて、社会での絆や助け合い、そういったところがだんだん希薄になっている。そういったことの影響に加えて、コロナや経済状況や物価高、そういったことも、この問題により拍車をかけるのではないかというふうに危惧しているところであります。

そうしたことをどういうふうに解決していくかというのは、非常に難しい問題ではありますが、昨日の島津議員の御質問で、地域のコミュニティーをどうやって維持していくかということとも関係するかというふうに思います。

あらゆる関係者の皆さんの協力の下で、声を掛け合い、心を寄せ合っていく手だてを考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 不登校、また、いじめ、子供の虐待、それから高齢者の虐待、本当にこれは、黙っていても周りの人たちは感じる事ができないと思います。こういうことがあったのだということを1つでも2つでも耳に入れることによって、その方たちが、あっ、あそこのおうちの状況は大丈夫かなとか、そういうふうを考えていけるのではないかと思います。

元気な高齢者は、高齢者のお宅にある心配を手助けしてほしいと、お互いに協力してほしいということで、元気な高齢者も頑張っていたきたいというお話もありましたので、世間の人たちがそのように周りを見られるように、ぜひいろんなことを情報として発信していただきたいと思います。

次に、生理用品の配布でございますが、先ほどのお答えの中で、これまで必要とする訴えもない、設置しても利用がないというお話を聞いたということでございますが、公共施設のトイレの設置も含めてですが、これは、公共施設のトイレに置く予定はない。そして、26の避難所に災害時の備蓄品として置いてあるということ

ですが、トイレに設置しているわけではないんでしょうね。お聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当方のほうで所管をして備蓄をさせていただいておりますが、各避難所にキャビネを設置をしまして、一般的な備蓄品をまとめて保管をしております。その中に、生理用品を一そろえ置いているというふうなことでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 それは、本当に避難者がいらっしゃったときに開けて準備をするということなんですね。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

一般的には災害時の備蓄というふうなことをしておりますけれども、この備蓄品の鍵といえますか、そちらについては、施設の管理者側、私ども、両方で持っております。この生理用品については、災害以外でも必要に応じて、学校側であったりとか、そういった部分で利用をいただければというふうなことは、口頭で御連絡はさせていただいております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 災害以外の利用も大丈夫ということでお話しいただいているとしても、その預かっているところでは、なかなか普通には使えないと思うんですね。やっぱり使えるような状態になっていなければということで、ぜひ使えるような状態にして、女子トイレの個室が無理だったら洗面所の上のほうにとか、置いていただければ一番いいのかなと思っております。

22年7月時点での生理の貧困に対する内閣府のほうからの報告です。10月12日に発表されま

したが、生理の貧困に関わる取組を実施していることを今回把握した地方公共団体の数は715。昨年より、1年前より134の団体が増えているということで、ほとんどのところが、昨年は防災備蓄や企業、住民からの寄附が多かったんですが、今回の調査では予算措置が最も多いという結果が出ております。

配布先としては、学校のトイレに設置している取組や、相談者への配慮として、専用の意思表示カードやスマートフォンの画像を提示することで声を出さずに受け取れるといった取組を行う地方公共団体も増えたということでありませぬ。

先ほどの、1人で悩んでいませんかということでもあったのですが、やはり今、生理用品を求めるのに苦労したという女性の方たちには非常に大切な取組ですが、このチラシは私たちにも配られました。遊学館の中のトイレに置いてありました、このチラシが。その下書いてあったことは、生理用品が必要な方は、このチラシを受付に出してください。黙って出すだけで生理用品を提供いたしますということで書いてありました。これはありがたいことだなと。遊学館あたりはいろんな方たちが利用しますので、そういう困っている人たちも رفتりするというところもあると思います。

ただ、そこに置いてあるということも知らない方たちもいるので、いろんなことをやっていただかねばならないとは思いますが、学校と公共団体のところで、ちょっといろいろ調べさせていただきましたが、山形県の村山市、この4月から6月まで、市内中学校の1校をモデルケースとして置いてみたそうです。

ジェンダー平等の観点から、市内中学校1校において試験的に女子トイレの個室に生理用ナプキンを配布し、必要に応じて使用できる状態にした。6月初旬に、生徒及び保護者、教職員を対象としたアンケートを実施。アンケート結

果を取りまとめ、市内中学校において本格的に実施するかどうか、6月に会議を開催し、検討した。結果、学校の実情に応じ、市内全ての小中学校で順次実施することとしたとあります。

これは予算措置をして、ナプキン約7,600枚を買い求めて行うことにしたということが書いてありました。これ、市内中学校、まずは中学校に置いてみましょうということでした。

でも、やはり施設に置いてある自治体もかなり多いです。山形県はまだまだ少ないんですが、子供の貧困率を考えたときに、全国、子供の貧困率は7人に1人とされておりまして、山形県は6人に1人とも言われております。そのような県ですので、ぜひ自治体にも頑張っていたきたいなと、いろんな面で頑張っていたきたいなと思っておりますが、これに関しては市長どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ただいま御紹介いただきました村山市の事例なんかも、問合せをさせていただいて、どういった状況であったのか研究をさせていただいて、今後あるべき支援の姿を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 ちょっと時間もなくなってきましたが、1人で悩んでいませんかという、この交流スペースへの多くの団体、また、まちの施設で交流イベントとか生理用品の配布ということで、きちんと全て載っております。こういうのも本当に必要だとも思いますので、ぜひ女性団体と連携を取りながら実施をしていただければと思います。

これ、ちょっと別な観点から最後に言わせていただきます。男子トイレにもサンタリーボックスの設置を望む声があるということです。これは、病気の方が、男性でもやっぱりパットを必要としている方が、今、多いんだそうです。

処分、トイレで取り換えたときに、多目的トイレがあればいいんですが、ないときのために、男子トイレの大的ほうに、ぜひサンタリーボックスを置いていただければいいなという要望もあるそうですので、その辺のこともぜひ考えていただければと思います。最後に市長の御答弁、お願いしていいでしょうか。

○議長 時間が過ぎましたので。

○板垣致江子議員 じゃ、分かりました。ありがとうございました。

それでは、私の質問終わらせていただきます。

○議長 以上で13番板垣致江子議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでございました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時51分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長 再開いたします。  
御静粛にお願いします。

---

高岡亮一 議員 質問

○議長 次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 5番高岡亮一です。

私が生まれたのは、戦争が終わって2年後の昭和22年でした。戦争中がいかに異常な時代であったか、そういうことを聞かされて育ちました。そういう異常な時代が過ぎたところで生まれたことをありがたく思っていたものです。

ところが、コロナ騒ぎが始まって、私が生まれる前の異常な時代が、また巡ってきているのではないかと、そういう思いにとらわれるようになりました。インフルエンザ程度の病気であることが分かっても、効くかどうかも定かでない、まだ治験中のワクチンを副作用を覚悟で4回も5回も打つ人が8割を超えてしまうという

ことが、不思議でなりませんでした。

そうこうしているうちに、今年2月、今度はウクライナ騒ぎが始まりました。2014年以降、英米の策動によってロシア系住民の生命が脅かされているウクライナに、ロシアが攻め込まざるを得なかった切実な理由を調査、理解することもなく、日本では西側報道のままに「ロシアが悪い」一辺倒でした。

そして、いよいよ厳しい冬を目の前にして、西側諸国のロシアへの制裁によって、逆に西側諸国をエネルギー危機、食料危機の苦境を招こうとしています。もう何とかやり過ごせる時代ではなくなっています。政治に、行政に関わる者として、冷静に先を見据え、打つべき手をしっかり打って立ち向かわねばならない時代であると認識しています。その観点から、このたびの質問です。

11月の半ば、「世界で最初に飢えるのは日本」という衝撃的なタイトルの本が発刊されました。元農水省官僚で、現在、東京大学大学院教授の鈴木宜弘氏による著です。

その帯には、「ウクライナ戦争で穀物欠乏」「異常気象、原油高騰…」「泥沼の値上げ地獄」「円安でますます『買い負け』」、そして「日本人の6割が餓死するこの国家的危機を防ぐには何が必要なのか？」とあります。

核の直接的被曝ではなくても、核戦争が起きた場合の大幅な低温化、いわゆる核の冬による食料減産と、さらに物流停止によって、食料自給率の低い日本は7,200万人の餓死者が出るという米国の研究結果から説き起こされています。いよいよ、お金を出せば輸入できる時代ではなくなりつつあることを改めて思い知らされます。

国民の暮らしを守るには、国内自給率向上が最優先課題であるはずですが、ところが、食料安全保障推進財団の理事長でもある著者は、「食料危機が警告されていても、政府内で食料自給率を上げる議論を本気でやっているとは思えな

い。こうした日本のあり方こそ、日本が直面する最大のリスクかもしれない。」と訴えます。

昨日の佐藤明議員と当局のやり取りで、「現場の感覚が政府に伝わらない」ということで共感し合う場面がありました。ワクチンについても言えることですが、上からの指令と現場感覚が相反したときに、どちらを優先すべきか、行政の立場として、何とか現場感覚を生かしていく道を探らねばならない、それぞれの立場でできることからやらねばならない、そう切実に思います。今、私としては何ができるか。まずは当面、一般質問で問題を提起することと考えて、このたびの質問を通告したところです。

まず、食料危機に備えて何ができるかについてです。

自らの立ち位置を振り返れば、幸いなことに、カロリーベースでの日本の令和2年度食料自給率37%ですが、山形県は143%です。この地に住むことのありがたさを改めて思いつつ、今、何ができるかについて、幾つかお尋ねします。

最初に、農水省のみどりの食料システム戦略の本市における取組の現状についてお尋ねします。

2050年まで耕地面積に占める有機農業地を25%、100万ヘクタールに拡大するということで注目を集める昨年5月策定のみどり戦略を前提に、みどりの食料システム法が今年7月に施行されました。

地球温暖化を前提にした持続可能な今後の農業の方向を示したもので、みどり戦略に沿った自治体の計画に対して交付金を出す仕組みとのことですが、現段階での本市の取組の現状をお聞かせください。

次に、置賜定住自立圏構想の中で、置賜自給圏構想を考えることはできないかについてです。

2014年4月に、置賜自給圏構想を考える会の設立総会が開かれました。置賜が本気で動き出す気になったかもしれない。そう期待を込めて、

私も参加しました。参加希望者が予想を超えて300人になったということで、予定した伝国の杜大会議室を急遽、大ホールに変更しての開催でした。国会議員のほか、首長も党派を超えて顔をそろえました。

その年の8月に、置賜自給圏推進機構が発足しました。全国的にも注目を集め、2017年には、三菱総研との共催でプラチナ構想ネットワークinおきたまシンポジウムが飯豊町で開催されました。それから5年、推進機構の現状は、当初の勢いは影を潜め、小さくまとまってしまっているようで、非常にもったいない思いであります。

そうした中で、3市5町による置賜定住自立圏構想として、置賜自給圏構想の実現に取り組むことはできないか。さらに、南陽市レベルで自給圏構想を考えることはできないかということを考えていただきたいと思います。

今から43年前の昭和54年、南陽市の人口3万6,951人の時代、宮内商工会青年部が、地元で買物キャンペーンというのをやったことがありました。大型店が、次々、出店してくる時代でした。当時のチラシには、宮内の自営業者105名が名を連ねています。双松公園一帯を会場に52店舗が出店して、商工業まつりを開催しました。

地元で買物キャンペーンの狙いは、経済の地域内循環、カネを外に逃がすなということでした。しかし、そのとき限り。持続することなく立ち消えになってしまったキャンペーンでした。

その後、大型店やコンビニの相次ぐ出店で、今の現状です。さらには、コロナ禍での外出自粛の中、ネット販売がますます広がり、地元商店は窮状の一方です。

当時を振り返って反省することは、行政との連携があまりにもなかったことです。当時は、連携というより、行政と張り合っていたような気がします。あのとき、行政と連携しながら、

財政支援、知恵支援を上手に活用すれば、地元で買物キャンペーンも一つの運動として持続することが可能だったのではないかと、今、思うのです。その反省の上に立っての質問です。

地元で買物キャンペーンの狙いがカネの地域内循環としたら、自給圏構想を一口で言えば、外需よりも内需重視ということです。ゼニカネ感覚から一旦離れて、農業生産を考えることが出発点です。農業生産の基本は、自然の恵みを頂くということだと思います。いいものができたら、まず神様にあげて、それから家族が頂く。そして、近くの人に配り、喜んでもらう。金に換えるのはその後です。

自給圏構想の狙いは、その順序を基本に農業生産を考えていくことにあるように思います。金融債権システムが行く着くところまで行き着いて、ドル中心の貨幣経済が終わり、実物本位制、金本位制の経済にならざるを得ないと考えます。「持ってナンボ」の経済から、「使ってナンボ」の経済への転換です。これからの経済は、この方向に変わっていかざるを得ないと、私には思えます。

そんな中で、改めて注目するのが、朝市に典型的な直売の形です。私も隔週で出かける日曜の朝のりんご朝市を楽しみにしています。

生産者が自分で値段を決め、消費者は安心、安全、新鮮な食品を適正な価格で手に入れる。その仕組みを優れた転送のシステムによって多店舗展開し、1,000万円以上売り上げる生産者が200名以上もあるという店が、和歌山県の直売市場「よってって」というのを知って、質問通告にも挙げたのですが、ネットでよく見ると、その方式での全国展開の流れに巻き込まれてしまっているようで、ちょっとがっかりしたところでした。

ただ、地域からの発想として学ぶべきところも多くあります。ここでは、産消連携の原点として朝市があるということの問題提起しておき

たいと思います。その延長上に農協の直売所もあるわけですが、既存店との共存も考慮しつつ、自給率143%のメリットを生かす方策を考えていただきたい。置賜自給圏構想が出たところで提案して、そのときは理解していただけなかったのですが、置賜圏内で流通する地域通貨は、本気で考えるに値すると付け加えておきます。

もう一つ、食料危機を考えると重要なのが、食品ロスの問題です。

日本においては、1970年を境に1日当たり摂取カロリーが頂点に達して、供給過剰の時代になりました。人類にとっての最大の課題、飢えから解放され、その挙げ句「飽食の時代」「健康はまず食べないこと」とまで言われるようになりました。

厚労省、農水省の統計を合わせると、1970年代から食べる量は減っているのに、市場に投入される供給カロリーのうち、消費されるのは3分の2だけ。残りの3分の1は無駄になっているというのです。食料危機になれば、真っ先に考えねばならない大問題です。

取りあえず何ができるかということで、80歳代に入った埼玉の親戚が余生のボランティアとして夫婦で取り組んでいるフードパントリーの例を挙げておきます。

その設立趣旨に、こうありました。「ひとり親家庭や子育て世帯、社会的支援を必要とする人たちに食品を無償で配布するために、市民有志によって設立し活動を始めた非営利団体です。フードパントリーで提供する食品は、主にフードバンクに集まった、品質に問題がないにもかかわらず様々な理由から流通に乗せられずに廃棄される食品が提供されたものです。また、地域の農家の方、個人の方、企業から提供を受けたものもあります。食の支援を必要とする家庭に直接支援ができ、食品ロス削減にも寄与するとともに、この活動を通じて食を大切にする文化を広め、さらに地域での横の繋がりを広げる

ことができれば嬉しいことだと思います。」とあります。

1口2,000円の会費と、福祉財団等からの助成金で運営されています。サイズの合わなくなった中学生の制服、運動着のリユースまで広がっているようです。

埼玉県で活発化しているようですが、本市においてこうした動きはないものか。その芽があれば育ててほしい。これからの世の中に必要と思ひ、問題提起とさせていただきます。

大きな2番目の質問です。

今、私が一番心配しているのが、乳幼児へのワクチン接種です。

本市では、11月28日現在、62名、7.32%が接種しているとのこと。その一方で、白鷹町で11月20日頃亡くなった0歳児が、ワクチン接種副反応によるのではないかとの情報も入ってきたところです。

11月11日に厚労省から発表された「コロナワクチン接種後の状況」についての製造販売業者からの報告によると、これまで、1,908人がワクチン接種後死亡し、重篤に陥った人は2万5,892人。また、厚労省発表の人口動態速報値、今年1月から9月までの死亡数は115万7,470人で、昨年同期に比べ8万2,794人、7.7%も多くなっています。何が理由か。

私の知る大手生命保険に在籍していた統計分析のプロが、厚労省のデータから年齢別、死因別にまで踏み込んで調べたところ、実際のコロナワクチン死亡者は報告件数の少なくとも10倍以上であるという結論が出ています。

11月25日に、超党派の国会議員による新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会が、国会内で開催されました。YouTubeにもニコニコ動画からも、もう消されていますが、ワクチン接種による死亡者家族の切実な声も入った2時間近いその動画を見ました。

厚労省職員が6名出席した中で、「厚労省職員は10%しかワクチン接種をしていないという話があるが本当か」と詰め寄る場面がありましたが、その6名、誰も否定しませんでした。

「直ちに詳細を調べて報告するように」とのことだったのですが、その報告はまだないようです。ワクチン接種率については、厚労省10%、国会議員15%、医師20%、国民82%のうわさが出回っていましたが、本当なのかと思わざるを得ない場面でした。

遠くにいる私の3歳の孫も保育園でコロナをもらってきましたが、何のことなく、すぐ治りました。小さい子供の重症化は全くないと言ってもいいのに、なぜ危険なワクチンを打たねばならないのか。板挟みに苦しむ職員の方もいると思います。この2年余り、議会のたびに繰り返さねばならないこの問題ですが、一日も早く当たり前の世の中に戻ってくれることを念じつつ、次の5点お聞きします。

(1) 本市におけるコロナワクチン接種の副反応の詳細は。

(2) 5歳から11歳までの児童へのコロナワクチン接種の実情と副反応の実際について、翌日からの登校への影響まで含めて、できるだけ詳細にお答えください。

(3) 生後6か月から4歳までの乳幼児に対するコロナワクチン接種の現状は。28日以降のデータがありましたら、お聞かせください。

(4) 本市における新型コロナ感染者のワクチン接種率。

(5) ワクチン接種者の感染率及び未接種者の感染率をお答えください。

いろんな意味で厳しさが募る今の世の中、大切にしなければならないのは、何よりも現場の感覚であるということを改めて確認していただいて、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、食料危機に備えるための御質問の1点目、農水省、みどりの食料システム戦略の本市における取組の現状についてでございますが、我が国の食料、農林水産業は、気候変動、自然災害の増加などの様々な課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るため、災害や温暖化に強い農林水産業の実現を目指していく必要があります。

そのため、国は、調達から消費までの持続可能な食料システムを構築するため、みどりの食料システム戦略を策定し、様々な戦略的取組を推し進めております。

市では、そのようなみどりの食料システム戦略の基本理念に合致する取組として、環境負荷低減のため、有機農業を中心とした環境保全型農業直接支払交付金への取組や、有機農業に取り組む農業者間の連携強化、消費者、住民との相互理解の醸成等を目的に南陽市有機農業推進協議会を立ち上げ、令和元年度から3年間、国のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業を活用し、有機農業に係る技術講習会や製品開発、販路の確保等に向けた取組などを行ってまいりました。

今後、このみどりの食料システム戦略が策定されたことから、これまでの事業を検証し、有機農業推進協議会を中心に制度等の研究を深めながら、有機農業の拡大と環境負荷低減に向けた取組について検討を進めてまいります。

次に、2点目の置賜定住自立圏構想の中で置賜自給圏構想及び3点目の南陽市レベルで自給圏構想を考えることについてでございますが、置賜自給圏構想につきましては、趣旨に賛同された個人、団体で組織される任意の法人が中心となって進められている取組でございます。特

定の団体の取組を置賜定住自立圏で考えることは難しいところではありますが、圏域内の様々な資源の活用を通じて、持続可能な地域社会を目指すという考え方は大切でございますので、御質問の趣旨を参考にさせていただき、引き続き置賜地域の活性化を進めてまいりたいと考えております。

なお、国においては、国家、国民の安全を経済面から確保するため、本年5月11日に経済安全保障推進法を成立させ、国民生活や経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給を確保する取組を推進しております。本市におきましても、そのような国の動向を注視しつつ、地域として必要な対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、4点目の産消連携の具体化の一つとしての朝市振興についてでございますが、現在、本市には、朝市を運営する団体として赤湯温泉観光朝市出店者会、りんご朝市出店者会及びしんまち商店会の3団体がございますが、これらの団体が南陽の朝市運営協議会を組織し、朝市合同ポスターやチラシの作成など、共同販促事業に取り組んでおられます。

市では、この協議会が行う共同販促事業について、南陽市商店街まちづくり活性化推進事業費補助金を交付し、支援しているところでございます。

次に、5点目の食品ロスの御質問についてでございますが、食品ロスの発生量につきましては、環境省や農林水産省の推計によりますと、全国民1人当たり茶わん約1杯分に近い量である113グラムが毎日捨てられている計算となっております。

本市における食品ロス削減に向けた取組といたしましては、市報や市のホームページで、飲食の機会の多い時期を捉えての食べきりの推進や、食品ロスについて広報しているところでございます。

また、民間団体等の取組といたしましては、南陽市社会福祉協議会や、地域食堂あまやどり、みんなの居場所にじ、スーパーなどで、家庭などで余った食品を有効に活用していただいているとお聞きしているところです。

食品ロス削減に向けた取組は、ごみ減量にもつながり、さらには、CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた2050ゼロカーボンの取組にも直結しております。市を始め、市民、事業所を含め、南陽市全体で取り組んでいく必要がございますので、今後も食品ロスを減らす行動を促すための広報を継続してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の副反応についての御質問の1点目、本市におけるコロナワクチン接種の副反応の詳細についてでございますが、国が報告を求めている副反応疑いに該当する事例はございませんが、報道等によく言われております、発熱や接種部分の痛みなどの副反応があったことはお聞きしております。

また、緊張などから集団接種会場内で御気分が悪くなられ、救護室を利用された方は55人いらっしゃいましたが、短時間で回復されております。

次に、2点目の、5歳から11歳までの児童へのワクチン接種の実情についてでございますが、11月28日現在の対象者数は1,598人で、2回目までの接種を終えられた方は843人で、接種率は52.75%でございます。3回目の接種を終えられた方は496人で、2回目の接種済みの方を分母としますと58.84%、対象者数を分母としますと31.03%の方が接種されております。

個別接種を担っていただいている医療機関からの副反応の報告はございません。また、集団接種会場内で御気分が悪くなられ救護室を利用されたお子さんはおりません。

翌日からの登校への影響につきましては、任意の接種であることや、御家庭から副反応による体調不良であるか否かについて全て連絡をい

ただいているわけではないことから、把握しておりません。ただし、副反応による重篤な状況に陥ったとの報告はございません。

次に、3点目の、生後6か月から4歳までの乳幼児の接種の現状についてでございますが、11月7日より接種を開始しておりまして、11月28日現在の対象者数は847人で、1回目の接種を終えられた方は62人で、接種率は7.32%であります。

次に、4点目、本市における新型コロナ感染者のワクチン接種率についてと、5点目の、ワクチン接種者の感染率及び未接種者の感染率についてでございますが、市としては把握しておりません。厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで、ワクチン接種歴別の新規陽性者数が公表されておりましたが、全数把握の方法が変更されてからは公表されておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

なお、全国市長会の会長でもあり現役の医師でもある福島県相馬市の立谷相馬市長の報告では、相馬市における、ワクチンを適正回数、適正回数というのは、高齢者であれば4回、現役世代であれば3回などの適正と考えられる回数ですが、その適正回数接種されている方2万7,951人中1,021人が陽性者で、陽性者の割合が3.7%、適正回数接種されていない方5,556人中、陽性者は785人で、陽性者の割合は14.1%と、国の定めた接種回数を接種していない方の陽性率が高い状況になっておるとお聞きしております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 みどり戦略についてですが、このみどり戦略も、地球温暖化を前提に持続可能な農業を謳っているわけですが、現在0.5%の有機農業をこれから30年で50倍にするという

ことが、果たしてこの日本で大丈夫なのかというような疑問の声が上がっています。

そういった中で、南陽市がそういった取組をやっているというようなこと、非常に頼もしく思っているわけですが、この0.5%を50倍にする、25%にするというようなこと、そういったことが現実に、南陽市で考えてどの程度可能かどうか、その辺の見通し、担当課なり市長なり、担当課のほうに、じゃ、お願いします。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

国で、今、議員のほうからお話ございました、いわゆる農地の、田んぼの4分の1の有機農業ということで、大変高い目標を、国のほうで設定しております。2050年までということになりますが、国で設定した以上、私どもとしても、その実現に向けた努力を継続して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 日本の場合、高温多湿ということもあって、害虫が発生しやすい、雑草が生えやすいというような、非常に有機農業にとって難しい条件があるという、そういった中での取組でいろいろ大変だとは思いますが、ぜひ、これ一つ、いろんな意味で、肥料の輸入も非常に厳しい状態になっている、そういった中で、それから農薬の危険もあるという中で、一つ、南陽市なりの取組、それを今後、一生懸命続けていっていただきたいと考えます。

あと、置賜自給圏構想については、任意の団体であるというようなことで、先ほど市長申されたように、なかなか連携というのは、すぐというわけにはいかないと思いますけれども、非常にこの最初の期待感が大きく、私なりにも期

待を持ってその取組見ていたわけなんで、その辺で今後、何とか巻き込むような形で、やっぱりここで官民挙げてというか、一緒に連携できるところは連携し合ってやっていくことが大切かと思えますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。

置賜定住自立圏構想の中で、中心市の米沢市には8,500万円、近隣連携市町には1,500万円を上限とする特別交付税措置があり、地域の実勢重視の使い勝手のいい財政支援があるということですが、この辺どういような使い方を、南陽市の場合、有効に使っているのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○議長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、置賜定住自立圏の取組につきましては、その具体的な取組を進めるに当たりましては、置賜定住自立圏の関係市町の住民の代表等から成ります関係者による共生ビジョンの懇談会というものを設けておまして、その中で、関係者の皆様の御意見を幅広くお聞きしながら、具体的な取組を進めさせていただいております。

基本的には、定住自立圏の取組の中で1,500万円の交付を受けているものにつきましては、置賜の3市5町、あるいは複数の市町で広域的に取り組んでいる事業に、共通で充てさせていただいております。

具体的には、観光のDMOですとか、公共交通のフラワー長井線だったりとか、様々な鉄道への交付負担金でありますとか、あとは、3市5町の職員の研修でありますとか、人材育成のための、そのような費用に充てさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 DMOとか長井線のほうに使っている、なるほどと思ったんですけども。

これ、何とか一つ置賜自給圏構想的な発想に出来ないかというのは、私なりの、今回の一つ大きな問題提起の意味だったんですけども。その辺、正直、私も一体自給圏構想というのをどういような形で具体化していくかというところにまで、いろいろ考えたんですが、思い当たったところが、最終的に、一番発想の出発点だった地域通貨の問題だったんです。

地域通貨というふうなところで、これ、ぎりぎり、これがあったんだという、思い当たったのが昨日で、これ本当はもっと詳しくいろいろ考えてみたかったんですが、この突然の質問で申し訳ないですけども、市長自身、地域通貨についてどの程度の認識を持っておられるかお尋ねしたいと思えます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 様々な地域で地域通貨の取組が、たくさん全国で行われ、栄枯盛衰を繰り返しているというふうに認識しております。

なかなか、持続的に続いていく取組というのは難しいのかなというのが認識でございまして、ただ、それでもメリットとデメリットはございますので、いかにしてメリットを享受しながら持続的なやり方を構築するかというのが地域通貨の課題であろうというふうに思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 この地域通貨の問題、実は置賜自給圏構想の最初の会合で、私、これフロアのほうから発言したんです。

何とかこれ、地域通貨というのが一つの自給圏構想を考えると時の出発点であり、一つの到達点でないかというような認識を持って。そして、これ置賜的レベルで地域通貨というのを、ちょっとやっている地域というのは、私もちょっと分からないんですけども、今後、自給圏って考えたときに、一つ重要なテーマになるんじゃないかなというような、ちょっとこれ漠然

とした思いでしかないんですけども、ちょっと頭に置いておいていただきたいと思います、申し上げておきたいと思います。

恐らく、恐らくというか間違いなく、今年の冬から来年にかけてエネルギー問題、それから食料問題というのが、かなり切実な問題になってくる。恐らく、今まで考えていなかったような形になるのではないかとというような、そういった思いが、私なりにしております。

そういった中で、心構えとして、その危機を何とか乗り切っていくと。そういったときに、山形県というのは、食料問題を考えたときに、決して食うに困らないだけのものを生産している。そういったところのメリットをフルに生かすような形での、これからのいろんな提案、そういったものを考えていくべきではないかと、私なりには思っているんですけども、その辺に関して、一応市長のお考えを確認しておきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 このウクライナへのロシアによる軍事侵略が起こってから、世界の食料問題というのは深刻さを非常に増しているわけですが、エネルギー、あるいは食料、様々なものについて、自分の国を守っていくということは国の意義の第一義でございますので、非常に重要なことと認識しております。

その中で、日本の国内においても、首都圏があり地方があり、南陽市もその地方の一つとして、日本の食料を支える、そういった位置にあるということは、議員のおっしゃるとおり心強いことだと思っておりますが、それにしても、南陽市、あるいは置賜だけで完結するというのは、なかなか非常に難しいわけで、いかにして外貨を稼ぐかというのが、今後この地域が持続的に発展していけるかの大切な点であろうというふうに思っております。

ですので、議員のおっしゃる趣旨については共感するところもございますし、今後いろいろと一緒に勉強させていただければというふうに思っているところです。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 私、先ほど壇上からも申し上げましたけれども、確かに、外貨を稼ぐという、いわゆる外需、ただ、その発想は発想として、これはどうしても必要なわけですけども、その一方で、やっぱり内需を重視していくというか、そういった発想をちょっと、みどり戦略、あるいはその前の、これからの農業の在り方を考えていくときにも、とにかく、消費者の意識変革というのが物すごい大事なんではないかというようなことをいろんな場で強調されているようで、そういった中で、この我々南陽市、置賜、山形、そこでの意識をというか、まず外需は外需として、前にトランプ大統領がアメリカファーストと言って、非常に一つの新しい流れというか、それをつくったわけですけども、やっぱり南陽ファースト、置賜ファースト、山形ファースト的な発想で、まず自分の足元、先ほど現場感覚と言いましたけれども、まず我々の今ある足元、それを最初に、一番大事なものとして考えていく時代に入っているのではないかとというふうなことを、次のワクチンの問題に絡めても思うわけです。

先ほどの答弁、非常に、私は、頼りない答弁だったということは、現場感覚が伝わってこなかったということ。ワクチンを受けて、それでどんなふうなことが、教育現場でも、それに関しては任意なので関わり知らぬというふうな、そういったふうな先ほどの回答だったわけですけども。非常にこれは心もとない感じだったわけです、私としては。

いろんな、ワクチンをめぐっては、不安が渦巻いているわけです。そういった、我々が肌で感じる、そういった現場感覚という、そういった

たものを大事にしながら、果たして本当に子供たちにワクチンを打つのが正解なのかどうか。生まれたばかりの子供に、まだ治験中の本当に効くかどうか不安なワクチンを打つことが、いいのかどうか。私は正直心配でなりません。その白鷹町の例、私まだこの情報入ったばかりで実際には確認していないんですけれども、そういったふうなうわさが広がっているということ自体、非常に不安なことがあるわけで。

先ほど言いましたけれども、厚労省の職員が10%しか打っていないのではないと言われて、そして、それを誰も否定しなかった。本来なら、そんなことはない、みんな、私も打っていますと言って当然なのが、6人いた厚労省の職員が、1人もその声、出なかった。これ、私は非常にショックでした。そのうわさ、厚労省10%という、これはうわさでしかないと思っていたんですけれども、あるいは本当なのか。すぐにこの調査結果を出しなさい、その場でそういう話になったんですけれども、その後、その調査結果が出たというようなことは聞いておりません。

そういったふうな実態があるわけで、丸々、上からの、政府がこう言っているからこうしなければならぬという、それに対して、やっぱり現場感覚というか、一人一人が自分の思いで対処していくということが非常に大事なのではないかと。そういったふうな思いがあるわけで、そこを強く訴えて質問を終わりたいと思います。市長、改めて、そのことに関して最後に一言。現場感覚の大切さ。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 現場感覚の大切さということについては同感です。ただ、おっしゃっていることについては、大変申し訳ないというか、お互いに申し訳ないというか、あれですが、ちょっと意見は一致しないところです。

その現場感覚で大切なのがデータだと思った

ものですから、先ほど、全国市長会の会長でもあり医師でもある相馬市の立谷市長が、医師会の協力を得て、感染した方のデータを、4月から8月にかけての感染者のデータを調べたものについて紹介させていただきました。これは相馬市のホームページからどなたでも御覧になれますので、ぜひ見ていただきたいんですが、陽性率が、ワクチンを適正回数接種している方と接種していない方では約4倍ほど違うと、これが現場感覚、データに基づいた現場感覚でありまして、うわさ、あるいは不安というのは未確定のもので、そういったものを基にした議論というのは慎重にすべきというふうに思っております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 先ほど、相馬の非常に貴重なデータ聞かせていただいたんですけれども、正直、3.7%と14.1%、この差というのはあまりに頼りないなど。私、今、データ持ち合わせありませんけれども、必ずしも、もう接種した人のほうが陽性率上回っているというふうなデータもあるわけで、このデータもいろいろあるわけで、相馬のデータが一概には正しいとは言えない。それで全部判断できるとは言えないというような、そして、この差があまりにも頼りないという、そういったことを付け加えて、これで本当に終わります。ありがとうございました。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました6名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 0時00分 散 会

令和4年12月21日（水曜日）

本 会 議

令和4年12月21日（水）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和4年12月21日（水）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(総務常任委員長報告)

日程第 1 議第 54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

(文教厚生常任委員長報告)

日程第 2 議第 55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 3 議第 56号 南陽市立漆山学童保育施設の指定管理者の指定について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 4 議第 57号 赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について

日程第 5 議第 58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定について

(予算特別副委員長報告)

日程第 6 議第 50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）

(追加議案)

日程第 7 議第 59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第11号）

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員

◎欠席議員（1名）

17 番 殿 岡 和 郎 議員

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推 進 主 幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	金 子 健	建 設 課 長 補 佐
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	青 木 勲	代 表 監 査 委 員
細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

**開 議**

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

ただいま出席されている議員は16名で、定数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった議員は、17番殿岡和郎議員1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、川合俊一建設課長が都合により欠席の旨通知があり、代わりに金子健建設課長補佐が出席をしておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここでは、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

12月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてありますが、各常任委員長報告、続いて予算特別副委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は補正予算案1件であります。

補正予算案1件については、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、副委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程でありますがお手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

**日程第1 議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について**

○議長 日程第1 議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案3件のうち、議第54号について、日程に従い、去る12月9日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、

令和3年6月に公布された地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年退職の年齢を引き上げるため、関係する条例を一括して改正するものであります。

当局からは、主な改正内容について説明を受けました。

1点目は、定年年齢の引上げに関する規定の整備で、現行60歳の定年年齢を令和5年4月から1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とするための規定の整備を行うものであります。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備で、管理職の職員は原則60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任する役職定年制の規定を設けるものであります。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備であります。

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、フルタイムで働かないことを選択できる定年前再任用短時間勤務制の規定を設けるものであります。このため、現在の再任用制度を廃止し、段階的な引上げの期間中は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設けるものであります。

4点目の情報提供・意思確認制度に関する規定の整備は、職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思確認の規定を設けるものであります。

5点目は、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備で、60歳を超える職員は給与の月額を7割水準とする規定であります。

なお、管理職で60歳を迎えた職員は、管理職以外の職に降任する規定が設けられるため、給料表も降任になる。そのため、60歳時の給料月額の7割を補償するために、管理監督職勤務上限年齢調整額を設けるものであります。

これらの改正に伴い、第1条 南陽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例から、第10条

南陽市職員の再任用に関する条例までの整備を行うもので、施行期日は令和5年4月1日であるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、総務常任委員長長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第54号は総務常任委員会の報告のとおり決しました。

~~~~~

(文教厚生常任委員長報告)

日程第2 議第55号及び

日程第3 議第56号の計2件

○議長 日程第2 議第55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び日程第3 議第56号 南陽市立漆山学童保育施設の指定管理者の指定についての議案2件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、文教厚生常任委員長長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 片平志朗議員。

〔文教厚生常任委員長 片平志朗議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る12月12日午前10時から議員全員協議会室において関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について申し上げます。

当局より、南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターについては、平成20年度から社会福祉法人南陽市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、これまでの経過と長年の管理実績を評価した結果、公募によらず候補者の選定がなされたものであること、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第56号 南陽市立漆山学童保育施設の指定管理者の指定について申し上げます。

当局より、社会福祉法人双葉会は、赤湯地区、沖郷地区、漆山地区の学童保育施設5施設の指定管理と1施設の業務委託者ということで、長年にわたる社会福祉事業者としての実績と経験に基づき、今後とも安心して健全な学童保育施設の運営が期待できることから、公募によらず候補者の選定がなされたものであること、指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであること、また、今後も指定管理料は設定せず、利用者からの利用

料と国、県の補助を伴う市の助成金で運営する予定であるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第55号 南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議第56号 南陽市立漆山学童保育施設の指定管理者の指定についての議案2件については、文教厚生常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第55号及び議第56号の議案2件は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~

（産業建設常任委員長報告）

日程第4 議第57号及び

日程第5 議第58号の計2件

○議長 日程第4 議第57号 赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について及び日程第5 議第58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定についての議案2件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 島津善衛門議員。

〔産業建設常任委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る12月13日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第57号、議第58号の2議案については、いずれも南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、指定管理者を指定するものであります。

初めに、議第57号 赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、赤湯温泉観光センターの指定管理者を赤湯温泉旅館協同組合に引き続き指定するもので、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

当局から、指定に当たり、この施設の設置目的である赤湯温泉の活性化及び観光の振興を図ることを勘案し、公募によらず選定したとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、南陽スカイパークの指定管理者を南陽市スカイレジャー振興協議会に引き続き指定するもので、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

当局から、指定に当たり、この施設の設置目的であるスカイスポーツをはじめとするアウト

ドアスポーツの普及振興を図ることを勘案し、公募によらず選定したとの説明を受けました。

委員からは、指定管理料は年間0円だが、今後、将来にわたり運営していく上で、検討が必要ではないかとの意見が出されました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第57号 赤湯温泉観光センターの指定管理者の指定について及び議第58号 南陽スカイパークの指定管理者の指定についての議案2件については、産業建設常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第57号及び議第58号の議案2件は、産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~

（予算特別副委員長報告）

日程第6 議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）

○議長 日程第6 議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案

1件について、予算特別副委員長の報告を求めます。

予算特別副委員長 島津善衛門議員。

〔予算特別副委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○**予算特別副委員長** 本日、殿岡和郎予算特別委員長が欠席のため、副委員長の私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度各会計補正予算6件であります。

このうち、議第50号 令和4年度一般会計補正予算1件について、去る12月15日に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみ御報告させていただきます。

議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○**議長** これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別副委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第10号）については、予算特別副委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長** 御異議なしと認めます。よって、議第50号の補正予算議案は、予算特別副委員長の報告のとおり決しました。

に付託いたします。

~~~~~

(追加議案)

**日程第7 議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)**

○議長 次に、日程第7 議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援の充実と、その実効性を高めるため、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円をそれぞれ交付し、経済的支援を行う出産・子育て応援事業費の新規追加であり、財源につきましては、国県支出金及び地方交付税で措置いたすものでございます。

以上、補正予算案1件につきまして提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議第59号の補正予算議案は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり予算特別委員会

○議長　それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前10時25分　休　憩

午前10時39分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別副委員長報告)

日程第7　議第59号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)

○議長　ただいま議題となっております議第59号の補正予算議案について、予算特別副委員長の報告を求めます。

予算特別副委員長　島津善衛門議員。

〔予算特別副委員長　島津善衛門議員　登壇〕

○予算特別副委員長　私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを御報告させていただきます。

議第59号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別副委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第59号　令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)については、予算特別副委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第59号の補正予算議案は、予算特別副委員長の報告のとおり決しました。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要する者については、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

**市　長　挨拶**

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長　登壇〕

○市長　12月定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提案いたしました

議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、御可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の中で、各議員からいただきました御提言等につきましては、可能なものからその実現に向け、努力をしまっている所存でございます。

さて、先週から本格的に雪も降ってまいりました。新潟県では、人命に関わる痛ましい雪害事故も起こっておりますし、また、本県においても小国町において停電が発生するなど、多大な影響が出ているところでございます。

本市におきましても、今後、雪害の発生も予想されますので、効果的な除雪を行いながら、雪害事故防止対策に努めてまいります。

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。今年を振り返りますと、6月5日に公衆浴場、赤湯温泉湯こつとが旧市民会館跡地にオープンしましたが、おかげさまで、滑り出しから好調に入館者が推移し、以前は利用が少なかった若者や子供の姿も多く、市外のお客様も増えている状況で、11月30日には10万人を達成するなど、予想以上の盛況ぶりに喜んでいるところでございます。

また、8月3日には、山形県で初の大雨特別警報が発令される豪雨災害が発生し、特に置賜地域で多くの被害が発生いたしました。幸い、本市におきましては被害が少なかったものの、改めて、災害には油断なく備えなければならないと認識し、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいっている所存でございます。

そして、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、1年を通して感染防止やワクチン接種、経済対策など様々な事業を実施してまいりました。感染の波も第7波、第8波と拡大しており、感染拡大防止と社会経済活動の両立の難しさを感じる年でもございました。来年も、議員の皆様には、これまでと変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

す。

結びになりますが、年の瀬を迎え、これからは寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、時節柄御自愛をいただきながら、各般にわたりさらなる御活躍を御祈念申し上げます、12月定例会の閉会に臨み、御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会12月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時47分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美
会議録署名議員 高 岡 亮 一
同 殿 岡 和 郎

令和4年12月定例会
11月30日(水曜日)

予算特別委員会

令和4年11月30日（水）午前10時58分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
15番	遠 藤 榮 吉	委員	16番	佐 藤 明	委員
17番	殿 岡 和 郎	委員			

◎欠席委員（1名）

14番 高 橋 篤 委員

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市 長	大沼豊広	副 市 長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	安彦好樹	総合防災課長補佐
竹田啓子	市民課長	舩山康弘	福祉課長補佐
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教 育 長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局 長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局 長		

事務局職員出席者

太田徹	局長補佐	江口美和	庶務係長
丸川勝久	書 記		

本日の会議に付した事件

- 議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)
- 議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算(第1号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名で、定数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、14番高橋 篤委員、1名であります。

また、本会議冒頭で報告いたしましたとおり、総合防災課長、福祉課長、議会事務局長が欠席のため、それぞれ補佐が代理で出席しておりますので、よろしくお願いをいたします。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和4年度補正予算6件であります。そのうち、本日の予算特別委員会では、令和4年度補正予算5件について審査を行います。

~~~~~

議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)

○委員長 初めに、議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)について審査を

行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第45号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願いいたします。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入歳出全般及びその他・附属資料8ページから22ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第45号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長 次に、議第46号 令和4年度南陽市

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** 〔令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第46号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般及びその他・附属資料30ページから34ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第46号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長** 御異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○**委員長** 次に、議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○**財政課長** 〔令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第47号について説明〕省略別冊参照。

する説明書により 議第47号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他・附属資料42ページから46ページまでについて質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第47号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長** 御異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで都合により暫時休憩といたします。

15分間の休憩といたしますので、よろしく御協力をお願いをいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時23分 再開

○**委員長** 再開いたします。

~~~~~

### 議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）

○**委員長** 次に、議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤和宏上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第48号について説明〕 省略 別冊参照

○委員長 これより質疑に入ります。  
収益的収支及び資本的収支全般及びその他・附属資料4ページから13ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第48号 令和4年度南陽市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第49号について説明〕 省略

別冊参照

○委員長 これより質疑に入ります。
収益的収支及び資本的収支全般及びその他・附属資料18ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第49号 令和4年度南陽市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和4年度補正予算5件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございます。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、今回の予算特別委員会は、12月定例会会期日程により開催いたしますので、御参集をお願いいたします。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会といたします。

御苦労さまでございました。

午前11時31分 散 会

令和4年12月定例会
12月15日(木曜日)

予算特別委員会

令和4年12月15日（木）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（14名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
6番	高 橋 一 郎	委員	8番	山 口 正 雄	委員
9番	片 平 志 朗	委員	10番	梅 川 信 治	委員
11番	川 合 猛	委員	12番	高 橋 弘	委員
13番	板 垣 致 江 子	委員	14番	高 橋 篤	委員
15番	遠 藤 榮 吉	委員	16番	佐 藤 明	委員

◎欠席委員（2名）

5番	高 岡 亮 一	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員
----	---------	----	-----	---------	----

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
佐藤秀之	農林課長補佐	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第10号)

~~~~~

開 議

○副委員長(島津善衛門委員) それでは、皆さん、御起立お願いいたします。

おはようございます。

着席願います。

本日、殿岡和郎委員長が都合で欠席のため、副委員長の私が委員長の職務を代行いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は14名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、17番殿岡和郎委員、5番高岡亮一委員の2名であります。

また、当局より、説明員、島貫正行農林課長が、都合により欠席の旨通知がありましたので、代わりに、佐藤秀之農林課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和4年度補正予算6件であります。5件の審査は終了しておりますので、本日の予算特別委員会では、令和4年度補正予算1件について審査を行います。

~~~~~

議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正
予算(第10号)

○副委員長 それでは、議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第10号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第50号について説明] 省略別冊参照。

○副委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入、歳出全般及びその他・附属資料、56ページから71ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 市長にお尋ねしたいんですが、先だって、新聞でも発表されたわけですけども、東京一極集中の是正の方針ということで、地域の活性化のための5か年計画ということで、デジタル田園都市国家構想総合戦略という骨子案をまとめたところ、こういう報道あったわけですけども、これは御承知だと思っておりますけれども、つまり、前にも地方創生ということで、ずっとやってきた経過があるわけですけども、新たな構想がまた出てきたと、こういうことだと思っておりますね。

それで、デジタル田園都市構想と、非常に名前はきれいで、中身はどうか分かりませんが、その辺の状況等についてどういう構想なのか、その辺どうでしょうか。

○副委員長 市長。

○市長 デジタル田園都市国家構想につきましては、全国的に新たな地方の活性化に向けて、岸田総理のリーダーシップの下、打ち出された構想というふうに認識しています。

以前の地方創生と色合いが違うのは、よりデ

デジタル技術を活用して、このコロナ禍で、オンラインや様々なネットワークを生かした活動も実際に行われてきたことをも逆手に取って、今後の地方への人の流れをより加速する。そして、その大きな主眼となっているのは、人への投資であるというふうに認識をしております。

南陽市におきましても、デジタル田園都市国家構想、デジ田構想というふうに略しておりますけれども、それについては、私もデジタル庁に実際に伺って、幹部の方にお話を伺ったりして、今後の南陽市としての進め方を、今庁内で検討しているところでございます。

○副委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 デジ構想ということで、今、南陽でも検討していたと。

それで、私も分からないんですけども、さっき市長もおっしゃったように、いわゆる前身となっている地方創生。ずっと私も、竹下内閣のとき地方創生ということで、各自治体に1億円ずつばらまいて自由に使ってくださいと。代表の都市は別にしてですね、こうやったと、そういう経過があるわけですね。

南陽市でも温泉サミットやリンゴサミットということで、そういった方法に使ったと、そういう経過あるわけですが、しかし、残念ながら東京一極集中というか関東や関西、こういったところさ依然として集中していると。依然として変わらない傾向がずっと延々に続いていると。

果たして、この構想なるものが、これから5年、10年先、あるいは何十年先になるか分かりませんが、果たしてそうなるのかどうか、非常に疑問視されると思うんですよね、我々一般的に見るならば。その辺、どのように市長は見ていらっしゃいますか。

○副委員長 市長。

○市長 先頃というか、昨年だかにようやく、東京にずっと地方から人が吸い上げられていた流れが、少しですが逆転現象が起きたと。東京

の人口が、社会的な流入です、それが減少に転じたということがございました。

これは、委員も同じように考えられると思いますが、やはりコロナ禍という、今生きている人類が経験していないパンデミックが及ぼした影響が大きいと思います。

しかし、そういった不幸な状況も、先ほども申し上げましたが逆手に取って、今後の国の在り方を変えるきっかけにはなるというふうに思っています。

国も、それをぜひ生かしていこうという考えだというふうに承知しております、その点については、国も地方も、東京一極集中から、何とか日本全体の地方への分散については、同じ思いで進めていくものというふうに思っております。

○副委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私、思うんですが、東京も減り始めてきている。関東、関西はちょっと分かりませんが、各都道府県どうなっているか分かりませんが、総じていえば、日本の人口は減少気味にずっとあると。将来的にもそういう傾向続くだろうと、こういう流れになっていると思うんです。

そういう状況の中で、これからこういう構想を始めたとしても、非常に私は疑問な点があるんじゃないのかなと。

これは、さっきも申しましたが地方創生の一環ならば、今までの様々な経験や教訓があると思うんです。40年近い間やってきたという経過あるわけですから。こういったことに学びながら、そういう経験を生かしていくよと、いい点は。

そういう発想というのはいろいろ議論されたと思うんですけども、ただ、上辺だけの名前が、名称だけよくしたんでは、絵に描いた餅になるんじゃないかと、こういうふうに心配もしているわけだ。

ですから、この辺しっかり、南陽市の場合ですといろいろ構想はあるかと思うんですけども、しっかりその辺見極めた上で対応すべきでないのかなど、このように思いますが、どうでしょうか。

○副委員長 市長。

○市長 委員おっしゃるとおりでございます。

ずっと変えようとしても、大きな流れが大河のように変わらなかったところが、ようやく反転の目が出てきたとはいえ、人口の減少のトレンドは今後数十年続きますし、どうしても大都市にというものは今後も続くと思いますが、一方で、農業に新規参入する方が増えてきたり、あるいは、国においても、農業の輸出が過去最速のペースで1兆円を超えるといった、そういった方向性もございます。

今まではなかなか進まなかったそういった分野においても国と歩調を合わせて、そして、過去も反省しながら、今後、実際に実効性のある地方への活性化の流れを南陽市もつかめるように、委員のおっしゃることを念頭に組み込んでまいります。

○副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 61ページです。保健衛生費かと思うんですが、特定健診の通知のことです。

私の家に、こういう特定健診の通知のはがきが来ました。私の家だけに間違ってきたのかなと思ったんですが、どうもほかもあるようです。人間ドック受けてくださいという勧奨用のはがきだと思うんですが、人間ドックの予約をしている人にも来たというふうなことです。

そういったことについて、まずどういうふうな把握をなされているのか、お伺いをしたいと思います。

○副委員長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

こちらの勧奨通知についてでございますけれども、当初、意向調査をさせていただいた中で、まだ未受診である方を中心に、勧奨の対象ということで通知のほうを発出させていただいております。

その中で、今回ちょっと問題というか課題になったところなんでございますけれども、実は、受診の予約をされながらも、実際の予約日に受診をされていない方というのがかなり、8割に上るほどいらっしゃるということで、こちらの考え方として、ちょっとそれが適正かどうかというところに課題はありますけれども、その方にもぜひ、まだこれから受ける方についても、分かっている方についても忘れないで受けてほしいという意図の下で、通知を発送させていただいたということがあったようでございます。

ただ、やはり文面が、御指摘ありましたとおり、通常勧奨通知になっていたということもございまして、その場合場合に即応した御連絡のほうをさしあげればよかったというところは、ちょっと反省しているところでございます。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 未受診で受けていないという方がいるというふうなことでの、そういった思いで通知をしたというふうなことは、それは分かりました。

ただ、今課長が言われたとおり誤解を招くんですよね。私は12月19日に受けますけれども、そういうふうに見える人から見れば、何だろうなというふうに思っちゃいますよね。そういう意図であれば、そういう文章を、「予約になっていますけれども、ぜひ予約日に受けてください」というふうなことだったら分かると思うんです。

要するに私が言いたいのは、お金をかけて誤解を招くような通知は駄目だというふうなこと

なんです。

なので、ここについては今後ともあると思うので、それについての対応策について、まずお伺いをしたいと思います。

○副委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、やはり勧奨の内容について適正なものにさせていただくということで、今回ありました実際に予約をされている方に関しては、忘れずに受診なさってくださいというふうに、内容をきちんと分けて勧奨させていただくということを徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 じゃ、そのようにお願いしたいんですが、システム自体は、国保医療系の担当の部署が書かれている通知ですけれども、これは、例えば健診センターとか、そういうところで事務は取り扱っているということなんでしょうか。

○副委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回の勧奨通知の事務に関しましては、外部の民間会社のキャンサースキャンというところをお願いして実施しているところでございます。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうすると、キャンサースキャンのほうにそういうようなことを話して、そうするとこういったことは解決していくし、独自に、今課長が言われたような形で通知を出すなら出すというようなことになるんですね。その辺確認だけさせてください。

○副委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、それらの会社で対応できる部分はしっかりとさせていただいて、それでできない部分は、また別途の方法で通知のほうを考えさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長 ほかに質疑ございませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 61ページ、4款衛生費の保健衛生のところでの関連でお聞きしたい。

一般質問の最後のところで、ちょっと市長にお伺いしたいと言ったところで終わったんですが、実はあのときもお話ししましたが、今、男性トイレにもサンタリーボックスを置いてほしいという要望が出ているというお話だったんです。

というのは、やはり男性の方も病気のためにパットを利用する方が増えている。女性が使っているのが当たり前みたいになっているんですが、男性の方も、そういうのを必要とされてきているというところで、やはりトイレに行ったときに交換をせざるを得ない方たちが、捨てる場所がないというところで困っている方がいらっしゃるというお話伺いました。

多目的トイレが近くにある場合はいいと思います。ちょっと大変でしょうが、多目的トイレに入ればサンタリーボックスはあるということ。

ただ、普通の公共機関のところでも多目的トイレがない場合など、また、離れたところにはかないというところで、やっぱり男性トイレにもサンタリーボックスをという希望が出ているということです。

例えば、前立腺がんの手術をなさった後の方で、1割ぐらいの方はその必要があるということで、やはりそういう人たちも増えているということで、そういうことを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 男性の個室トイレへのサニタリーボックス設置については、他の全国の市町村においても、そういう事例が出始めてきたということについては承知しております。

委員のおっしゃったように、様々な疾患をお持ちの方が、そういった必要性を感じておられるということでしたので、状況を確認しながら考えてまいりたいと思います。

○副委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 早めの御決断いただいて、困っている方がいないようにしていただきたいと思います。

あと、ちょっともう一つなんです、衛生費のところでもいいのかどうか。フォローアップセンターのことについてお聞きしたいんですが、今日の新聞でも県内1,712人の感染がありまして、フォローアップセンターに登録して陽性と判断されたのは328人だった。年代別は40代が276人と多いんですね。

そして、フォローアップセンターに登録なった方たちで、重症化をしている人たちがどのぐらいいるのかとか、あと、どういう状況でフォローアップセンターと相談しているのかとか、ちょっと分からない部分があるので、フォローアップセンターに40代の方が登録をしたんですが、その後の対応をどうしたらいいか分からずに、ちょっと重症化してしまったという話なんです、フォローアップセンターに関して、ここでお聞きしてよろしいでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 フォローアップセンターにつきましては県が行っている事業でありまして、市町村にその状況というのは、詳しい情報が下りてきていない状況であります。

県内全体での重症者については、そんなに多

くないということを考えると、あくまでもこれはイメージではありますが、やはり高齢者の方で感染された方が、重症化されている方が1人、あるいは数名、現在重症化されているのかなど。

どちらかという陽性者フォローアップセンターについては、若い方がオンラインで登録されて、自宅療養されているのかなというイメージは持っております。

○副委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 私も、そのようなことでフォローアップセンターに登録して、若い方たちは相談しているのかなというふうに思っていたところでした。

お知り合いの方が、やはり一方通行で、フォローアップセンターにスマホを使って登録はしましたものの、その前に自分の主治医の方から、ちょっと喉が痛いといったときに風邪薬をもらった。それで喉の痛みが治らなくてひどくて休日診療を受けた。そうしたら陽性だった。そして、フォローアップセンターに登録しなさいと言われて登録しました。

そこから今度フォローアップセンターのほうに登録はしたものの、どんどん分からない症状が出てきたんだそうです。そのときに、やっぱり自分の主治医の方、専門にかかっているところに連絡したら、もうコロナ対応、または自分の医療体制でいっぱい、お話しできないとお断りされた。

そうしたら、今度、下半身に赤いぶつぶつが出てきた、これって何だろうと。まだ40代なので、やっぱり保健所にもちょっと連絡取りづらみたい、あとこれ以上のことどうしたらいいんだろうといううちにお腹が痛くなってきた。

そうして、結局は息苦しくなって救急車を呼んだんですが、救急車のほうは保健所に聞いてから運びますと。保健所に聞いたら、まず、じゃ、病院へ行ってください。病院に行っている検査したが、その日帰された。

そうしたら、次の日の朝、緊急で呼び出されたそうです。すぐに来てくださいと、心配なことがありますので。そうしたら、これはI g A血管炎という病気にかかっていたそうです。これは、ウイルスが体の中に入ったことによって、自己免疫が血管を攻撃するという、そういう病気なんだそうです。

だから、コロナにかかったせいで、そこから2週間近くステロイドの投与を受けて入院しなければいけなくなったというところで、その途中で、やはりいろいろ自分なりにできることはやってきたんだけど、まず分からない病気があった。

だから、こういう免疫反応の病気があるようなことも、フォローアップセンターに若い人が登録するのはいいんだけど、こういうことがあります。あと、また若い人たちがフォローアップセンターに登録したんだけど、その後の状況が大変だったとあってそういうことも、ある程度若い人たちが知っておくべきじゃないかと思ったんです。

65歳以上は医療機関から保健所に。保健所の対応は、置賜は大変いいそうです。ある先生に言っていたんですが、「もう保健所に最終的に電話してもいいですよ」みたいなことを言われたんですが、その辺のことで、若い人たちは、自分たちは若いからフォローアップセンターに登録して、ある程度の相談とかは受けてくださるかもしれないけれども、そこから先どうしたらいいか分からないというのがいっぱいあって、やっぱりその辺のこともぜひ市民の方にお知らせするというか、そういうことをやっていただきたいと思うんですが。

○副委員長 市長。

○市長 私も9月に感染したときに、私の家族がフォローアップセンターから登録をして、そのときは保健所から一度だけ電話が来て、重症化リスクのない若い子供とかについては、もし

状況が変われば、遠慮なく御連絡くださいという感じでした。

様々状況も変わっておりますので、今現在、フォローアップセンターに登録して、そこから気になる症状が出た場合の対応については、SNSや市報等を活用して、若い方にもできるだけ届くように、再度広報したいというふうに思います。

○副委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 この場合は、御本人がもう声も出ない、あとスマホもいじれないぐらい具合悪くなっている。

そんなところで、やっぱり何人かの先生に関わりながら、すぐ分からなかったというところがあるので、コロナウイルス感染にしてこういう症状がある場合はこんな病気もありますよとか、あと高熱でこんなときはどこに連絡すればいいか、主治医は、もう来てくださいとは絶対言わないわけですよね、コロナに感染しているので。

その辺のこともあって、ぜひ若い方たちが悩まなくていいように。保健所から1回でも電話が来ていれればいいんですが、今、若い人たちには来ないそうです。

その辺のことをしっかり、市民の方が重症にならないように、ぜひ若い方たちにも広報をしていただければと思います。

○副委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 62ページ、農林水産農業費でお伺いしたいんですが、まず最初に、ちょっと事実関係をお聞きしたいと思うんですけども、いわゆるおきたま農協、JAの沖郷出張所、赤湯出張所については、来年3月でもって閉所するというふうな情報がありますけれども、その事実確認をまずお伺いしたいと思います。

○副委員長 答弁を求めます。

佐藤秀之農林課長補佐。

○農林課長補佐 質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり、沖郷出張所、赤湯につきましては、今年度の3月31日をもって閉所というふうにお伺いしております。

また、ATM機能につきましては、そのまま存続するというふうな形で、現在のところお伺いをしています。

以上でございます。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ATM機能は存続すると。逆に、ATMが今、話出たので、例えば梨郷とか中川とか漆山とか、そういったATMのあるところについてはどうなのでしょう。

○副委員長 佐藤農林課長補佐。

○農林課長補佐 お答え申し上げます。

そちらのほうの情報につきましては、現在のところ、まだこちらのほうでお伺いしておりません。

以上でございます。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今日、農林課長が欠席ということで、すみませんけれども、補佐。

私がお聞きしたいのは、まず第一点としては、そういったいわゆる民間の情報について、主管課の、今回のJAの出張所の話だけじゃなくて、いろんな形での変化があると思うんです。

今いろんな意味で転換期なものですから、そういったものの情報というのはどのような形で受け入れているのか、あるいはキャッチしているのか、その辺はどうでしょうか。

○副委員長 高橋委員、確認しますが、農業関係だけですか、それとも全市的なことですか。今の質問の内容を確認させてください。

○高橋一郎委員 そうですね。

農業振興はもとより、いわゆる農業経営、それから様々なことで及ぼすものというのはあると思います。

したがって、農業に関することだけではありません。

○副委員長 答弁を求めます。

大沼副市長。

○副市長 一般論で恐縮です。

そういう団体から情報として、事前に市のほうに相談されることはありますが、それを公表していいですかというふうなことで確認を取って、それまだ公表できませんということであれば、中で保管するというふうなことになるので、それはその事業している方が発表していいよというふうなことであれば、するというようなイメージになります。

これは全て、銀行の統廃合についても全てそのような形になるかと思えます。

以上です。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 舌足らずのものがありましたので、もう少し詳しく申し上げたいと思いますが、その事実関係を分かった上で市長にお伺いをしたいと思います。

JAの沖郷出張所、赤湯出張所に関しては大変いい場所にあるわけですね。当然その土地利用、どういうふうに、要するにJAのほうで考えているのか。

当然民間の今土地ですので、所有ですので、それについては、当然その権限でもっていろんな形で決めていくと、それは第一義的にそうだと思うんです。

ただ、市の土地利用に関して、あるいは産業振興というふうな観点からいって、非常に大事な問題だなというふうに私は捉えています。

したがって、私は、例えば赤湯については、南陽市に道の駅がないので、例えばマルシェ的なもので、6次産業で一生懸命頑張っている方々もいらっしゃいますし、そういった意味でのマルシェ機能を持たせていくとか、そういった活用の方法。

それを契機に、止めることを契機にしていくということが、大事な市政の活性化になるのか

なというふうに思っているんですけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副委員長 市長。

○市長 今、県道赤湯停車場線が事業を進めていただいております、赤湯駅前の在り方については、南陽市としては非常に重要な将来を占うことだなというふうに思っております。

その赤湯駅に近接している農協さんの施設が、今後どういうふうにされるのかについて、委員おっしゃったとおり、やはり所有者の意思が第一ですので、そこについては、情報のキャッチアップをできるだけ早く、連絡を密に取って行うようにというふうに担当課には申し伝えております。

その上で先方と協力して、今後の本市のために何か考え得る状況になれば、そういう状況になることも想定して、様々な地域の活用の仕方を考えておこうということは思っております。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうですね。

民間等の民間活力も含めて、民間との協働。いわゆる行政と民間との協働といったことが非常に重要なファクターだというふうに思っておりますので、今市長がおっしゃられたような形で、いろんな意味で話合いの場を設けて、いわゆる非公式も含めて、公式、非公式問わず、そういったことで非常に重要なことだと思いますので、そこについては3月ですから、本当に4月からはどういうふうになるか今現在分からない。ほかに売るかもしれませんし、分からないわけですね。

そういったことは、本当に大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ早めにキャッチアップしていただきながら、うまく活用するというようなことをお願いしたいと思いますが、もう一度伺いたいと思います。

私、一般質問でしようと思ったんですけども、ちょっとできなかったものですから、今お

聞きしております。

○副委員長 市長。

○市長 委員のお考えと、ほぼほぼ同じ考えだというふうに思っています。

やはり今後、先ほど佐藤委員からもありましたように人口が減少していく中で、拠点を整備して、たとえ人口が減っていても、拠点においてにぎわいを創出して、そして、拠点と結ぶ集落との利便性を向上していくというのが大きなコンパクトシティの流れですので、それに沿ってチャンスを逃さないように、委員とも協力しながらやってまいりたいというふうに思います。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ぜひ協力したいと思います。

コンパクトシティの話なんですけれども、私、要望として、赤湯出張所なんかは先ほど申し上げたとおり、いわゆるマルシェ的な機能でやってもらいたいなど。いわゆる烏帽子山の公園の桜の時期には、例えば駐車場の活用なんかもあるんじゃないかとかという話はしました。

そういったことも含めて、ぜひそういう観光資源、あるいは農産物の資源、あるいは6次産業の資源のディスプレイの場所、というかにぎわいの創出も含めてやってもらいたいというようなことで要望したいと思います。

○副委員長 ほかに質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 62ページの農業振興費、同ページの商工振興費の2目についてです。2点ほど質問したいというふうに思います。

最初に、農業の振興費に関連して質問したいと思います。

市長も御承知のように、ウクライナのロシアの侵攻によって、あるいは物価高騰、ずっと続いてきているわけですね。そのことによって特に農業振興、特に酪農が飼料の高騰、物すごく私も驚いたわけなんですけれども、やっぱりこれで

は、牛乳、将来、飲まれるのかなど、こういうふうには私思っているんですけども、大変な事態が続いていると。

しかも、農業新聞等々で報道あるように、この半年間で400件の方々が辞めていると、全国です。今、酪農は、北海道を中心にいろいろな県で振興をやっているわけですけども、もうこれ以上やれないと、こういう声がずっと出てきているわけです。しかも、若い方は、もう継がないと、やりませんよと、こういう声も各地に出てきていると、そういう状況なんですね。

この振興策を、酪農家の経営と暮らしを守っていくと、そういう立場でやっぱり何らかの対応をしないと、じり貧で辞めてしまうと。こういう行動が起きてくるのではないのかと、こう懸念されるというふうに思います。

もし、市の振興策としてどのような形で酪農家を応援していくのか、その辺の対応策をお聞きしたいと思います。

○副委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 酪農、畜産業の皆さんの苦境というのは、全国の報道でもされているとおり、大変大きなインパクトがあるというふうに認識しております。

南陽市におきましても、10月の臨時会において、県と協調して支援をさせていただいておりますが、引き続きその状況というのは、しっかりと担当課において注視していかなければいけないというふうに思っております。

状況に応じて、追加の支援が必要かどうか、しっかり考えていかなきゃいけないということと、あと、それから生産される酪農家の皆さんへの支援のほかに、やはりコロナ禍において、出口の飲食における消費が下がってきているということも、ダブルパンチで来ているということも考えなければいけないというふうに思っています。

そういった出口の飲食への支援については、今コロナの第8波が真ただ中にありますので、その状況を見ながら、市として飲食店の皆さんの声も聞いて、必要な対応をしてみたいというふうに思っております。

○副委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 そういう対応をするというお話であります。

それで、私、思うんですが、私、農家の専門家でないわけですから、農家の方も議会の議員としてたくさんいられるわけで、この方々は専門家だから私以上に分かると思うんですが、牛乳、搾れば搾るほど赤字になると。だから、前に報道あったように、北海道あたり、絞ってぶん投げてやると、こういうこと、ずっとあったわけですね、実は。

また今回そうなる、非常に意欲をなくすというのが、これから出てくるのではないかと、いうふうな、さっきも申しましたが心配されると、こういう状況だと思います。ですから、しっかり対応をしていただきたいもんだと、このように考える一人です。

それと同時に物価の高騰。何ていうか、来年の1月、2月頃から、また4,000品目以上にわたって値上げラッシュが続くだろうと、このように帝国データバンクの方々がおっしゃっているわけですね、報道もあるように。

ですから、南陽市の場合ですと、商工観光課では第19弾ですか。いわゆる地域商店街の営業と暮らしを守るということで、いろいろな施策を講じてやっているわけです。

今回の予算を見ますと、小中学校の燃費は、上がった分については補正組んでいるんですけども、今回、年末というか、非常に忙しくそれぞれ考えているわけですけども、やっぱり今回あたりも、地元の商工業のために何らかの対応を提案してくるのかなど、私そう見ておったわけですが、残念ながら、小中学校の燃費の

補正というに終わってしまったのではないのかなど、このように思うわけですが、3月まで議会はないわけですから、今回、あえて指摘をしておきたいんですが、やっぱり何らかの形で地域の商工業を守っていくということで、ぜひ対応していただきたいものだなと、このように思うわけですが、いかがな考えでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 委員から、商工業への支援の必要性についても御指摘いただき、ありがとうございます。

当局としましても、今回の12月で考えていたことはあったんですけども、消費喚起策についてなんです、第8波が増加している中ではなかなか難しいというふうに考えて、今回は提案を控えさせていただきました。

しかしながら、状況を見て、議会ともしっかり相談させていただいた上で、必要な対応についてできる状況になったときに、速やかに相談しながら手を打っていききたいというふうに思っております。

○副委員長 ほかに質疑ございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 2課にわたっておりますので、電力量の値上げの件についてお聞きしたいんですが、総額で5,100万円ほどの補正組まれているわけですが、年額に直せば、この4倍、2億円相当になるという理解でよろしいでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回の補正総額約5,000万円でございます。令和4年度の当初に計上しております電気料につきましても1億1,000万円でございますので、合計で、年間を通じまして1億6,000万円の規模という形になります。

○副委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 電気料金というのは、何月から上がっているのでしょうか。

○副委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

例えば、市庁舎でございますと、今年の4月、5月、6月につきましては基本料金の割引等がございましたが、7月以降はその割引がなくなっております。

さらに、燃料費調整単価のほうが、少しずつじりじりと上がりまして、令和4年9月からは、4月の約2.5倍という形になっております。

それぞれの積上げの金額になりますので、それぞれの割引だったり単価、その辺が少しずつ動いているという状況です。

○副委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 そうすると、例えば来年度1年間、今のペースで行けば、どのくらいの年間のアップ額につながるのかなという、その辺の見込みはございますか。

○副委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

それぞれの施設の契約の内容等も違いますが、燃料費調整額の引上げ、また契約の変更によりまして、割引率が廃止になるところもございます。

現在の見込みでございますが、予算の要求ベースという考えで行きますと、令和5年度につきましても、およそ令和4年度比で7,000万円、1億8,000万円ほどが必要になるのではないかと見込んでおります。

○副委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 1億8,000万。

今年度の当初予算よりも7,000万ほど多くなるという状況になるわけでございますが、例えばこのくらいの値上げが毎年続くとすれば、それがずっと続くかどうか、まだはつきり分から

ないわけですが、再生可能エネルギーへの少し転用できる部分というか、そういうことも、当然採算も含めて考えなければいけないわけですが、そういうことについての考え方、この辺については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、市庁舎内外の省エネルギー設備導入の設計費について提案させていただいております。

市としても、ゼロカーボンシティ宣言をしている流れから省エネを進めなければいけないと。省エネをするに当たっては、耐熱構造だったり、あるいは再生可能エネルギーを導入、促進したり、そういった様々な方法の組み合わせにおいてやっていこうというふうに思っています。

これが完成すれば、かなり大きな割合でCO₂の排出は相当削減されるわけですが、併せて電力使用量も削減されるのかなというふうに思っております。

しかしながら、これだけ異常な電気代の値上げに対応できるかいうと対応し切れないものがありますので、今後のSDGs、カーボンニュートラルの国の方向性もしっかり注視しながら、再生可能エネルギーのできるだけというか、様々なバランスを考えた上での導入は図っていかねばいけないというふうに思っております。

○副委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 分かりました。

市長もいろいろ御努力されて、将来負担比率、あるいは実質公債費比率、少しずつよくなっているという状況はあるわけですが、いまだ、まだ財政も厳しいという状況の中でありますので、その辺について、ぜひ今後とも検討していただいて、いい方向に導いていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○副委員長 ただいま審査の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○副委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 62ページ、商工費、交流プラザ蔵楽についてお伺いをしたいと思います。

実は私、12月3日に利用をさせていただきました、とある講演会です。寒いというようなことはお伺いしていたんですけども、本当に寒くて、まず使い捨てカイロを買って、来た人にはそれを使ってもらってやったものの、やっぱり寒かったです。

それは、覚悟はしていたんですけども、そんなことを、利用して感じたことも含めてお伺いをしたいと思います。

まず1つは、暖房についてなんですけれども、暖房の設定温度が26度でマックスになって、あとは上がらないという状況です。ということは、そういうふうなことで設定しているんだなというふうに思いますけれども、それは、例えばマックスをもうちょっと上げていくとか、そういうことができないのかどうか。

あるいは、確かに、上のプロペラみたいな換気扇、大きなのが回るんですけども、それで暖まった熱が下に来るような形ではやっているんですけども、なかなか1階に届かないんですね、やってみたんですけども。寒いとは聞いていたものですから、2時からの講演会だったんですけども、11時からつけたんですが全然駄目なんです。

そういうふうなこともあるもんですから、冬場に借りた場合に何か方法として、今のような

状況が分かっているとは思いますが、何か改善策というものは考えているのかどうか。

もう1点は、前に板垣委員もお話ししたんですけれども、特に中の照明はいろんな歴史的なこともあってそれはいいんですけれども、出入口について、受付等をやったときに暗くて分かりにくいんです。

ですから、受付の出入口だけでも、例えばLEDにするとか、何か方策がないのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○副委員長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の設定温度の関係で、26度、これを上げることができないのかという部分でございますけれども。すみません、私も、その設定温度を例えば30度まで上げられるのかどうか、その設備について今把握してございませんので、後で回答させていただきます。

次に、冬場の関係の改善策、それと照明の関係でございますけれども、あの施設については、やはり今委員がおっしゃるとおり、冬場についてはとても寒く、暖房をしてもなかなか暖まらない状況でございます。そういったことをこちらのほうで御説明をさせていただいた上で借りていただいているような状況でございます。

なので、冬場の期間については、本当、利用の回数というのは、月に3回とか4回とかそういうふうな状況でございます。改善策となりますと、大幅に大規模な改善をすれば、もう少し暖まるのかなというふうな認識ではおりますけれども、詳細に、例えば設計をお願いしたりとか、そういうふうな検討まではまだしてございません。

あと、照明でございますけれども、9月定例会で板垣委員のほうから御指摘がございまして、我々のほうでも業者のほうを呼んで改善策を検討したんですけれども、まず玄関入ってのとこ

ろ、通常、受付等をするところなんですけれども、電球を替えただけではなかなか明るくならないのではないかというふうな、業者の方から御意見をいただきました。

ただ、スポット的に何か所か設置すれば明るくなるという話もあったんですけれども、ただ、まずは受付の際になるべく明るくできるように、スタンドの照明なんかも幾つか置いて対応できればなというふうに考えてございます。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 200人規模ですするような場合は、やはり最初、シェルターをお借りしたかったんですけれども、シェルター駄目だったんです。交響楽団か何かですかね、何か入っていて、前から入っていて駄目だった。

そうすると、200人規模となってくると、どうしても蔵楽をお借りするという形になりますので、しかも、12月3日というのは講師の日程です。どうにもならないんです。

だから、本当にこっちで主催して、講師関係なくやるような場合は、設定を変えるというか、日にちを変えることもできるんですけれども、そのような場合に今回は重なったというふうなところ。そこは御理解をいただきたいと思うんですが。

そういうふうな中で、まずは照明に関しては、これは冬場も関係なく年中の話ですので、まず改善をお願いしたいということ。

暖房に関しては、26度マックスという話は、先ほどあったように後で教えてもらいたいと思うんですけれども、そういったことで改善されるのかどうか。

あるいは、例えばジェットヒーターみたいな形をそこに取り入れて、あるいは温風ヒーターみたいな形を、FF式でも何でもいいんですけれども、そういったものをしていいのかどうか、そこについてお伺いします。

○副委員長 長沢商工観光課長。

○**商工観光課長** お答え申し上げます。

通常の利用では、ジェットヒーターという部分については使用しないようお願いしてございます。

ただ、ファンヒーター等、設置というのは可能だとは思いますが、1台、2台設置したところではなかなか暖まらない状況なものですから、ただ、もっと設置しても、そういうふうな利用をしていただくようにするのかどうか、検討はしたいとは思っております。

○**副委員長** 6番高橋一郎委員。

○**高橋一郎委員** 発展的にちょっと考えていきたいというふうに思うんですが、宮内公民館、交流プラザになるのか分かりませんが、あそこに移転をして開設する場合には、もっともって蔵楽については、ある意味もっと活用が増えていくのではないかなというふうには思っているんですけども、そういったことも含めて考えてもらいたいということ。

それから、市長にお伺いしたいんですが、いわゆるコンベンションホールというか、会議室というか、そういった意味合いの例えば講演会とかやる場合に、シェルターの小ホールのみならず、必要だという場合もあると思うんですが、市長にお伺いしたいのは、いわゆる四季南陽について、コンベンションホール的なことを来年度、秋ですかね、リニューアルオープンしたいというふうな話がありました。

そこについての情報というのはあるものでしょうか。例えば200人規模ぐらいで、そういったことができるかどうかというようなことはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○**副委員長** 答弁を求めます。

市長。

○**市長** 私よりも、担当課長のほうから答弁いたさせます。

○**副委員長** 長沢商工観光課長。

○**商工観光課長** お答え申し上げます。

四季南陽さんのほうの事業計画については、当初から変更ということで8月30日にプレスリリースがあったものですから、市のほうとしても合わせてプレスリリースをした経過がございます。

週に2回、3回ぐらい、四季南陽さん側のほうと担当課としては打合せ等を実施しておりますけれども、その後の詳細について、こちらのほうでも確認ができていない部分がございます。

今のお話で何人規模というふうな話でございますけれども、例えば旧ハイジアパーク南陽のほうの南陽座、あのままの活用をするのかどうか、そういった詳細確認できてございませんので、把握していないような状況でございます。

○**副委員長** 6番高橋一郎委員。

○**高橋一郎委員** 今、把握していない状況でお聞きしてもどうにもならないと思うんですけども、市長にお伺いしたいのは、今のような例えば講演会的なものを開催するという、南陽市ってやっぱり便利なんですよ、いろいろ集まるにしても何にしても。

そういった意味も含めて、私は利用価値というのは高いものがあるなというふうには思っているんですけども、そういった意味で、四季南陽さんのことも非常に興味深く思っているわけですけども、その辺について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○**副委員長** 市長。

○**市長** これも、私の今も持っているイメージであって、全然確定した話でも何でもないという前提でお話し申し上げますと、恐らく四季南陽さんのカンファレンスセンターとおっしゃっているものについては、どちらかというところ、ちょっと高級な会議施設になるのかなというイメージを持っております。

一般的なニーズに対応する公民館、赤湯公民館、えくぼプラザとか、あるいは蔵楽とか文化会館よりは、ちょっと高級な感じのする使われ

方をするのかなと。

しかしながら、いろんなシーンで対応できる施設が本市にできてくるのは非常にありがたい話でありますので、そここのところは適切にすみ分けといいますか、使い分けを連携しながら行っていけばいいのかなというふうに思っております。

○副委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員　3款民生費の2項児童福祉費のほうに関連してですけれども、9月議会で、児童、生徒の通園バスのほうで具体事件が発生したということで、予算のほう出ていたと思うんですけれども、こちらのほう、方法について検討されていると思うんですけれども、今現在どのような方向で検討されているのか教えてください。

○副委員長　答弁を求めます。

大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長　お答え申し上げます。

ただいまバスの安全性の確保ということで、安全装置のほうの取付けということで準備のほうは進めさせていただいております。

あと、その前段として、各施設に、現地のほうに回りまして、調査などもしながら安全の確認をさせていただいておりますが、こちらの安全装置の取付けにつきまして、今のところ1月中旬で、対象の車に取付けを完了するという予定で進めさせていただいているところでございます。

○副委員長　3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員　1月くらいで取付けという方向だという話ですけれども、それというのは、よくアメリカ等でされているブザーをつけて、後方を確認して、後方でブザー止めるような形のものと考えていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長　大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長　お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、エンジンを止めたときにブザーが鳴り始めて、そのブザーを止めるために後方まで移動して、それでボタンを押して止めるというふうな安全装置の設置を考えているところでございます。

○副委員長　3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員　分かりました。

それなんですけれども、それでもいいとは思いますが、ブザー、例えば後ろのほうで止めるような形だと人間が関わっちゃうんですよね。

私、心配なのは、ブザーを止めることが目的になってしまう可能性があるんです。本当は、ブザーを止めるのが目的ではなくて、後ろまで行って、バスの中に子供が残っていないことを確認して、ブザーを止めるというのが目的のはずなんですよね。

ただ、人間というのは不思議なもので、長くやっていると、確認することよりも後ろに行ってブザー止めることが目的になってしまうんですよね。どうしてもそうなっちゃうんです。

よく工場とかでもあるんですけれども、もともとの目的が果たせなくなっちゃって、いつの間にか内容変わっちゃうというのはよくあることなんです。

一番いいのは、人を介さない方法が一番いいと私は思うんです。例えば、よく工場なんかで使っているRFIDというのがあるんです。よく分かりやすいのが、大型店舗さん、電気屋さんとかの量販店さんとかで、ゲートがあって、そこを通過したときにブザーが鳴るやつあると思うんです、高額商品か何か持っていっちゃうと。

あれと似たようなもので、私が昔工場でやっていた頃には、2、3ミリの直径で15ミリくらいの長さの、このくらいのチップがあるんですけれども、それを搬送の容器のほうにつけると、

ゲードを通過したときに、それがどこに行ったか分かるというやつがあるんです。

R F I D 自体は1個の単価が100円しないんです。ゲートの金額がどのくらいだかちょっと分からないですけども、例えば、そのゲートをバスのほうに取り付けて、そこを通過した人が、通過1回したのに戻ってこなかったらアラームが出るような仕組みにすれば、人を介さなくてもやることは可能だと思うんです。

そういう新しい方法も考えてはどうかかと、提案なんですけれども、それはいかがでしょうか。

○副委員長 市長。

○市長 一般的に、ヒューマンエラーを防ぐために、あるいは業務を効率化するために自動化するということについては、私も賛同いたします。

ただ、今回の件が、実際事故が起こった園において様々なシステムはあったものの、そのシステムを2度も3度もエラーを重ねてしまったということがありました。

そこで一番大事だったのは、委員がおっしゃるように本来の目的、子供たちの安全を守るという意識が抜け落ちてしまって、システムに依存してしまったということがありましたので、人がしっかり目的を認識して業務を行うということが、この子供たちの安全を守るには大切なことというふうな思いもあって、後ろに行ってブザーを押す、そして、戻ってくるときには子供たちが残っていないか確認するという方式のものを本市では採用することといたしました。委員のおっしゃるように、いろんな技術を、今後の更新の際には考えていく必要もあるなどというふうに思っております。

○副委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 それでいいと思うんですけども、私、工場にいたときによく言われたのが、間違いを起こさないんじゃないかと、起こし

ようがないようなシステムが一番いいんだと。例えば、不良をつくりたくてもつくれないというようなシステムが一番いいと、よく言われていました。

今回の場合だと人命が係っていますので、エラーを起こしたくても起こせないような対応を取るのが一番だとは思っています。

なかなかすぐにはできないと思いますので、ぜひ検討していただいて、今後の課題として考えていただきたいなと思います。よろしく願います。

○副委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第50号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

散 会

○副委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時33分 散 会

令和4年12月定例会
12月21日(水曜日)

予算特別委員会

令和4年12月21日（水）午前10時26分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（15名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
8番	山 口 正 雄	委員	9番	片 平 志 朗	委員
10番	梅 川 信 治	委員	11番	川 合 猛	委員
12番	高 橋 弘	委員	13番	板 垣 致 江 子	委員
14番	高 橋 篤	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員			

◎欠席委員（1名）

17番 殿 岡 和 郎 委員

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
穀野純子	総務課長	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	金子健	建設課長補佐
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算
(第11号)

~~~~~

開 議

○副委員長(島津善衛門委員) 本日、殿岡和郎委員長が都合で欠席のため、副委員長の私が委員長の職務を代行いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は15名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、17番殿岡和郎委員長、1名であります。

また、当局より、説明員、川合俊一建設課長が、都合により欠席の旨通知があり、代わりに、金子 健建設課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

これより予算の審査に入ります。

本定例会最終日において、本委員会に付託されました案件は、議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)、1件であります。

~~~~~

議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正
予算(第11号)

○副委員長 当局の説明を求めます。高橋直昭
財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年12月定例会 予算に関する説明書により 議第59号について説明] 省略別冊参照。

○副委員長 この際、委員各位並びに当局をお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、

簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行います。

歳入、歳出全般、8ページから9ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 支出についてお伺いをしたいんですが、妊娠届時5万円、それから出生時5万円ということで、既にもう出生なさっている方については10万円ということなんでしょうけれども、まず通知の仕方、通知の方法、それから支給方法ですが、例えば口座振替になるのか、あと口座振替の場合、今、マイナンバーカードを登録して、いわゆる国からの交付金等については、マイナンバーカードの指定した口座でできるというふうになってはいますけれども、その活用はされるのかどうか。

それから、もう一点は、令和5年3月31日までに妊婦の届出をした方については、5万円の支給をするというふうな形になるのか、お伺いしたいと思います。

○副委員長 大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

第1点目、既に出産された方についての通知ということでございますが、こちらのほうで把握しております該当者のほうに対しまして、御案内のほう差し上げるということになるかと思っております。

給付条件としてアンケートの提出ということもございますので、そういうものも添えさせていただきながら、そちらの御案内をさせていただくということになると思っております。

あと、現金給付の部分について、マイナンバーカードの利用等というところがございますけれども、今の体制の状態でございますと、一番速

やかに実施できるのは、現金を口座に振り込むという方法とは考えているところではございますけれども、やはり今、マイナンバーカードを活用しての、そういうふうな公的な給付ということも進んでいるところがございますので、こちらのほうの活用についても、まずは考えていきたいというふうには捉えておりますが、当面、最初の段階では、現金給付というところにならざるを得ないかなというふうに考えているところもございます。

あと、令和5年3月31日ということで、こちら、あくまでも対象が4月1日というところからになるというところで、ちょっとそこのはざまということになると思いますけれども、そちらのほうについては、出産応援ギフトの対象にはならないというふうに考えてございます。

以上です。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 現金給付というのは一番いいと思うんです。

現金給付が原則だということでもいいんですね、ああ、違いますか。まずそれが原則かというふうなこと。

それから、4年度の予算ということであれば、令和5年3月31日、妊婦の届出をした方については、5万円支給というふうなことでよろしいんですねというふうな質問です。

○副委員長 大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

給付の方法の原則といいますか、できるだけという言い方にはなっておりますけれども、クーポン等で、やはり必要なところに支払われるという、そういう形を想定しているのが原則であって、現金のほうの支給についても否定するものではないというふうな言い方になってるところでございます。

あとそれから、年度末の妊娠届ということで

よかったですでしょうか。5年3月31日、こちらにつきましても、今後この事業、来年度にも引き続いてやられている事業ということと、あと、この事業のくくりが、来年度の9月までの国の補正予算という中身になってございますので、その中で対応していくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 はっきり言っていただきたいんですが、では、支給に関してはクーポンなんですか。

○副委員長 答弁求めます。

市長。

○市長 私からお答え申し上げます。

国においてこの事業の制度設計上、子育て関係とか出産関係の事業者のところにこの交付金が使われるようにということで、原則は、そういったところで使えるクーポンにしてほしいというような連絡がありまして、先ほどの担当課長の答弁となりました。

ただ、それを原則としつつ、現金振込の給付も否定するものではないということで、本市においては、振込現金給付を選択して、まずは行ってまいります。

○副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結します。

お諮りいたします。議第59号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本定例会最終日において、本委員会に付託されました令和4年度補正予算1件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

閉 会

○副委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時38分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

予算特別副委員長 島 津 善衛門

議 案 等

(令和4年12月定例会)